

上越市自治基本条例に基づいた取組状況

令和5年4月

上越市総合政策部
地域政策課

目 次

第3条 自治の基本理念	1
1. 市民主権	1
取組1：上越市第6次総合計画	1
2. 人権の尊重	3
取組2：人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例（同総合計画）	3
取組3：上越市人にやさしいまちづくり条例（同推進計画）	5
取組4：障害者福祉計画	7
取組5：上越市男女共同参画基本条例（同基本計画）	9
取組6：上越市子どもの権利に関する条例（同基本計画）	11
3. 非核平和への寄与	14
取組7：非核平和友好都市宣言	14
4. 地球環境の保全	16
取組8：上越市環境基本条例（同基本計画）	16
取組9：上越市自然環境保全条例（同基本方針）	18
取組10：上越市民みどりの憲章	19
取組11：上越市民ごみ憲章	20
5. 地域特性の尊重	22
取組12：上越市第2次総合教育プラン	22
取組13：上越市歴史文化基本構想	26
取組14：上越市都市計画マスタープラン	28
取組15：上越市景観条例（同計画）	29
6. 地方分権の推進と自主自立の市政運営	31
取組16：地方分権への対応等	31
第4条 自治の基本原則	33
1. 情報共有の原則	33
取組17：市政情報コーナー	33
取組18：パブリシティ全般	34
取組19：広報上越の発行	35
取組20：出前講座	36
取組21：市ホームページ、市公式 SNS アカウントによる情報発信	38
2. 市民参画の原則	39
取組22：市民の声を聴くポスト事業	39
取組23：移動市長室、市民と市長との対話集会	40
3. 協働の原則	42
取組24：協働の促進に関する取組	42
第14条 市の職員の責務	44
取組25：上越市人材育成方針	44
取組26：職員の研修及び自己啓発	45

第 15 条 市政運営の基本原則	47
取組 27：第 6 次上越市行政改革推進計画	47
取組 28：定員適正化計画	48
取組 29：上越市第 2 次財政計画	50
第 16 条 総合計画	51
取組 1：上越市第 6 次総合計画	(再掲) 1
第 17 条 財政運営	52
取組 30：財政状況等の作成及び公表	52
取組 31：地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び公表	53
第 18 条 情報共有及び説明責任	54
取組 17：市政情報コーナー	(再掲) 33
取組 18：パブリシティ全般	(再掲) 34
取組 19：広報上越の発行	(再掲) 35
取組 20：出前講座	(再掲) 36
取組 21：市ホームページ、市公式 SNS アカウントによる情報発信	(再掲) 38
第 19 条 情報公開	55
取組 32：上越市情報公開条例	55
第 20 条 個人情報保護	57
取組 33：個人情報保護制度	57
取組 34：上越市情報セキュリティ基本方針	60
第 21 条 審議会等	62
取組 35：審議会の設置等に係る基準	62
取組 36：上越市審議会等の会議の公開に関する条例	64
第 22 条 パブリックコメント	66
取組 37：上越市パブリックコメント条例	66
第 23 条 苦情処理等	68
取組 38：上越市オンブズパーソン条例	68
第 24 条 行政手続	71
取組 39：上越市行政手続条例	71
取組 40：行政不服審査制度の運用	72
第 25 条 評価	74
取組 41：事務事業評価	74
取組 42：総合計画の進捗状況の評価・検証・市民の声アンケート	75
第 26 条 外部監査	77
取組 43：上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例	77
第 27 条 出資法人	80
取組 44：出資法人等にかかる適切な情報公開及び個人情報の保護	80
取組 45：議会への経営状況の報告	81
取組 46：出資法人等の経営状況の把握	82
取組 47：助言その他必要な措置の実施	83

第 28 条 政策法務	85
取組 48：条例、規則等の制定、改廃及び公布、その他法制執務に係る取組	85
第 29 条 法令順守	87
取組 49：職員倫理規程	87
取組 50：不祥事防止・綱紀保持アクションプラン	88
第 30 条 公益通報	89
取組 51：公益通報制度	89
第 31 条 危機管理	91
取組 52：上越市国民保護計画	91
取組 53：上越市地域防災計画	93
取組 54：上越市危機管理対応指針	95
取組 55：上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例（同推進計画）	97
第 32 条 都市内分権	100
第 33 条 地域自治区	100
取組 56：上越市地域自治区の設置に関する条例	100
第 34 条 市民参画	104
取組 22：市民の声を聴くポスト事業	（再掲） 39
取組 23：移動市長室、市民と市長との対話集会	（再掲） 40
第 35 条 協働	105
取組 24：協働の促進に関する取組	（再掲） 42
第 36 条 コミュニティ	106
取組 57：コミュニティへの支援・連携	106
第 37 条 人材育成	108
取組 58：まちづくりの人材育成への支援	108
取組 59：公民館事業	109
第 38 条 多文化共生	112
取組 60：多文化共生推進事業	112
第 39 条 市民投票	114
取組 61：上越市市民投票条例	114
第 40 条 国、県等との関係	116
取組 16：地方分権への対応等	（再掲） 31
第 41 条 他の自治体等との連携	117
取組 62：災害発生時の自治体間での相互支援	117
取組 63：観光関連の広域的な連携の取組	119
取組 64：北陸新幹線沿線都市との連携	120
第 42 条 海外の自治体等との連携及び国際交流の推進	122
取組 65：国際友好交流促進事業	122

第3条 自治の基本理念

1. 市民主権

第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。

【本条項の趣旨】

自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治制度の根幹であることを踏まえ、本条例における自治の主体を確認する観点から、「市民主権」を自治の基本理念の第一として掲げたもの

取組 1

上越市第6次総合計画

※本取組は、本条項のほか、第16条 総合計画（51ページ）に基づくものです。

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条の理念に基づいた取組として、将来都市像や市政運営の基本方針等、市民主体の市政運営を行うための総合的な指針を明らかにすることを目的としています。

■取組の状況

上越市第6次総合計画は、上越市の将来像やそれを実現するための政策を総合的・体系的に示したまちづくりの最上位計画です。

本計画では、当市を取り巻く人口減少等の課題に対し、その影響を緩和・解消し、将来の世代に魅力ある上越市を引き継いでいくため、市民の暮らしを支える様々な行政サービスを安定的・持続的に提供していくことはもとより、様々なまちの力を地域が一丸となって磨き上げ、発揮させ、将来都市像「すこやかなまち 人と地域が輝く上越」の実現を目指しています。

本計画は、市政運営のビジョンや方針を示す「基本構想」と、基本構想に基づく政策分野別の施策や事業の計画を示す「基本計画」で構成されており、その対象となる期間は、基本構想が平成27年度から令和4年度までの8年間、基本計画が令和元年度から令和4年度までの後期4年間となります。

令和3年度には、第7次総合計画の策定に向け、第6次総合計画の評価・検証を行い、8つの政策分野、3つの重点戦略別に主な取組と成果、現状と課題のほか、超高齢化社会が進行す

る 2040 年を見据えた、ありたい姿をとりまとめました。

■考察

本取組は、第 3 条及び第 16 条の趣旨を、将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」とその実現のための政策体系を明らかにすることによって具体化しています。

令和 3 年度に行った行政内部における第 6 次総合計画の評価・検証において、行財政改革の不断の取組の結果として、一定の歳出規模と財政調整基金の残高を確保するとともに、「市民の声アンケート」において、市民の生活の実態や実感が、ほぼすべての調査項目で前回より評価が高まっていることを確認できたことから、総合計画に基づく取組が市民の暮らしの向上につながったと考えられます。

一方、人口減少と少子高齢化の急激な進行に伴い、担い手不足や地域コミュニティ活動の減少等の影響が顕在化しており、社会経済環境の変化に伴う新たな課題が生じています。

2. 人権の尊重

第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。

- (2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。

【本条項の趣旨】

日本国憲法の三大原則（国民主権、平和主義（戦争の放棄）、基本的人権の尊重）や、本市におけるこれまでの人権尊重の取組を踏まえ、老若男女を問わず全ての市民がお互いの人権を尊重することを自治の基本理念として掲げたもの

取組 2

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例（同総合計画）

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条の理念に基づいた取組として、同和問題の根本的かつ速やかな解決その他の人権擁護の積極的な推進を図り、以って差別のない明るい上越市の実現に寄与することを目的としています。

■取組の状況

当市では、本条例に基づいて、「上越市第5次人権総合計画」を策定し、差別のない明るい上越市の実現に向けて、必要な施策を総合的に推進しています。

○第5次人権総合計画の概要

第5次人権総合計画（計画期間：令和4年度～8年度）では、「プライバシーの権利保護」、「同和問題（部落差別問題）の根本的かつ速やかな解決」、「障害のある人の自立と社会参加の実現」、「男女共同参画社会の実現」、「外国人市民の人権保障の実現」、「高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実」、「子どもの人権の確保」、「様々な人権問題への対応」を施策の目標として掲げ、それぞれの人権尊重のあるべき姿を確認して取組の基本的方向を示すとともに、人権擁護と人権教育・啓発を重要な二本柱と位置づけて、目標達成のための施策を推進しています。

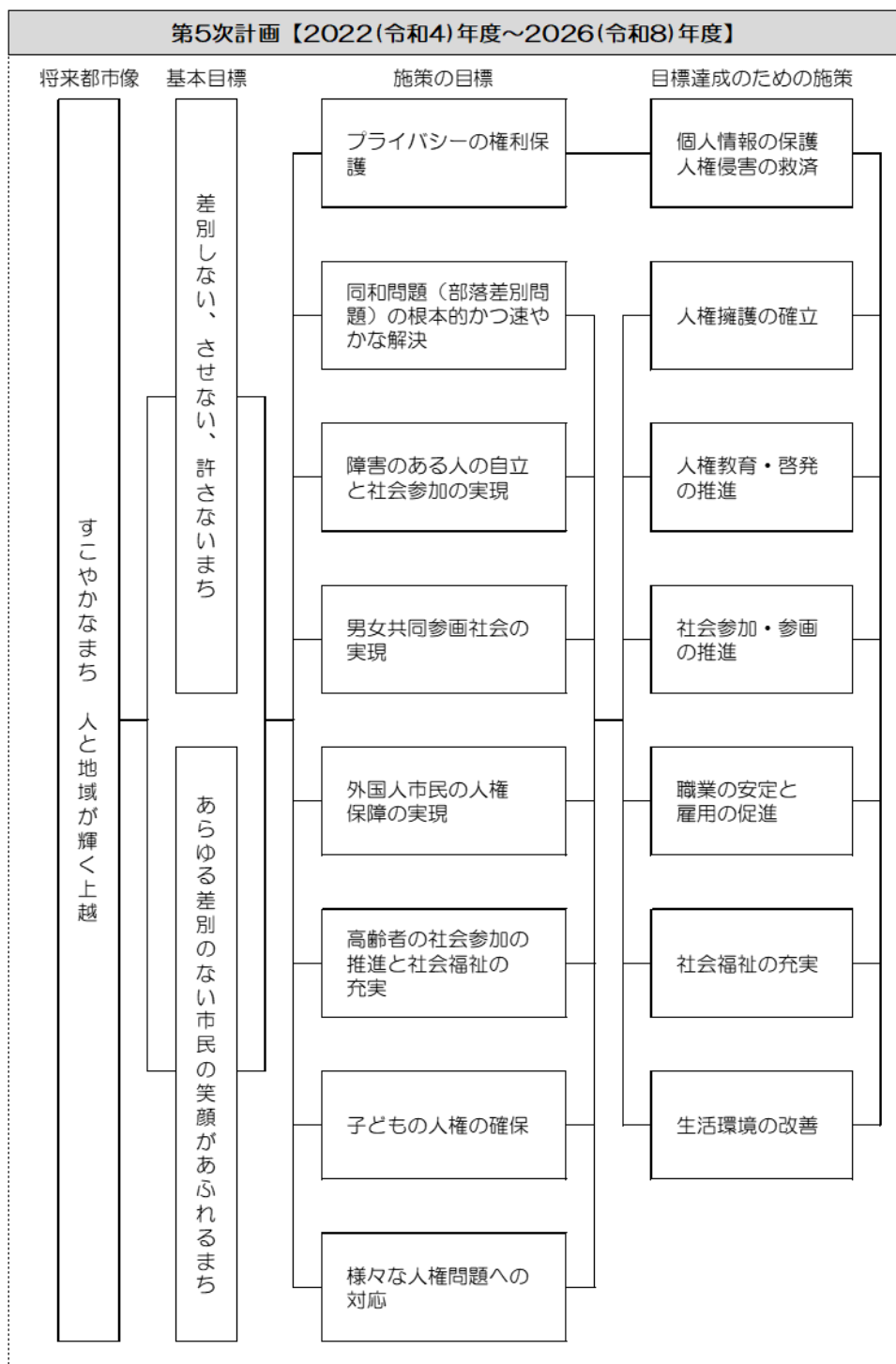
○第5次人権総合計画実施計画に係る令和4年度実施事業の目標達成状況

事業数	担当課の評価			
	A	B	C	D
272	256	11	3	2

目標達成状況

- A：計画達成（100%）
B：計画をほぼ達成（80%以上）
C：計画未達成
D：事業なし

※上越市第5次人権総合計画体系図（抜粋）は次のとおり



【計画に基づく取組】

あらゆる差別の早期解消に向けて、人権擁護の確立、人権教育・啓発の推進、社会参加・参画の推進、職業の安定と雇用の促進、社会福祉の充実、生活環境の改善の諸施策について、計画の実行性を確保するため、関係する個々の事業を年度別にまとめた実施計画を作成し、課題を踏まえた適切な目標と内容を定めて取り組むとともに、その取組成果を確認しています。

上越市人権・同和問題に関する市民意識調査結果

○平成 27 年度調査：回答者数 726 人、回答率 34%

○令和 2 年度調査：回答者数 830 人、回答率 42%

人権全般「これまで自分の人権が侵害されたことがある」⇒15%(21%) 6ポイント改善

同和問題「本籍等を調べる身元調査は行うべきではない」⇒69%(60%) 9ポイント改善

〃 「子の婚約者が同和地区出身者でも結婚を認める」⇒56%(48%)8ポイント改善

女性差別『女性家事に専念』という考えはおかしい⇒50%(31%) 19ポイント改善

外国人「外国人を理由にアパートを貸さないのは差別」⇒38%(32%) 6ポイント改善

■考察

本取組は、第 3 条の趣旨を、上越市第 5 次人権総合計画に基づく関連施策を推進していくことによって具体化しています。

今日では、性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別についての関心が高まっているほか、新潟水俣病患者に対する偏見や差別など新潟県固有の人権問題もあります。さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う差別事例も全国で相次ぎましたので、今後も、こうした変化に的確に対応する中で、それぞれ個別の問題に応じた人権擁護と人権教育・啓発に係る取組を継続していきます。

取組 3

上越市人にやさしいまちづくり条例（同推進計画）

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 3 条の理念に基づいた取組として、市、事業者及び市民が一体となって人にやさしいまちづくりを推進することにより、高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民の基本的な人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与することを目的としています。

■取組の状況

「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」を策定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせる、あらゆる障壁のない「人にやさしいまち」を目指し、各種施策を着実に推進するための進捗管理や、啓発冊子の配布及び研修会の開催による普及・啓発活動を行っています。

○第 5 次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和 4 年度実施計画進捗状況

事業数	担当課の評価			
	A	B	C	D
92	86	6		
	81	9	2	

上段・事業実施

A：計画どおりすべて実施（100%）

B：計画をほぼ実施（80%以上）

C：計画どおり実施できなかった

D：未実施

下段・目標達成

A：目標達成（100%）

B：目標をほぼ達成（80%以上）

C：目標を達成できなかった

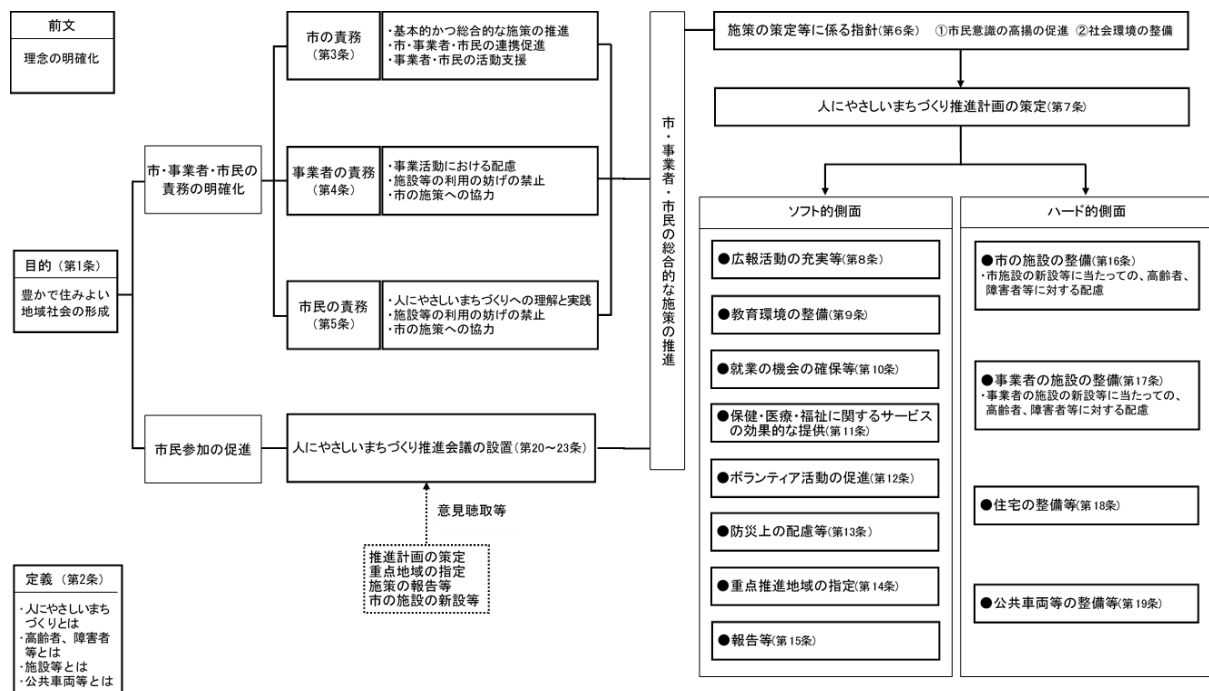
D：未実施

○第5次推進計画における施策ごとの事業数

条例で定めている施策	基本方針	基本目標	施策の方向	事業数
広報活動の充実等（第8条）	誰もが理解し合えるまちづくり	1（1）	2（2）	12（12）
教育環境の整備（第9条）	誰もが学べるまちづくり	1（1）	2（2）	6（6）
就業機会の確保等（第10条）	誰もが働けるまちづくり	1（1）	2（2）	8（8）
保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供（第11条）	誰もが健康に暮らせるまちづくり	1（1）	5（5）	33（32）
ボランティア活動の促進（第12条）	誰もが互いに支え合うまちづくり	1（1）	1（1）	7（6）
防災上の配慮等（第13条）	誰もが安心して暮らせるまちづくり	1（1）	4（4）	13（14）
市の施設の整備（第16条）・事業者の施設の整備（第17条）・	誰もが快適に暮らせるまちづくり	1（1）	3（3）	6（4）
住宅の整備等（第18条）	誰もが移動しやすいまちづくり	1（1）	2（2）	7（5）
合 計		8（8） ±0	21（21） ±0	92（87） +5

※（ ）内は、第4次計画（当初時）に位置付けられている数

○上越市人にやさしいまちづくり条例概念図



■考察

本取組は、第3条の趣旨を、上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画に基づく関連施策を推進していくことによって具体化しています。

「人にやさしいまちづくり」や「ユニバーサルデザイン」の考え方についての認知度や理解度が未だ高くないことから、今後も推進計画を進捗管理し、各種施策を推進するとともに、様々な啓発活動を行っていきます。

取組4

障害者福祉計画

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条の理念に基づいた取組として、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の障害者総合支援法等に基づく業務の円滑な実施に関する市の計画を定め、これを推進することを目的としています。

■取組の状況

本計画に基づき、障害のある方の生活上または療養上の必要な介護を行う「介護給付」や、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」などの自立支援給付を行っています。

令和2年度は計画の最終年であったため、市計画の見直しの指針となる国の方針や関係法令のほか、障害福祉サービス等の現状と課題、ニーズ変化等をもとに、関係機関や障害者福祉団体、障害福祉事業者等で構成する「上越市自立支援協議会」において協議を行い、令和3年3月に次期計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）を改訂しました。

「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」について

◆位置付け

第6期障害福祉計画第2期障害児福祉計画は、次の三つの位置付けを併せ持つ計画です。

1) 市町村障害者計画

障害者基本法に基づき、本市における障害者福祉の推進に係る理念や基本的な施策の方向性を定める計画

2) 市町村障害福祉計画

障害者総合支援法の規定に基づき、本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の整備や事業の円滑な実施に関する計画

3) 市町村障害児福祉計画

児童福祉法の規定に基づき、本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項に関する計画

◆計画期間

現計画の計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間です。市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、障害者総合支援法等の規定により、国が示す基本方針に即して作成しなければなりません。令和3年度から、国の新たな基本指針の計画期間となることから、当市を含む全国の市町村で計画が改定されました。

◆計画の基本的事項

<目標>

- 1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備を強化します
- 2 利用者の自立を支え、介護する家族等を支援する障害福祉サービスの充実を図ります
- 3 一人一人の出番を創出し、生きがいを持っていきいきと暮らせるまちづくりを推進します

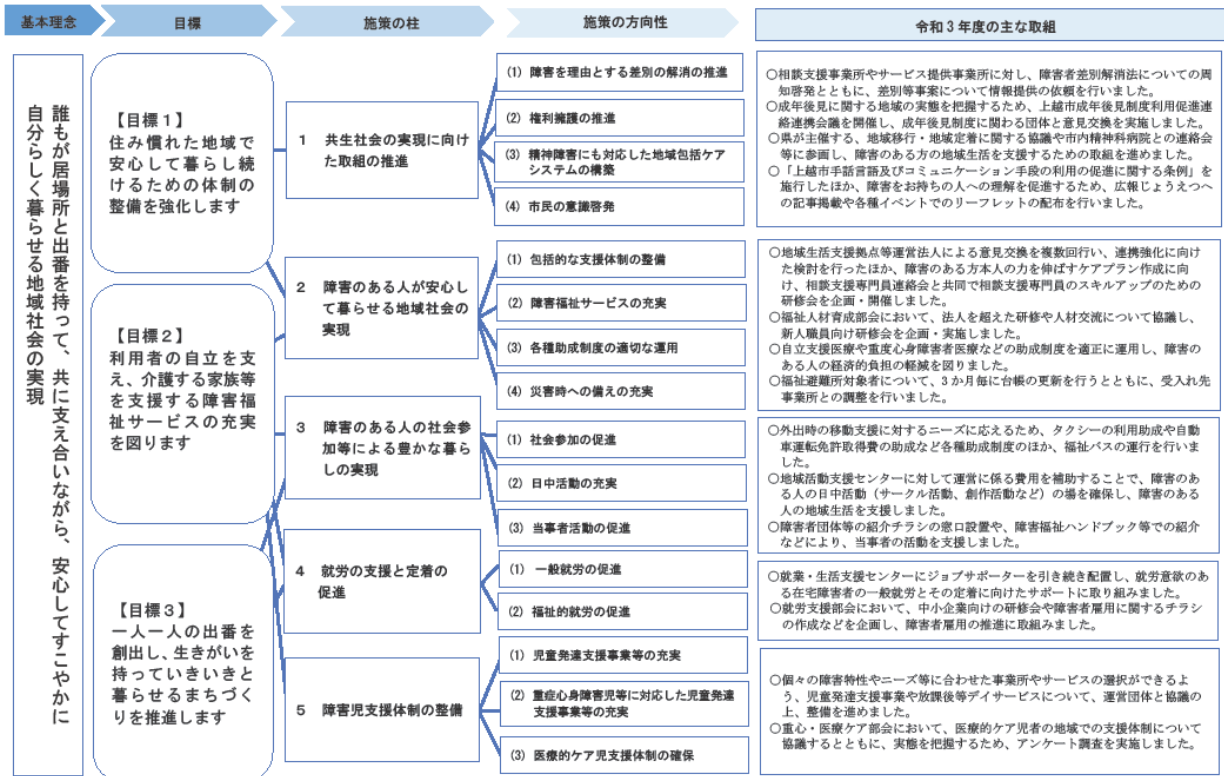
<基本理念>

誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現

<施策の柱>

- 1 共生社会の実現に向けた取組の推進
(施策の方向性) 障害を理由とする差別の解消の推進、権利擁護の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、市民の意識啓発
- 2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現
(施策の方向性) 包括的な支援体制の整備、障害福祉サービスの充実、各種助成制度の適切な運用、災害時への備えの充実
- 3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現
(施策の方向性) 社会参加の促進、日中活動の充実、当事者活動の促進
- 4 就労の支援と定着の促進
(施策の方向性) 一般就労の促進、福祉的就労の促進
- 5 障害児支援体制の整備
(施策の方向性) 児童発達支援事業の充実、重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の実施、医療的ケア児支援体制の確保

○令和3年度の主な取組



■考察

本取組は、第3条の趣旨を、上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に基づく関連施策を推進していくことによって具体化しています。

今後は、計画に位置付けた施策を効果的かつ効率的に推進するため、上越市自立支援協議会における議論や関係機関等との連携を通じ、地域の実情を的確に反映しながら、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進していきます。

取組5

上越市男女共同参画基本条例（同基本計画）

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条の理念に基づいた取組として、男女共同参画について基本理念を定め、市、市民、事業者及び地縁による団体その他の団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的としたものです。

■取組の状況

第3次男女共同参画基本計画に基づき、男性の家庭生活への参加を促す啓発活動や、女性が職場や地域で能力を発揮し活躍するための各種講座の開催など、女性活躍推進に関連する施策を始め、男女共同参画社会の実現のための各種施策を通じて、男女共同参画に関する市民の理解を深める取組を実施しています。

○第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度実施事業の目標達成状況

事業数	担当課の評価				目標達成状況
	A	B	C	D	
93	76	9	8	0	A：計画達成（100%） B：計画をほぼ達成（80%以上） C：計画未達成 D：事業未実施

○女性相談事業

関係機関等と連携し、様々な状況の相談者が安心して生活を送ることができるように支援を行っています。

- (1) 女性相談 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 午前9時～午後5時
(日曜日、祝日、年末年始、毎月第3水曜日は休み)
- (2) 延長電話相談 相談時間 毎週火曜日 午後5時～午後7時
- (3) 出張相談 公的施設等へ出向き相談を受付（事前予約制）

<女性相談実績>

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	
女性保護施設入寮者数（人）	1		1		3		
相談実人数/相談延べ件数	274	4,614	251	2,998	233	3,064	
内訳	経済問題	3	316	19	356	9	375
	職業・就労問題	3	181	3	20	0	10
	結婚・離婚問題	58	463	39	256	43	190
	家庭問題	144	2,148	127	1,320	115	1,259
	（内DV関係）	(31)	(448)	(28)	(213)	(26)	(136)
その他	66	1,506	63	1,046	66	1,230	
相談日数（日）		278		282		282	
1日当たり相談件数		16.6		10.6		10.9	

※人数は、主な訴えのあった内訳項目に実人数を記載。件数は、複数の内容の相談があった場合、主な訴え以外の件数も加えて記載

◆男女共同参画推進センター



◆男女共同参画推進センター情報紙「ウィズじょうえつ」



◆男女共同参画推進センター講座



■考察

本取組は、第3条の趣旨を、上越市第3次男女共同参画基本計画に基づく関連施策を推進していくことによって具体化しています。

現行の基本計画が令和4年度末で終了することから、現行計画の進捗状況や令和3年度に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、引き続き男女共同参画社会の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、令和5年度から5年間の上越市第4次男女共同参画基本計画を策定することとしています。

取組6

上越市子どもの権利に関する条例（同基本計画）

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条の理念に基づいた取組として、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、その尊重及び保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもの心身の健やかな成長を地域社会が支援し、もって子どもが安心し、かつ、自信を持って生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

■取組の状況

「みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来」を基本理念とし、その実現に向けた目標として「子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備」、「安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築」、「地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化」の4項目を掲げるとともに、それぞれの施策を定めています。

例えば、広報上越で、子どもの権利についての啓発活動を行うとともに、子どもの権利講座の開催や、上越市立小中学校全学年において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた学習を行っており、教職員、市職員、保育関係職員への研修も行っています。

また、虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に向けて、「上越市要保護児童対策地域協議会の運営」、「いじめ問題対策協議会の運営」のほか、「子どもの虐待予防推進事業」、「子どもの虐待予防出前講座」、「相談体制の整備」などの取組を進めています。

取組の進捗状況は、毎年、上越市子ども子育て会議委員会において点検・評価を行っています。

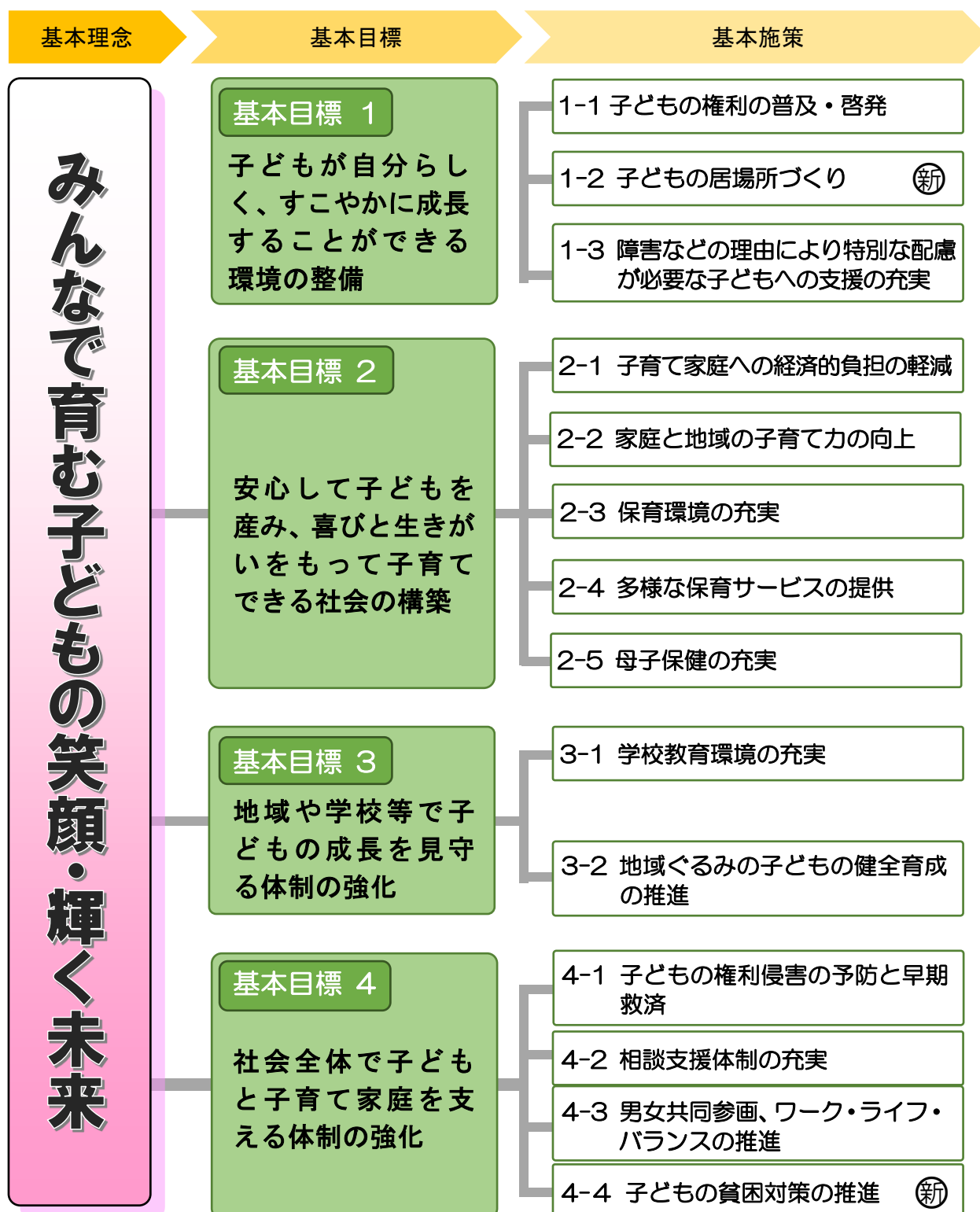
5 子ども・子育て支援総合計画に基づく令和3年度実施状況【総括表】

基本理念【1】	基本目標【4】	基本施策【13】	事業数	○：達成	△：一部未達成		×：未達成
					うち、新型コロナウイルス感染症等の影響		
みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来	【基本目標1】 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備	1-1 子どもの権利の普及・啓発	4	2	2	2	0
		1-2 子どもの居場所づくり	4	4	0	0	0
		1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	4	4	0	0	0
	【基本目標2】 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築	2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減	9	9	0	0	0
		2-2 家庭と地域の子育て力の向上	10	9	1	1	0
		2-3 保育環境の充実	3	3	0	0	0
		2-4 多様な保育サービスの提供	6	6	0	0	0
		2-5 母子保健の充実	7	6	1	1	0
	【基本目標3】 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化	3-1 学校教育環境の充実	5	4	1	1	0
		3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進	9	8	1	1	0
	【基本目標4】 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化	4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済	4	3	1	0	0
		4-2 相談支援体制の充実	6	6	0	0	0
		4-3 男女共同参画、ワークライフバランスの推進	5	4	1	0	0
合 計			76	68	8	6	0
目 標 達 成 状 況 (構 成 比)			達成率	89.5%	10.5%	-	0.0%

■考察

本取組は、第3条の趣旨を、上越市第2期子どもの権利基本計画に基づく関連施策を推進していくことによって具体化しています。

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定するとともに、当市の子ども・子育てを取り巻く環境と子ども・子育て支援の課題を踏まえた上で、新たな取組として「子どもの居場所づくり」と「子どもの貧困対策の推進」も位置付けながら、多様な施策を展開します。



3. 非核平和への寄与

第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。

- (3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。

【本条項の趣旨】

日本国憲法の三大原則と非核平和友好都市宣言に代表される本市のこれまでの非核平和への取組を踏まえ、その精神を自治の基本理念として掲げたもの

取組 7

非核平和友好都市宣言

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条の理念に基づいた取組として、戦争の記憶を風化させることなく後世に語り継ぐため、恒久平和に向けてたゆみない努力を続けることを誓い、宣言したものです。

■取組の状況

広島平和記念式典に市内中学校全24校を8校3グループに分け、代表生徒を派遣し、戦争の悲惨さ及び平和の尊さの認知を促すとともに、派遣生徒の体験・意識を学校や広く市民に周知・発信することで、非核平和の大切さを啓発しています。

また、平和を願う機運が高まる7月から8月に、戦争に関する実物資料や市内の戦争にまつわる出来事、非核平和関連の資料、広島平和記念式典派遣中学生の報告書などを展示する「平和展」を開催しています。平和展では折り鶴コーナーを設置し、来場者が作成した鶴を広島の原爆の子の像に献鶴しています。

このほか、平成29年度からは、複数年計画で市内全小中学校を巡回する「学校巡回ミニ平和展」を開催し、各学校が平和関連資料を活用した授業等を行うことにより、次代を担う子どもたちの平和への意識啓発を図っています。

○広島平和記念式典への中学生派遣状況

R4年度末：延べ498人 ※R2、3年度は派遣事業中止

○平和展の来場者数

H29：3,036人(33日) H30：3,044人(32日) R1：3,403人(32日)

R2：2,255人(33日) R3：1,494人(32日) R4：1,395人(31日)

※H29は、平和展の開催期間を延長した。

○学校巡回ミニ平和展実施校数

H29：小学校26校 中学校12校 H30：小学校25校 中学校12校

R1：小学校 12 校 中学校 4 校 R2：小学校 24 校 中学校 8 校
R3：小学校 15 校 中学校 12 校 R4：小学校 18 校 中学校 8 校

○戦争体験談集等の利用状況

- ・戦争体験談集販売 R3 年度末：延べ 534 冊（無料配布を除く）
- ・戦争体験収録 DVD 視聴 R3 年度末：延べ 1,147 人

○平和記念公園展示館来館者数

- ・H29：1,050 人、H30：1,045 人、R1：1,017 人、R2：982 人、R3：867 人

■考察

本取組は、第 3 条の趣旨を、非核平和友好都市宣言の趣旨の普及と啓発のための恒久平和に向けた取組を推進していくことによって具体化しています。

今後は、戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の記憶の風化が懸念されることから、市民への非核平和に関する意識啓発を一層推進する必要があると、引き続き工夫しながら、幅広い世代が平和について認識を深める機会を提供していきます。

4. 地球環境の保全

第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。

- (4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。

【本条項の趣旨】

上越市環境基本条例や地球環境都市宣言、上越市民ごみ憲章、上越市民みどりの憲章などに代表される本市のこれまでの地球環境保全の取組を踏まえ、その精神を自治の基本理念として掲げたもの

取組 8

上越市環境基本条例（同基本計画）

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条の理念に基づいた取組として、環境の保全について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

■取組の状況

上越市環境基本条例に基づき、第3次環境基本計画で掲げた望ましい環境像を実現するため、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」、「環境学習」の4つの分野ごとに、分野別に定めた基本方針に基づき施策を行っています。

市の環境の保全の施策と環境の状況については、毎年度「上越市の環境」としてとりまとめ、市民に報告・公表するとともに、環境イベントを開催し、省エネ生活の実行や廃棄物の減量・分別など、市民が取り組める具体的な内容を広く紹介して家庭での実践を促しています。

○環境関連事業の達成状況

令和3年度における環境関連事業55事業の取組実績は以下のとおり。

55事業のうち

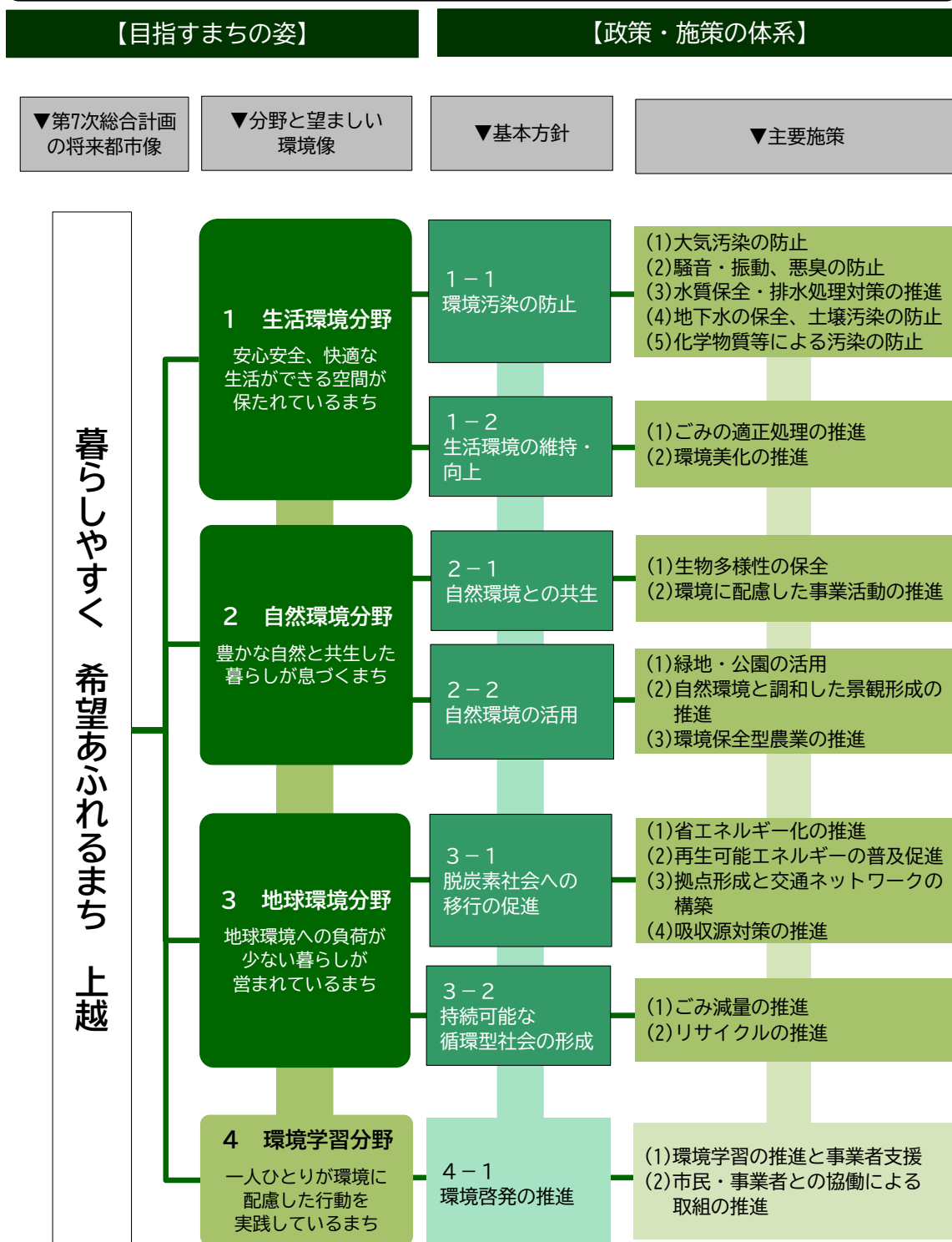
- A 計画どおりに実施し達成：48事業
- B 見直し・改善の必要があるが達成：1事業
- C 計画どおりに実施しているが未達成：6事業
- D 見直し・改善の必要があり未達成：0事業

■考察

本取組は、第3条の趣旨を、上越市第3次環境基本計画に基づく関連施策を推進していくことによって具体化しています。

今後は、新たに策定した、令和5年度を初年度とする上越市第4次環境基本計画に基づき、新たな環境技術の開発の動向や、市の環境施策を総合的に審議する環境政策審議会からの意見を踏まえ、基礎自治体としての環境施策を推進していきます。

上越市第4次環境基本計画では、望ましい環境像の実現に向けて、以下の体系図のとおり、四つの分野において、20の主要施策を展開します。



取組 9

上越市自然環境保全条例（同基本方針）

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 3 条の理念に基づいた取組として、上越市環境基本条例の本旨を達成するため、自然環境の保全に関し市、事業者、市民及び滞在者の責務その他必要な事項を定めることにより、地域における多様な生態系などの自然環境を健全な状態で確保し、もって人と自然が共生できるようにすることを目的としています。

■取組の状況

主な取組として、「自然環境保全地域」や絶滅などが特に懸念される種の「保護野生動植物」の指定の課題について検討を実施する自然環境保全推進委員会の運営、自然環境調査・監視員による自然環境保全地域等の定期巡回や現況調査、市民等への意識啓発事業の実施、開発行為等に対する環境配慮の助言等を行っています。

○自然環境保全地域の指定

年月	指定
H22.3	柿崎海岸
H23.3	二貫寺の森
H26.3	くわどり市民の森
	五智公園
H28.3	光ヶ原みずばしょうの森・わさび田の森
H30.3	よしだの谷内
R3.3	頸北の池沼群
R5.3	富岡・戸野目川河畔林

○自然観察ツアーの開催

（平成 21 年度から令和元年度まで毎年開催。以降、自然環境保全地域指定の翌年度に当該地域で実施することとした。）

年度	開催回数等
H26	1 回（4 人）
H27	4 回（64 人）
H28	4 回（67 人）
H29	3 回（36 人）
H30	4 回（25 人）
R1	1 回（28 人）
R3	0 回（荒天のため中止）

■考察

本取組は、第 3 条の趣旨を、上越市自然環境保全基本方針に基づく関連施策を推進してい

くことによって具体化しています。

本取組に基づき、自然環境保全地域等の計画的な指定や、自然観察ツアーを通年で実施するなど、現時点において運用上の問題はありますが、地域指定の方向性や環境変化にあわせ、環境講座の内容を精査していきます。

取組 10

上越市民みどりの憲章

■取組の目的

本取組は、豊かな自然に感謝し、みどりを守り育て、次の世代に引き継いでいくことは、市民一人ひとりの大切な責務であり、市民、事業者、行政の三者が一体となって、緑化を推進するための規範を明らかにしたものです。

■取組の状況

上越しみどりの憲章で定める、みどりの大切さを学び、守り育て、次世代へ引き継ぐため、次の取組を実施しています。

○上越しみどりのフェスティバル

緑化意識の啓発を図るため、毎年4月29日（旧みどりの日）、高田城址公園を会場に環境に関する体験型イベント等を実施

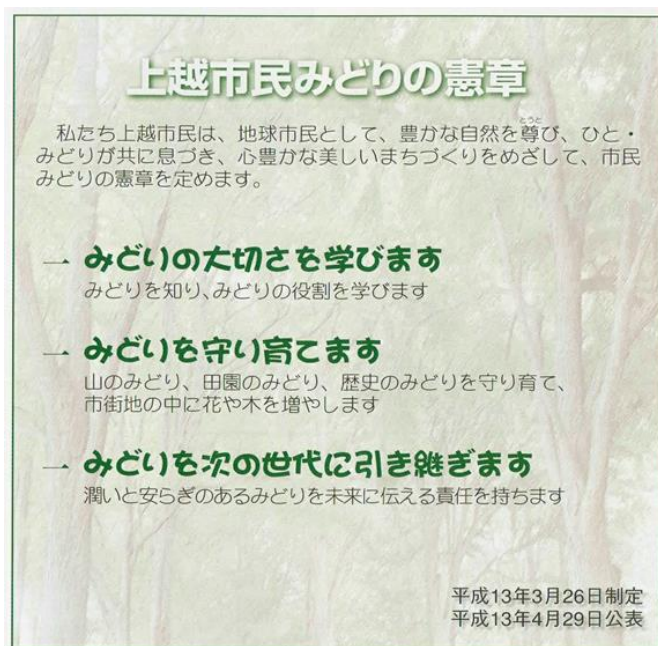
来場者数 H29：3,700人、H30：5,500人、H31：5,500人

R2、R3：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

○公共花壇等の管理

地元町内会や緑化団体等ボランティアの協力を得ながら、沿道や公共施設等の花壇の緑化活動を実施

年度	実施箇所数（か所） 【 】はボランティア数
H29	111 【92】
H30	89 【70】
H31(R1)	93 【66】
R2	86 【62】
R3	83 【57】



■考察

本取組は、第3条の趣旨を、上越市みどりの憲章で定める、みどりの大切さを学び、守り育て、次世代へ引き継ぐための取組を実施することによって具体化しています。

今後も市民が主体となって緑化活動を行っていくような仕掛けづくりを行いながら環境を整えていきます。

取組 11

上越市民ごみ憲章

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条の理念に基づいた取組として、「みどりの生活快適都市・上越」をめざし、地球市民として美しい自然と限りある資源を守ることを目的としています。

■取組の状況

当市では、上越市ごみ憲章の3つの柱、「まちをきれいにしましょう」、「ごみを減らしましょう」、「リサイクルをしましょう」に基づいた各種取組を行っています。

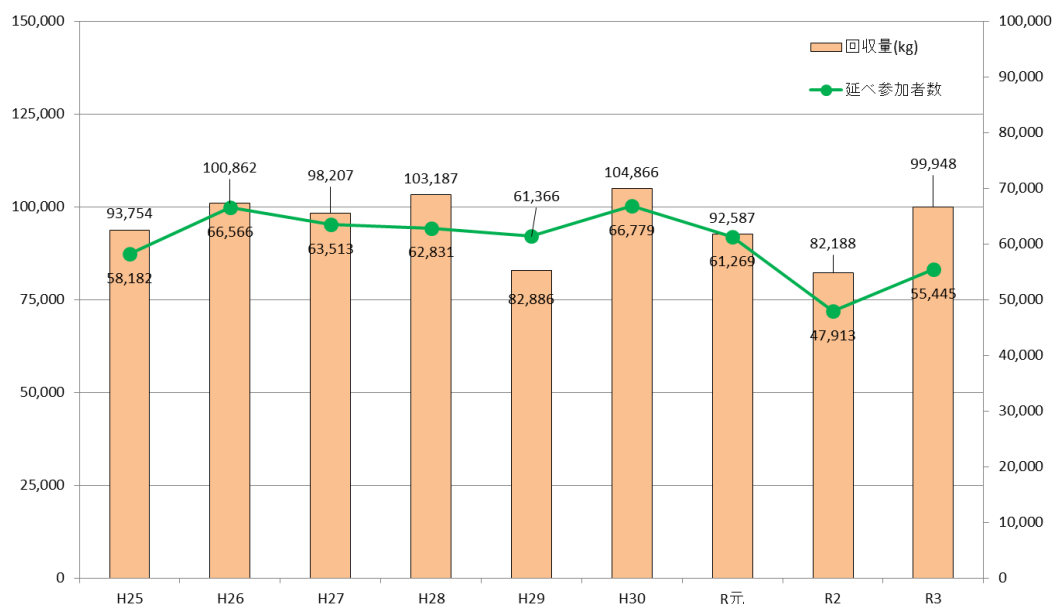
まず、「まちをきれいにしましょう」では、年間を通じて、全町内会に参加を呼びかけ、散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施する全市クリーン活動を実施しているほか、不法投棄物の回収及び野焼きへの指導を実施しています。

「ごみを減らしましょう」では、家庭ごみ指定袋を作成し、家庭ごみの有料化事業を実施しています。また、食品ロスの削減に向け、市内イベントや広報紙にて啓発活動を行っています。

「リサイクルをしましょう」では、町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店から資源物を回収し、リサイクル施設へ搬入する資源物収集運搬業務や容器包装（プラスチック製・紙製）、乾電池などの資源物の再商品化業務を外部に委託し、適正な処理を行っているほか、分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルする生ごみリサイクル事業を実施しています。

これらの取組を通じて、市民の生活環境の保全と美化に関する意識の向上や不法投棄抑止の意識醸成に努めています。

○全市クリーン活動実施状況



○ごみの排出量及びリサイクル率

年度	H29	H30	R1	R2	R3
ごみの排出量 (t)	67,284	66,818	67,744	67,503	64,186
リサイクル率 (家庭ごみ) (%)	48.5	46.7	46.0	41.9	42.7

■考察

本取組は、第3条の趣旨を、上越市ごみ憲章の3つの柱、「まちをきれいにしましょう」、「ごみを減らしましょう」、「リサイクルをしましょう」に基づく各種取組を実施することによって具体化しています。

今後も市民や町内会等と連携し、環境美化推進に向けた各種活動を行い、良好な生活環境の保全を図るとともに、3R (Reduce ごみの発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再資源化) +Renewable (再生可能資源への代替) の推進とごみ分別収集の徹底を図り、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組んでいきます。

5. 地域特性の尊重

第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。

(5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。

【本条項の趣旨】

合併により市域が拡大した中で、各地域のこれまでの歴史や文化を否定するのではなく、各地域が各々のアイデンティティを存続し、お互いがそれを尊重し合うことが大切と考え、この精神を自治の基本理念として掲げたもの

取組 12

上越市第2次総合教育プラン

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条の理念に基づいた取組として、社会の変化等から生じる教育課題にどのように対応していくのか、上越市の教育がどのような未来を築いていくのか、その方向と実現のための具体的な取組を示すことを目的にしたものです。

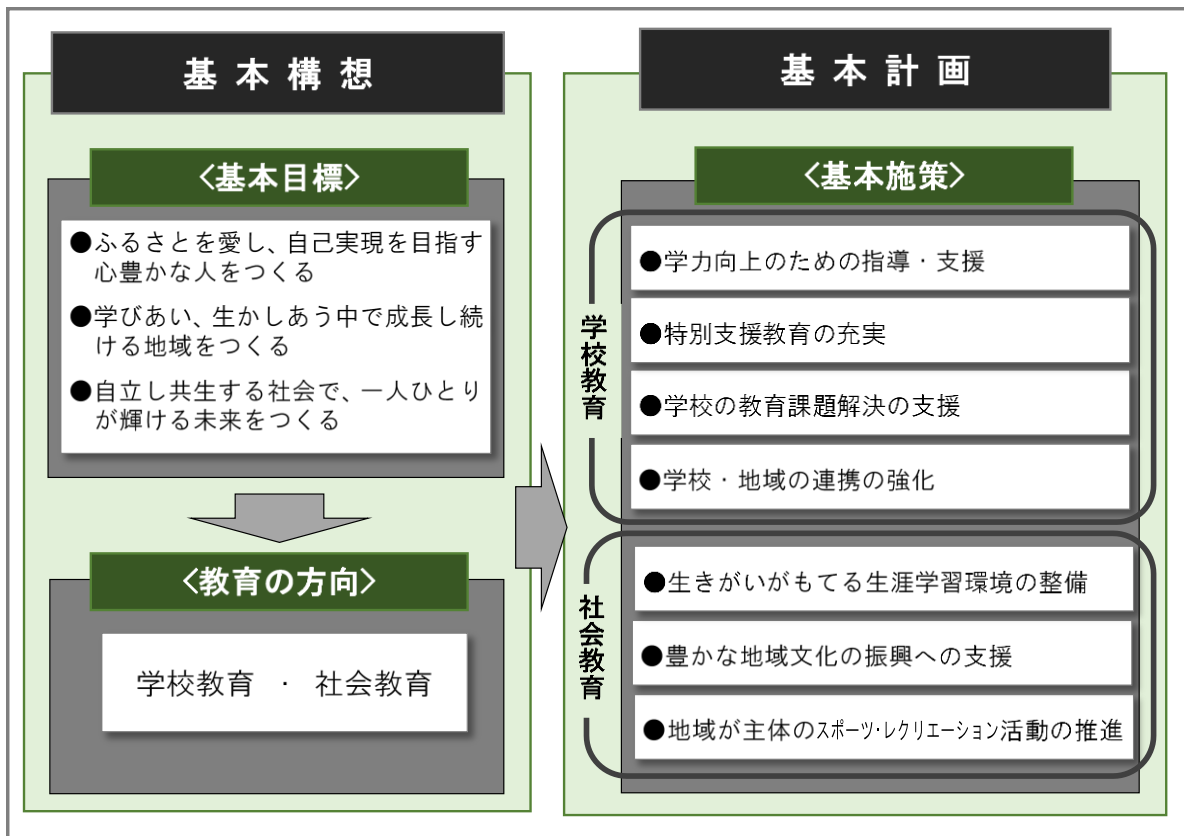
■取組の状況

平成19年度に策定した上越市第1次総合教育プラン（計画期間：平成19年度～28年度）の計画期間の満了に伴い、これまでの取組の検証・評価を行い、平成28年3月に上越市第2次総合教育プランを策定しました。本プランは、上越市の現状と課題を踏まえた教育の方向性を示す「基本構想」と、基本構想の実現に向けた取組を示す「基本計画」で構成され、その計画期間は連携・連動する上越市第6次総合計画及び上越市教育大綱の終期に合わせ、平成29年度から令和4年度までの6年間としています。

「基本構想」には3つの基本目標として、「ふるさとを愛し、自己実現を目指す心豊かな人をつくる」、「学びあい、生かしあう中で成長し続ける地域をつくる」、「自立し共生する社会で、一人ひとりが輝ける未来をつくる」を掲げ、各種施策や事業を実施しています。

また、地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりにつながる項目として、「基本計画」の中で「基本施策6 豊かな地域文化の振興への支援」を位置付け、施策に「県内最多を誇る文化財の保存と伝承」、「文化財の活用の充実」を掲げ、自治の基本理念を実現しています。

○計画の構成



○計画期間

計画	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
総合教育プラン	第1次プラン	改定	実施	第2次プラン				
同 実施計画		改定	実施	前期計画	見直し	後期計画		
教育大綱	実施							
第6次総合計画	実施							

○計画の体系



	施 策	施策の展開
社 会 教 育	基本施策5 ▶ 生きがいもてる生涯学習環境の整備	
	施策5-1 人づくり、地域づくり充実のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習機会の提供 ・文化・芸術活動の学習成果の発表の場の提供 ・公民館活動を通じた人づくり ・地域の資源や人材を活用した学び合う社会の形成 ・社会教育主事の適正配置 ・公民館図書室による読書活動の推進 ・身近な施設の有効活用
	施策5-2 図書を身近に活用できる図書館、読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい図書館づくり ・子どもの読書活動の推進 ・学校図書館の機能充実 ・市立図書館と学校図書館の連携 ・読書に関する啓発活動
	基本施策6 ▶ 豊かな地域文化の振興への支援	
	施策6-1 県内最多を誇る文化財の保存と伝承	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財調査審議会の開催 ・指定文化財の適切な保存と伝承 ・遺跡及び遺跡推定地の発掘調査 ・「歴史文化」を守り伝える人材の育成
	施策6-2 文化財の活用の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展の実施 ・講演会・講座などのイベントの実施 ・学校授業での活用 ・発掘調査成果の公開
	施策6-3 魅力と個性あふれる博物館・美術館づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館・美術館施設の充実 ・収蔵品の充実 ・企画展の開催 ・子どもから大人まで気軽に学べる教育普及事業の充実 ・日本スキー発祥記念館及び牧歴史民俗資料館の一体的運営
	基本施策7 ▶ 地域が主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進	
	施策7-1 生涯スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動の普及推進 ・体育協会、各種スポーツ団体への支援 ・総合型地域スポーツクラブの育成及び支援
	施策7-2 競技スポーツの発展	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ競技力の向上 ・アスリート育成強化事業の推進 ・指導者の育成
施策7-3 スポーツ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の安全性や快適性の確保 ・体育施設の再配置の推進 ・拠点施設・専門施設の整備 	

■考察

本取組は、第3条の趣旨を、上越市第2次総合教育プランに基づく関連施策を推進していくことによって具体化しています。

本プランを計画的・総合的に実施するために、平成29年度から令和元年度までを「前期実施計画」、令和2年度から令和4年度までを「後期実施計画」と期間を分け、プランに掲げる21の施策ごとに「目標」、「目標を達成するための事業等」、「成果指標」を定めて進捗管理を行っています。

これらの実施計画における事業の実施状況と成果指標の達成状況については、毎年度、教育委員及び有識者による点検と評価を行っており、その結果を市民に公表するとともに、施策内容の見直し・改善を行い、次年度以降の施策の展開に反映させています。

取組 13

上越市歴史文化基本構想

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 3 条の理念に基づいた取組として、上越市の文化財を地域の環境や産業、歴史や生活、伝えられてきたものなどを合わせて総体として「歴史文化」としてとらえなおし、住民理解や参画、協働のものと文化と伝統を守り、活性化する仕組みの中で、個々の文化財の保存・活用と特色ある「地域づくり」を合わせ、その進展と展開を図ることを目的としています。

■取組の状況

本構想は、地域の文化財を総体でとらえ、保存活用していくためのまちづくり構想であり、この構想に基づいて次の取組を実施しています。

○文化財の保存整備

文化財の指定に向けた調査の実施。補助金等の交付による指定文化財の保存。小中学校の総合的な学習や地域講座への講師の派遣

指定文化財件数:373 件 (R3)

○春日山城跡保存整備

遊歩道の修繕、草刈りなどの実施による散策環境の確保と景観保全。市民団体や小中学校等との協働による「土の一袋運動」や「松葉かき」の継続的な実施

○吹上・釜蓋遺跡の整備活用

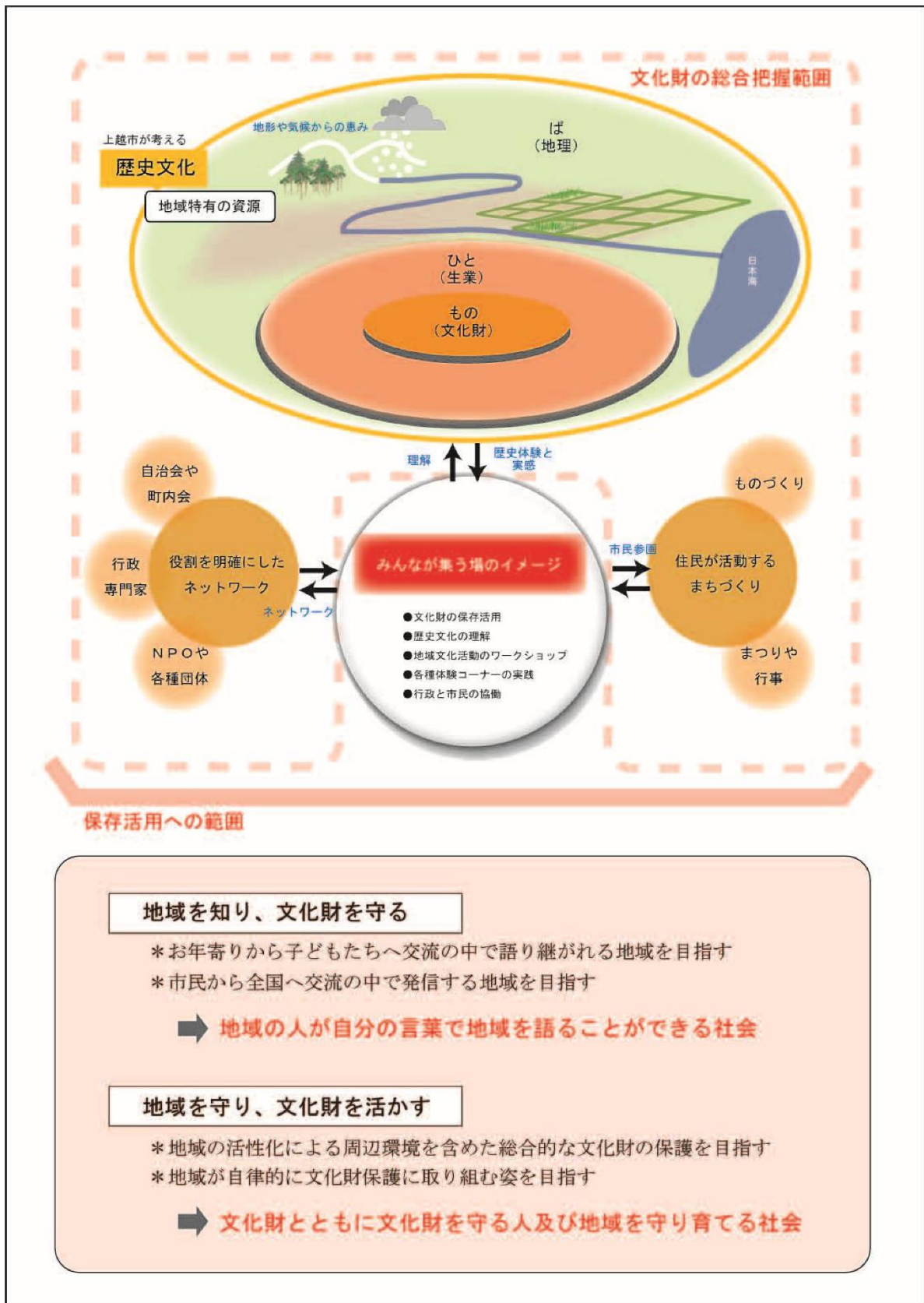
釜蓋遺跡の公開。吹上・釜蓋遺跡応援団との連携による遺跡まつりやものづくり活動の取組、小学校の校外学習向け活動プログラムや定期講座を実施し、遺跡の魅力や情報を発信

■考察

本取組は、第 3 条の趣旨を、上越市歴史文化基本構想に基づく関連施策を推進していくことによって具体化しています。

現在、本構想の基本となる文化財に対する市民の関心が高まっており、地域や文化財の保存・活用にかかる活動が活発に行えるような仕組みづくりが今後も必要となっています。

○構想のモデル図



取組 14

上越市都市計画マスタープラン

■取組の目的

本プランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、おおむね 20 年後のまちの姿を見据えて、快適で充実した都市（生活）空間を形成し、各拠点が相互に連携した持続可能な都市構造を目指すものです。

■取組の状況

都市計画マスタープランは、人口減少や少子高齢化など、社会経済情勢などの変化を踏まえ、上越市が目指す都市の将来像やまちづくりの方針を示したもので、計画の目標年次は令和 16 年度（2034 年度）としています。

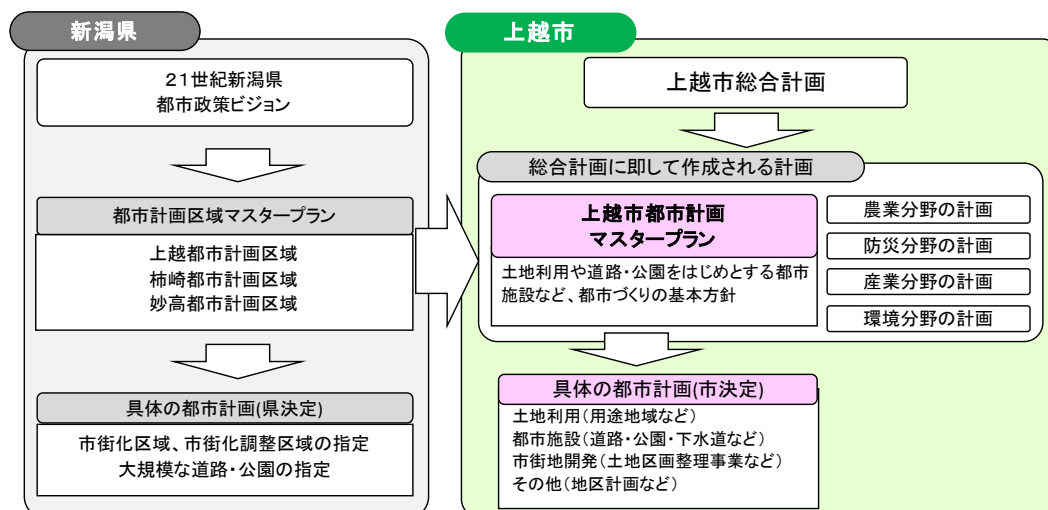
計画の構成は、現状と課題を踏まえ、市全体の将来都市像やまちづくりの方針を示す「全体構想」、全体構想を踏まえ地域ごとのまちづくりの方針を示す「地域別構想」、将来都市像を実現するための進め方や手法などを示す「実現化方策」で構成されます。

本プランを活用し、着実にまちづくりを実施するため、主な取組として次のとおり実施しました。

- ・市街地においては、都市計画マスタープランをより具現化した上越市立地適正化計画を策定（平成 29 年 3 月）
- ・田園地域においては、農村集落の維持を目的とした市街化調整区域の土地利用規制を緩和（平成 26 年度～）
- ・都市施設においては、都市計画道路の見直しや都市公園施設の長寿命化などを実施 など

○計画の位置づけと役割

都市計画マスタープランは、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や上越市の上位計画である「総合計画」に即し、まちの将来の姿や具体の整備方針を定めるものです。また、市の総合計画に即して定められる計画の 1 つで、都市計画マスタープランに基づいて土地利用の規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設などの個別計画が決定されます。



■考察

本取組は、第3条の趣旨を、上越市都市計画マスタープランに基づく関連施策を推進していくことによって具体化しています。

本計画の策定段階では、地域の個性や特性が十分に発揮されているよう、団体や個人等の意見を広く取り入れるとともに、都市計画の変更にあたっては、都市計画マスタープランとの整合を図り、都市計画法で義務付けられた手続きによって広く市民の意見を聴取しながら進めてきました。

本計画は、令和16年度を目標年次とする長期的な計画であり、現時点では明確な変化や課題はありませんが、今後は、「実現化方策」の中で示したとおり、市民・事業者・行政の「協働」によるまちづくりを推進していきます。

取組 15

上越市景観条例（同計画）

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条の理念に基づいた取組として、景観法の施行に関し必要な事項その他景観づくりに必要な事項を定めることにより、市民参画の下で、景観法第8条第1項の規定により策定する景観計画を推進し、もって地域の豊かな自然と風土が織りなす快適で美しく、魅力にあふれるまちの実現を図ることを目的としています。

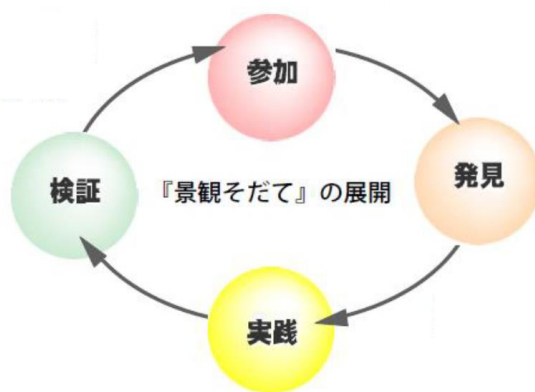
■取組の状況

○景観づくりの基本理念「景観そだて」

これまでも、市民が自ら景観づくりの取組に参加し、大切にしたい景観を発見し、実践し、その結果を検証し、そして新たな取組へ誘導していくという展開を「景観そだて」と名付け、推進してきました。今後も、この考えを景観づくりの「基本理念」として継承し、「参加→発見→実践→検証」の取組を行っていきます。

○景観づくりの誘導施策

良好な景観を阻害する建築物等の色彩・照明・サイン等の誘導を図り、周辺地域と調和が図られた景観づくりを推進するため、景観アドバイザー制度を設け、市民、事業者、行政の各種景観施策や景観づくりの取組に対して適切な助言を行っています。また、一定規模以上の建築物等については届出制度により助言を行っています。



<景観の届出及び景観アドバイザーの件数>

年度	H29	H30	R1	R2	R3
景観の届出件数（件）	112	100	99	110	140
景観アドバイザー件数（件）	84	63	42	29	37

○景観まちづくり事業

特徴的な景観が残る地域を対象に、その地域の特性を活かした景観づくりを進めるため、南本町三丁目をモデル地区として地域住民が主体となって各種取組を実施

<主な取組活動>

- ・景観情報誌の発行、雁木通りのにぎわいづくり（のれん掛け、ベンチ作成等）
- ・灯りイベントの実施、高校生と連携した空き倉庫を活用したイベントの開催
- ・雁木等の塗装や格子の設置の修景活動、南本町三丁目景観色彩ガイドラインの運用
- ・景観づくり重点区域の指定に関する提案書の作成 等

■考察

本取組は、第3条の趣旨を、上越市景観計画に基づく関連施策を推進していくことにより具体化しています。

本計画に基づいた地域特性をいかした景観づくりの取組を進める中では、例えば、南本町三丁目地域住民の景観形成に対する理解が深まるなど、本計画で目指している「景観そでて」が芽生えています。

本取組は、景観法に基づき、市民参画の下、地域の特性を活かした良好な景観を守り育てることを目的に実施しているものであり、今後も引き続き、地域の多様性を尊重しながら取り組んでいきます。

6. 地方分権の推進及び自主自立の市政運営

第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。

- (6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。

【本条項の趣旨】

「自己決定・自己責任」の原則に基づき、基礎自治体として必要な更なる権限の拡充を図るとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うことを自治の基本理念として掲げたもの

取組 16

地方分権への対応等

※本取組は、本条項のほか、第40条 国、県等との関係（116ページ）に基づくものです。

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第3条及び第40条に基づいた取組として、基礎自治体、広域自治体、国の役割分担を明確にした中で基礎自治体である、本市が自立的な地域経営を行うことができるよう、国と県に対して働きかけを行い、包括的な権限の配分、税源を含む権限に見合った財源を確保することを目的としています。

■取組の状況

第2次地方分権改革により実現した個別の地方に対する規制緩和や事務・権限の移譲の積み重ねによって、地域の実情に応じた行政展開が可能になっていることから、本市の市民サービス向上につながる事務・権限の移譲、規制緩和に係る提案を行ってきました。

具体的な取組状況は、次のとおりです。

○義務付け・枠付けの見直しに係る市独自の基準等の条例化（平成23年度、24年度）

No.	条例化した独自基準等
1	公営住宅の整備基準
2	市道の構造の技術的基準
3	都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を条例委任 都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準
4	公共下水道の構造の技術上の基準
5	公民館運営審議会の委員の委嘱にあたり満たすべき基準
6	図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準を条例委任
7	博物館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準を条例委任
8	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を条例委任

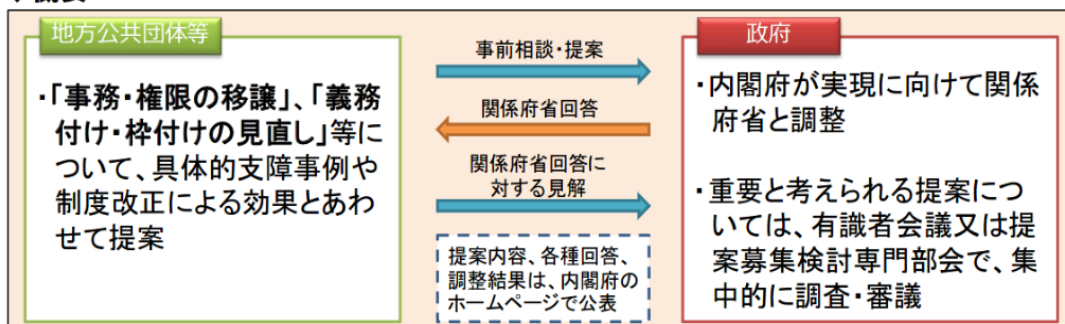
○国への地方分権改革に関する提案

H29：1件（自家用有償旅客運送(市営バス)の運行にあたり、運行委託先の企業等の持ち込み車両の使用許可を提案）

H30：0件、R1：0件、R2：0件、R3：0件（共同提案2件）

「提案募集方式」（H26年～）の概要・特色

◆概要



◆特色

- ① 従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
- ② 具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
- ③ 制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案
- ④ 手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

1

○県から市への事務・権限移譲（一部移譲除く）

H29.4.1 移譲：0件、H30.4.1 移譲：0件、R1.4.1 移譲：1件

R2.4.1 移譲：1件、R3.4.1 移譲：0件

○施行時特例市市長会に加盟するとともに、同会に設置された地方分権推進部会に所属し、国への提言を行った（同会は令和元年11月に解散）

- ・地域自立に向けた地方制度の抜本的な見直しについて（平成29年度）
- ・児童相談所の設置を希望する市への支援と児童虐待防止のための体制の強化について（平成30年度）

■考察

本取組は、第3条及び第40条の趣旨を、地方分権改革に係る制度の活用や関係団体との連携による国への要望活動などによって具体化しています。

当市では、県から市への事務・権限移譲について、市民サービスの向上に資する事務の移譲を終えています。国の地方分権改革が進む中、義務付け・枠付けの見直しなど権限移譲が進み、基礎自治体の自由度・裁量権が高まっており、自己決定と自己責任による自治体運営が行えるよう、引き続き行財政基盤の確立に向けた取組を進めていきます。

第4条 自治の基本原則

1. 情報共有の原則

第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。

【本条項の趣旨】

自治の主体である市民、市議会及び市長等のそれぞれが、情報の発信者、受信者となり得ることを踏まえ、市政運営に必要な全ての情報を三者で共有することが、市民参画や協働の原則による自治を推進する前提となることから、「情報共有」を自治の基本原則の第一として掲げたもの

取組 17

市政情報コーナー

※本取組は、本条項のほか、第18条 情報共有及び説明責任（54ページ）に基づくものです。

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第4条及び第18条に基づいた取組として、市政に関する情報を掲載した資料等を閲覧できる場所を木田庁舎、各総合事務所及び出張所に設置し、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供することを目的としています。

■取組の状況

市政に関する情報を知っていただけるよう、予算書、決算書、上越市統計要覧、男女共同参画基本計画、上越市の環境その他の各課等で発行した刊行物、パンフレット、公文書目録、参考図書などを配置した市政情報コーナーを市役所、各区総合事務所及び南・北出張所に設置しています。

○利用時間

午前8時30分から午後5時15分まで

○休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

○設置場所

木田第一庁舎（1階市民課前）、安塚区総合事務所（1階）、浦川原区総合事務所（2階）、大島区総合事務所（1階）、牧区総合事務所（1階）、柿崎区総合事務所（1階）、大潟区総合事務所（1階）、頸城区総合事務所（1階）、吉川区総合事務所（1階）、中郷区総合事務所（1

階)、板倉区総合事務所（1階）、清里区総合事務所（1階）、三和区総合事務所（1階）、名立区総合事務所（1階）、南・北出張所

■考察

本取組は、第4条及び第18条の趣旨を、市政情報コーナーの設置により、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供する場の設置によって具体化しています。

インターネットを通じて市政に関する情報を収集する人が多くなっている一方で、紙媒体による情報の需要も一定程度あることから、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供し、市民と情報の共有を図るための場所として、今後も継続的に活用を図っていきます。

取組 18

パブリシティ全般

※本取組は、本条項のほか、第18条 情報共有及び説明責任（54ページ）に基づくものです。

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第4条及び第18条に基づいた取組として、報道機関を通じた情報発信により、市政の透明性と市民からの信頼性を確保することを目的としています。

■取組の状況

新聞やテレビなどの報道機関に対して、市の事業や施策等の情報提供による広報活動を実施しています。

○情報提供の年間件数

年度	H29	H30	R1	R2	R3
件数（件）	1,451	1,340	1,365	1,617	1,858

○「パブリシティ」の有効性・特徴

パブリシティとは、官公庁、企業、各種団体などが、報道機関に対して事業や施策等の情報を提供し、新聞やテレビなどのマスメディアで報道されるよう働きかける広報活動のことです。

報道される際には、記者の客観的な視点が加わることから、情報の信頼性が高まり、市民への伝播力も大きなものがあります。また、市の財源負担を伴わないため、有料広告と比べると費用対効果の面でもメリットの高い広報手段と言えます。

(参考) 有料広告との比較

	パブリシティ	有料広告
手段	・無償情報提供	・広告スペース枠の購入
主な例	(1) 情報提供 (2) 記者会見 (3) ぶら下がり取材 (4) ブリーフィング (5) 市長コメント (6) 個別取材	・新聞、雑誌の広告 ・ラジオ、テレビのCM ・駅ポスター広告 など
掲載判断の主体	・報道機関	・市
特徴	・コスト小 ・客観的 ・信頼性 ・伝播力 ・速報性	・コスト大 ・主観的 ・計画的 ・反復効果大

■考察

本取組は、第4条及び第18条の趣旨を、報道機関への市の事業や施策等の情報提供による広報活動によって具体化しています。

報道機関を通じた情報発信は、市政の透明性と市民の信頼を確保するために有効かつ効果的な手段であることから、今後も「パブリシティの手引き」に基づき、全庁的に適時、適切な情報発信が行われるよう取り組んでいきます。

取組 19

広報上越の発行

※本取組は、本条項のほか、第18条 情報共有及び説明責任 (54 ページ) に基づくものです。

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第4条及び第18条に基づいた取組として、市政に関する事項を市民に周知し、行政に対する理解を深めることを目的としています。

■取組の状況

広報上越は、市政に関する事項を市民に周知し、行政に対する理解を深めるため月1回発行し、市内の全世帯に配布しています。令和3年度は、1号当たり76,600部を発行しました。

○広報上越に関する市公式LINEアカウント及び市ホームページアンケートの結果

アンケート(令和4年4月実施)では、回答者の約85パーセントの人が「広報上越を読んでいる」と回答しており、市政情報の入手手段として活用されています。

○令和4年度

- (1) 実施期間: 令和4年4月20日(水)~27日(水)
 (2) 対象者: 11,318人(4月20日時点のLINE登録者)
 (3) メッセージ開封者: 4月27日 6,269人
 (4) アンケート回答数(回答率) LINE: 468人(約 7.5%) 市HP: 20人
 計: 488人

Q3 あなたは、広報上越をどの程度読んでいますか。
 あてはまるものを1つ選んでください。

回答	回答数	割合
①すべてのページを読む	261	53.5%
②特集ページだけを読む	46	9.4%
③お知らせや催し「情報ファイル」などを読む	109	22.3%
④読まない	72	14.8%
計	488	100.0%

Q4 主な閲覧方法を教えてください。

回答	回答数	割合
①全戸配布や公共施設に設置してある広報紙	383	78.5%
②市ホームページ	24	4.9%
③スマートフォンアプリ(マチイロ)	14	2.9%
④スマートフォンアプリ(カタログポケット)	3	0.6%
⑤問3で④と回答した方はこちらを選択	64	13.1%
計	488	100.0%

Q5 「広報上越」はパソコンやスマートフォンでも閲覧できますが、紙媒体の全戸配布は必要だと思いますか。

回答	回答数	割合
①必要	289	59.2%
②不要	132	27.0%
③分からない	67	13.7%
計	488	100.0%

Q6 紙面は見やすい、分かりやすいと思いますか。

回答	回答数	割合
①はい	383	78.5%
②いいえ	44	9.0%
③問3で④と回答した方はこちら	61	12.5%
計	488	100.0%

Q7 問3で「④読まない」と回答した方にお聞きします。
 あなたが読まない理由はなんですか。(複数回答可)

回答	回答数	割合
①市政情報に関心がないから	18	3.7%
②読む時間がないから	41	8.4%
③内容がつまらないから	46	9.4%
④問3で①、②、③と回答した方はこちらを選択	382	78.3%
計	487	99.8%

Q8 今後「広報上越」の特集で取り上げてほしいテーマや、紙面全般についてのご意見をご記入ください。

回答(抜粋)	回答数
今のままでいい	9
読みやすい紙面	7
読みづらい・文字が小さい	4
紙媒体は必要	5
紙媒体は不要・LINEやウェブでいい	14
配布が負担である	3

■考察

本取組は、第4条及び第18条の趣旨を、市政に関する事項を市民に周知する市の広報の発行によって具体化しています。

広報上越は、市政情報を市民に届ける広報媒体として必要であり、引き続き読みやすさと分かりやすさに重点を置きながら、市民のニーズをとらえた題材を選定するとともに編集方法の工夫を行っていきます。

取組 20

出前講座

※本取組は、本条項のほか、第18条 情報共有及び説明責任(54ページ)に基づくものです。

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第4条及び第18条に基づいた取組として、市民の自主的、自発的な学習活動を支援することを目的としています。

■取組の状況

市の施策について担当職員が直接講師となって説明する出前講座の情報を取りまとめ、市民に提供しています。

○実施状況

年度	登録講座件数（件）	開催回数（回）	参加者数（人）
H29	42	999	41,133
H30	44	1,012	40,529
R1	47	1,094	50,760
R2	47	604	18,175
R3	52	758	22,997

○事例

【いきいきスポーツ出前講座】

健康・体力づくり運動をやりたい地域やグループ、学校等にスポーツに関する専門的な知識・技能を有する職員、生涯スポーツ指導員、スポーツ推進委員を派遣し、市民がその興味または関心に応じて身近にスポーツに親しむ講座です。



【環境出前講座】

子どもから大人まで楽しみながら環境学習ができる体験や工作ができます。

工作等にかかる費用は実費負担となります。



■考察

本取組は、第4条及び第18条の趣旨を、市の施策について担当職員が直接講師となって説明する機会を市民に提供することによって具体化しています。

出前講座の開催により、市政に関する説明責任を果たすとともに、生涯学習に対する意欲を高めることにもつながることから、市民ニーズを的確に把握するとともに、本取組の周知に努めていきます。

取組 21

市ホームページ、市公式 SNS アカウントによる情報発信

※本取組は、本条項のほか、第 18 条 情報共有及び説明責任 (54 ページ) に基づくものです。

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 4 条及び第 18 条に基づいた取組として、市政に関する事項を市民に周知し、行政に対する理解を深めることを目的としています。

■取組の状況

情報量に優れるホームページと、速達性・拡散性に優れる市公式 SNS アカウントを組み合わせ、適時適切な情報発信に取り組んでいます。

○ホームページのアクセス状況 (過去 3 年間、トップページ及び総ページビュー)

	トップ(件)						総ページビュー				
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	前年度増減	前々年度増減		令和3年度	令和2年度	令和元年度	増減	前々年度増減
4月	89,118	212,904	85,753	-123,786	3,365	4月	909,571	1,174,221	647,662	-264,650	261,909
5月	100,098	157,233	73,808	-57,135	26,290	5月	980,044	932,145	543,761	47,899	436,283
6月	98,520	111,402	78,594	-12,882	19,926	6月	884,210	761,031	554,079	123,179	330,131
7月	92,880	115,209	74,002	-22,329	18,878	7月	950,573	868,647	558,698	81,926	391,875
8月	127,428	96,966	71,146	30,462	56,282	8月	1,415,119	827,907	511,569	587,212	903,550
9月	120,597	88,838	65,547	31,759	55,050	9月	1,086,363	641,415	480,096	444,948	606,267
10月	69,614	77,389	119,587	-7,775	-49,973	10月	761,418	605,939	653,609	155,479	107,809
11月	67,709	80,048	64,978	-12,339	2,731	11月	636,215	635,470	450,256	745	185,959
12月	75,782	103,132	67,535	-27,350	8,247	12月	668,673	734,816	474,283	-66,143	194,390
1月	167,012	367,776	72,696	-200,764	94,316	1月	1,357,832	2,316,542	52,311	-958,710	1,305,521
2月	127,531	136,822	91,646	-9,291	35,885	2月	1,184,821	939,066	571,041	245,755	613,780
3月	102,042	110,935	113,029	-8,893	-10,987	3月	1,054,828	938,549	687,424	116,279	367,404
合計	1,238,331	1,658,654	978,321	-420,323	260,010	合計	11,889,667	11,375,748	6,184,789	513,919	5,704,878
月平均	103,194	138,221	81,527	-35,027	21,668	月平均	990,806	947,979	515,399	42,827	475,407

○市公式 SNS アカウントの登録者数 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

SNS の種類	登録者数 (人)
LINE	18,599
Twitter	4,511
Youtube	583

■考察

本取組は、第 4 条及び第 18 条の趣旨を、報道機関への市の事業や施策等の情報提供による広報活動によって具体化しています。

情報量に優れる市ホームページと即時性・速達性に優れる市公式 SNS アカウントによる情報発信を組み合わせ、市政の最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるよう、今後も適切に管理・運用していきます。

2. 市民参画の原則

第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。

(2) 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。

【本条項の趣旨】

公正な市政運営を、自治の主体である市民の参画の下で推進していく必要があることから、「市民参画」を自治の基本原則として掲げたもの

取組 22

市民の声を聴くポスト事業

※本取組は、本条項のほか、第34条 市民参画（104ページ）に基づくものです。

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第4条及び第34条に基づいた取組として、市政運営に関する意見・要望等を受け付け、市民ニーズを把握するとともに市民の声を市政運営に反映することを目的としています。

■取組の状況

市役所木田庁舎をはじめ、総合事務所等の市内の公共施設22か所に市民の声を聴くポストを設置しているほか、電子メールやFAX等により、市政に対する意見や提案等をお聴きしています。

主なご意見と回答については、広報上越や市ホームページに掲載し、市民にお知らせしています。

○ポスト設置場所（22か所）

市役所木田第一庁舎1階総合案内、各総合事務所、南出張所、北出張所、市役所時間外受付、市民プラザ、教育プラザ、高田図書館、直江津学びの交流館、市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ



○受付件数の推移

事業別		H29		H30		R1		R2		R3	
合 計		151 件		108 件		117 件		98 件		83 件	
手 段	メール	98 件	65%	79 件	73%	88 件	75%	78 件	80%	62 件	75%
	声ポスト	40 件	26%	26 件	24%	25 件	21%	12 件	12%	18 件	22%
	その他	13 件	9%	3 件	3%	4 件	4%	8 件	8%	3 件	3%

- ・表中、年度ごとの％は市民の声ポストの手段別の構成比
- ・手段のその他は、郵送、電話、FAX 等で受信したもの など

○内容の推移

内容別		H29		H30		R1		R2		R3	
合 計		151 件		108 件		117 件		98 件		83 件	
内 訳	意 見	33 件	22%	20 件	18%	32 件	27%	15 件	15%	14 件	17%
	要 望	63 件	42%	53 件	49%	56 件	48%	43 件	44%	48 件	58%
	提 案	8 件	5%	13 件	12%	16 件	14%	7 件	7%	7 件	8%
	苦 情	42 件	28%	19 件	18%	7 件	6%	19 件	20%	9 件	11%
	その他	5 件	3%	3 件	3%	6 件	5%	14 件	14%	5 件	6%

- ・表中、年度ごとの％は内訳別の構成比
- ・内訳のその他は、問い合わせ・質問 など

■考察

本取組は、第 4 条及び第 34 条の趣旨を、市政に対する意見や提案等を市民の声ポストを通じてお聴きし、その主なご意見と回答について市民にお知らせすることによって具体化しています。

インターネットの普及により、誰もが、いつでもどこからでも投稿することが可能であるため、市民が容易に市政に対する要望や提案等を意見できる有効な取組であり、市政運営への市民参画の取組として引き続き運用するとともに、多くの市民からの声を募れるよう、事業についての認知度の向上を図っていきます。

取組 23

移動市長室、市民と市長との対話集会

※本取組は、本条項のほか、第 34 条 市民参画（104 ページ）に基づくものです。

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 4 条及び第 34 条に基づいた取組として、市民や関係団体等と市長が直接意見交換する機会を設け、市政やまちづくりに対する意見や提案等を広く聴き、今後の市政運営にいかしていくことを目的としています。

■取組の状況

出席者は市民と市長で、市長が地域に赴いて執務を行い、その場において個別の面談形式で市民と対話する「移動市長室」と、集会形式で地区別またはテーマ別・対象者別に意見交換を行う「市民と市長との対話集会」を開催しています。移動市長室や対話集会での市民からの提案・要望・意見等を広報対話課がとりまとめ、担当課等において対応を検討し、可能なものから市政運営に反映しています。

また、開催概要を広報上越や市ホームページ、市公式 SNS アカウント（LINE・Twitter・YouTube）、デジタルサイネージに掲載し、市民にお知らせしています。

○対話集会の開催状況（平成 30 年度～令和 4 年度）

年度	会場数	参加者数	内容
H30	18	262 人	若者・子育て世代や高校生を対象にした「テーマ別・対象者別対話集会」、少人数の気軽な雰囲気での意見交換が行えるよう、地域の集会や団体等の活動する場、市長が訪問する「ミニ対話集会」
R1	7	90 人	専門学校生、高校生を対象にした「テーマ別・対象者別対話集会」、「ミニ対話集会」
R2			（新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし）
R3			（新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし）
R4	21	177 人	22 の中学校区単位における「地区別対話集会」

※令和 4 年 2 月に移動市長室を開催（3 会場・60 組）

○移動市長室の開催状況（令和 3、4 年度）

年度	会場数	参加者数	内容
R3	3	60 組 (141 人)	板倉区、柿崎区、浦川原区において、フリーテーマで面談
R4	3	27 組 (45 人)	高田、直江津、名立区において、フリーテーマで面談

■考察

本取組は、第 4 条及び第 34 条の趣旨を、市民や関係団体等の市政やまちづくりに対するご意見やご提案等を広くお聴きする移動市長室や対話集会を行い、市政運営につなげていくことによって具体化しています。

本事業は、市民が市長と直接意見交換ができる市民参画の取組として実施しており、引き続き、対象者や開催日時の設定などの実施方法を工夫しながら実施していきます。

今後も、事業の認知度の向上を図るとともに、対話集会の開催概要や寄せられた意見等に対する市の考え方について、周知を行っていきます。

3. 協働の原則

第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。

(3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。

【本条項の趣旨】

地域内の様々な公共的課題を解決していくためには、市民、市議会及び市長等がそれぞれの役割を認識しながら、お互いを対等なものとして尊重し、協力して共に働くことが必要であることから、「協働」を自治の基本原則として掲げたもの

取組 24

協働の促進に関する取組

※本取組は、本条項のほか、第35条 協働（105ページ）に基づくものです。

■取組の目的

本取組は、多様化・複雑化する市民ニーズや様々な地域事情に対応していくため、自治基本条例の理念にのっとり、地域全体として適切な主体・方法により公共的課題の解決ができるよう、多様な担い手の育成やそれらとの協働を一層推進することを目的としています。

■取組の状況

当市では、多様化する行政ニーズや複雑化する課題に対応していくため、最適な主体により、より良い形で課題解決が進められるよう、市民や地域のパートナーシップに基づく協働を推進しています。

○地域コミュニティ活動サポート事業

H29：新規3団体に講師を派遣し、各団体2回の話し合いを実施

前年度のフォローアップとして2団体に講師を派遣し、各団体1回の話し合いを実施

H30：新規3団体に講師を派遣し、2回の話し合いを実施

前年度のフォローアップとして2団体に講師を派遣し、各団体1回の話し合いを実施

R1：新規1団体に講師を派遣し、2回の話し合いを実施

前年度のフォローアップとして3団体に講師を派遣し、各団体1回の話し合いを実施

R2：前年度のフォローアップとして1団体に講師を派遣し、1回の話し合いを実施

R3：新規1団体に講師を派遣し、2回の話し合いを実施

○住民組織活動基盤整備事業

H29：2 区の住民組織に補助

H30：1 区の住民組織に補助

R1：1 区の住民組織に補助

R2：補助団体なし

R3：1 区の住民組織に補助

○NPO 及びボランティアに関する事業、NPO・ボランティアセンターの運営

年度	市民活動団体登録数 (団体)	ボランティア・団体活動等 の相談件数(件)
H29	248	545
H30	255	500
R1	261	541
R2	251	365
R3	250	344

■考察

本取組は、第4条及び第35条の趣旨を、市民や地域のパートナーシップに基づく協働をより一層推進していく施策に取り組んでいくことによって具体化しています。

市民の主体的な取組が広がりつつある一方で、現に活動している団体等において新規会員の減少や役員の高齢化などが顕在化しており、従来行われてきた活動の衰退が依然として懸念されることから、各取組を通じて市民活動団体の育成・支援を行っていきます。

また、協働は、市民と行政の相互理解のもとで成果が表れるため、お互いがお互いに話し合いを働きかけやすいよう、普段から顔の見える関係を築いていきます。

第 14 条 市の職員の責務

第 14 条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。

【本条項の趣旨】

市政運営に携わる全ての人は、当然のことながら全体の奉仕者でなければならないことを明らかにするため、第 7 条及び第 10 条で「市民の信託」という関係を明らかにしている市議会議員や市長のほかに、市長等の補助機関である職員（副市長以下の職員）について、「全体の奉仕者」と本条で規定することにより、改めて基本に立ち返り、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならないことを定めたもの

取組 25

上越市人材育成方針

■取組の目的

本取組は、「住民の福祉の増進」に向けて、限られた経営資源を効率的・効果的に投入し、「最小の経費で最大の効果」をあげる行動原理に基づき、市の職員の人材を磨き・高め、組織力の向上を図ることを目的としています。

■取組の状況

本方針では、「マインドを育む取組の推進」、「スキルを伸ばす取組の推進」、「人を育てるための仕組み及び環境の整備の推進」を基本方針とし、これらに基づいた「取組の重点項目」を定め、次のとおり、具体的な取組を推進しています。

○危機管理能力の向上

階層別研修において、コンプライアンスの徹底を始めとするリスクマネジメント研修を実施。不祥事防止チェックリストやソーシャルメディアガイドラインを策定しています。

○職員能力の開発促進

基礎・階層別研修による基本的なスキルの習得に加え、問題解決や政策形成能力等を高める課題別研修を通じて、市が抱える様々な課題や多種・多様な行政需要に対応できる職員の育成を図っています。また、自主研修や資格取得の支援制度の運用を通じて、自己啓発活動を促進しています。

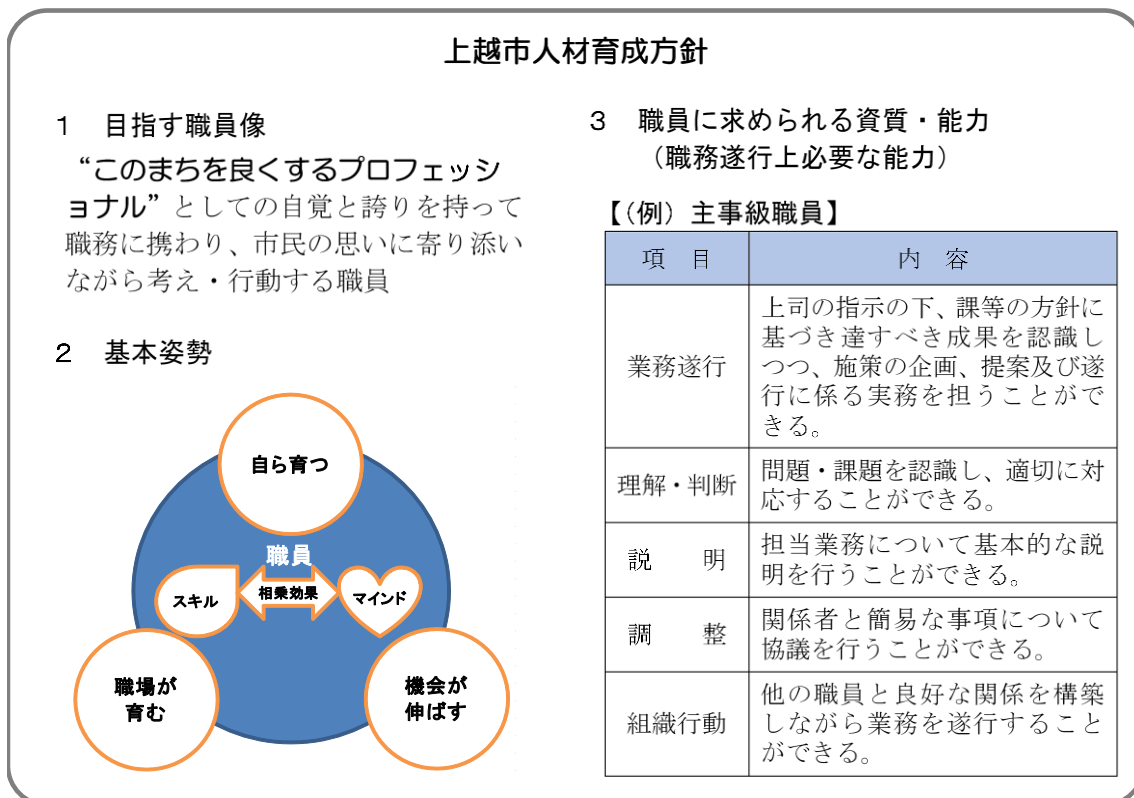
○人事評価制度の構築と適正な運用

平成 27 年度に制度内容を検討し、平成 28 年度から実施。①期首面談、②業務遂行、③自己評価、④評価、⑤期末面談の人事評価の一連のサイクルを通じて、職員の人材育成を促進

しています。

○職場環境の整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保の観点から、職員が心身共に健康な状態であり続けるよう、平成 28 年度からストレスチェックを実施。また、家族やライフワーク、自己啓発活動等への時間を確保するための支援として、福利厚生制度やノー残業デー・ノー残業ウィークの効果的な運用を図っています。



■考察

本取組は、第 14 条の趣旨を、上越市人材育成方針に基づく取組を実施することで具体化しています。

職員が全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行するとともに、限られた経営資源を効率的・効果的に投入し、「最小の経費で最大の効果」をあげることができるよう、人材育成を推進するため、引き続き職員の基本的な資質や各職位に求められる標準職務遂行能力の底上げを図っていきます。

取組 26

職員の研修及び自己啓発

■取組の目的

本取組は、「住民の福祉の増進」に向けて、限られた経営資源を効率的・効果的に投入し、「最小の経費で最大の効果」をあげる行動原理に基づき、市の職員の人材を磨き・高め、組

織力の向上を図ることを目的としています。

■取組の状況

上越市人材育成方針に基づいた取組として、次のとおり、各種研修を実施しています。

○基礎・階層別研修

- ・職員が職務を遂行する上での責務や法令遵守（コンプライアンス）はもとより、それぞれの職位に求められる基本的なスキルの習得のほか、問題解決や自身のキャリア形成、リスクマネジメント能力等を高める研修を行い、職員の育成を図っています。
- ・新規採用職員研修、待遇研修、採用2年目職員研修、採用3年目職員研修、一般職員1部・2部研修、主任研修（問題解決）、係長研修（マネジメントスキル・ヒューマンスキル、文書作成基礎、メンタルヘルス）、副課長級研修、課長級職員マネジメント研修、ハードクレーム対応研修、交通安全・非違行為防止研修 等

○OJT研修

新規採用職員が早期に相応の実務を遂行できるよう必要な支援を実施するとともに、市職員としての心構えを身に付けることで、将来に向けて自律的成長を遂げるための素地を確かなものとするため、採用から6か月間、育成指導担当職員を選任し、日々の業務を通して指導に当たっています。

○専門研修、市町村アカデミー主催等 外部研修

専門的業務に従事する職員は、より専門性の高い新たな知識や技術を習得するため、研修を受講しています。

- ・税務、財務、契約、給与事務、法制執務、土木技術系研修 ほか

○自己啓発研修

上越市人材育成方針で人材育成の基本姿勢の一つとして位置付けている「自ら育つ」に係る取組の一つとして、職員自らが基礎的な資質・能力の向上を始め、自身の強みとなる特性や専門性の伸長に取り組むことを支援するため、グループによる自主的な研修及び資格取得に係る経費を補助しています。

○長期派遣研修

他の機関における研修、業務従事を通じて、高度な専門知識と多様な価値観を習得し、資質・能力の向上を図るとともに、当該機関との連携強化及び情報収集、人的ネットワークの構築を図っています。

- 【派遣先】総務省、国土交通省、新潟県土木部、新潟県警 ほか

■考察

本取組は、第14条の趣旨を、上越市人材育成方針に基づく各種研修を実施することで具体化しています。

職員が全体の奉仕者であることを認識するとともに、市民サービスの向上に向けて組織が人材を磨くことは、組織力の向上のために欠かせない取組であることから、引き続き各種研修を行い、それぞれの職位に求められる能力の開発・伸長を図っていきます。

第 15 条 市政運営の基本原則

第 15 条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。

【本条項の趣旨】

市政運営に当たっていく上での市議会及び市長等の共通の行動原則とする事項を明らかにするために設けたもの

取組 27

第 6 次上越市行政改革推進計画

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 15 条に基づいた取組として、財政収支の均衡に目途を付け、「経営資源の最適配分」と「最少の経費で最大の効果をあげる」ための市政運営の仕組みを構築するとともに、市民生活を支える基礎的な行政サービスを継続的・安定的に提供することにより、第 6 次総合計画の実現に向けた土台づくりを着実に進めることを目的としています。

■取組の状況

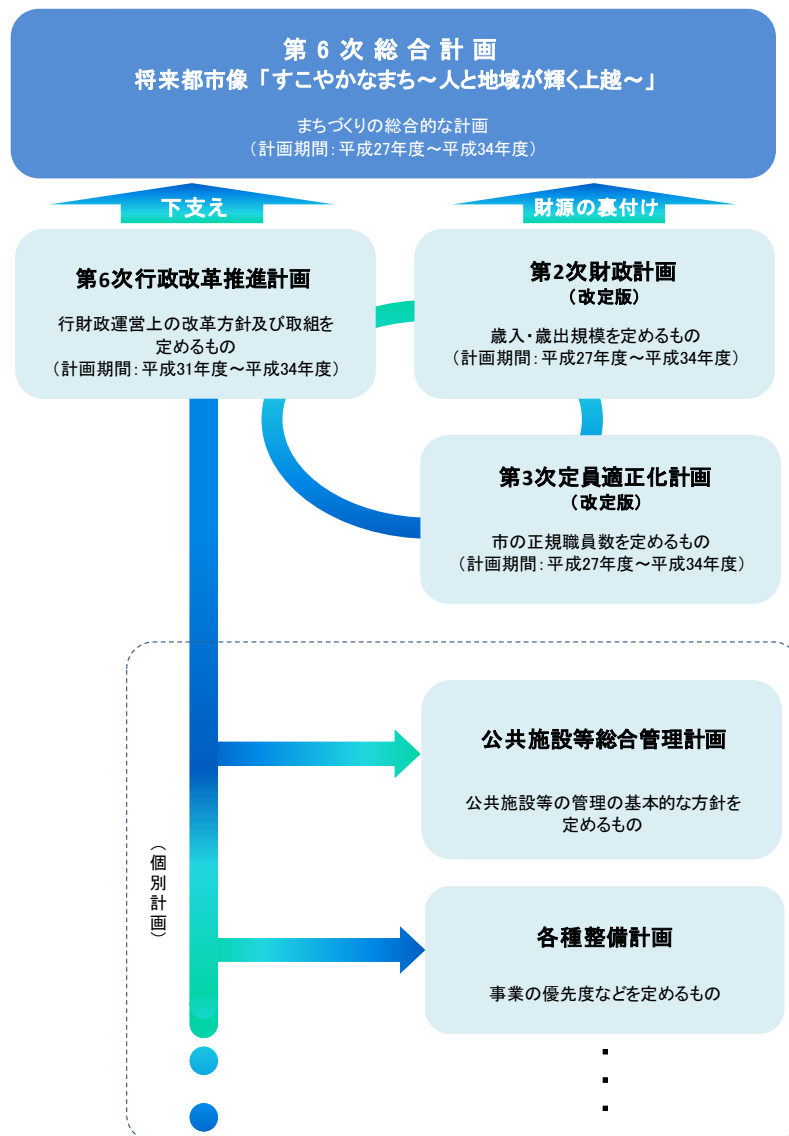
平成 31 年 2 月に第 6 次上越市行政改革推進計画を策定しました。

本計画では、「行政運営手法の見直し」、「歳入確保の推進」、「公共施設の適正管理の推進」、「第三セクター等の経営健全化の推進」、「効果的・効率的な組織体制の推進」を基本方策に掲げ、事務事業評価に基づく取組の推進、未利用財産の売却・貸付け、使用料・手数料の見直し、施設の適正配置の推進といった 11 の取組項目について、毎年度の検証と必要な見直しを行いながら取組を推進しました。

○第 6 次行政改革の取組状況（令和 3 年度末時点）

順調に進捗	…取組数：8
概ね順調に進捗	…取組数：3
概ね順調に進捗するも一部課題あり	…取組数：0
進捗が不十分	…取組数：0

○行政改革の取組と各種計画との関係



■考察

本取組では、第15条の趣旨を、第6次上越市行政改革推進計画に掲げる11の取組項目によって具体化しています。

令和5年度以降においても、第7次総合計画の実現を下支えするため、引き続き、行政改革の取組を進めていきます。

取組 28

定員適正化計画

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第15条に基づいた取組として、行政サービスの維持・向上と効率

的な行政運営を確保する中で、総合計画に基づくまちづくりの取組や様々な分野における施策を着実に推進していくための組織力を確保するとともに、定員適正化の効果を総人件費の抑制につなげ、安定的な行財政運営の基盤を整えることを目的としています。

■取組の状況

平成 26 年度において、事務事業の評価に基づく見直しや施策・事業の内容と業務量を分析するとともに、総合計画及び行革推進計画などに定めるまちづくりの方向性や将来的な行政需要の動きを把握し、業務量を推計しました。

平成 27 年 2 月に第 3 次上越市定員適正化計画を策定し、総合計画等の主要計画との関係性を考慮するため、計画期間は平成 27 年度から令和 4 年度までの 8 年間としました。また、各年度において必要となる正規職員数を算定し、数値目標を次のとおり設定しました。

○各年度の目標職員数（平成 31 年 2 月改定版）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
職員数	1,921 人	1,914 人	1,867 人	1,852 人	1,817 人
対前年増減	－	△7	△47	△15	△35

定員適正化計画に基づく取組として、業務量基礎調査の結果を基礎に、毎年度、各部課等からの組織見直し及び定員要求を受けて、後年度の行政需要や業務の分量・性質を分析した上で、組織運営の効率化・スリム化を進めるとともに、効率的・効果的な任用・配置を実施しています。

また、新規卒者の採用と定年退職者の再任用を両立する中で必要な職員数を確保するとともに、民間企業等経験者枠を設定して職員募集・採用を行うなど、中長期的な視点に立って、職員の年齢構成の偏りを補正する取組を進めています。

○職員数の推移

区分	H29	H30	R1	R2	R3
実職員数	1,917 人	1,894 人	1,863 人	1,830 人	1,798 人
目標職員数	1,921 人	1,914 人	1,867 人	1,852 人	1,817 人
実職員数－目標職員数	△4	△20	△4	△22	△19

※短時間勤務再任用職員、他団体からの派遣職員（県、県警等）を含む

■考察

本取組は、第 15 条の趣旨を、定員適正化計画に基づき、事業の執行に必要な最小の人員体制を構築するとともに、最大の効果を発揮できる組織の構築と人材を育成する各種の取組を実施することによって具体化しています。

今後も定員適正化計画を指針として、安定的かつ持続的な行政サービスを提供するために必要な職員数を確保するとともに、複雑多様化する市民ニーズや新たな行政需要へ迅速かつ柔軟に対応できる組織体制の構築を図っていきます。

上越市第 2 次財政計画

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 15 条に基づいた取組として、実質的な普通交付税の段階的縮小に備えるとともに、第 6 次総合計画に掲げる「すこやかなまち ～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、計画的な財政運営により財政の健全性を保ちつつ、持続可能な行財政運営の基盤を確立することを目的としています。

■取組の状況

第 2 次財政計画では、第 6 次総合計画に掲げた必要な施策や、将来の当市にとって必要性の高い価値ある投資に要する経費を計上するとともに、第 5 次行政改革大綱に基づく事務事業の見直しや定員適正化、歳入確保の取組などを反映し、平成 27 年度から 34 年度までの 8 年間における収支計画を平成 27 年 2 月に策定しました。

また、策定から 4 年が経過した時点で、第 6 次総合計画（後期基本計画）の推進に必要な経費を追加するとともに、第 6 次行政改革推進計画に基づく取組及び事務事業の見直し内容など反映するために、平成 31 年 2 月に改定しています。

毎年度の予算編成の際には、第 2 次財政計画を踏まえた計画的な予算編成を行っており、計画の最終年度となる令和 4 年度に、財源不足額が 7 億 8 千万円生じる計画であったものが、これまでの行財政改革の取組もあって、令和 4 年度当初予算編成時点で 2 億 7 千万円まで圧縮することができました。

○財政調整基金の基金残高

R3：第 2 次財政計画値 59 億 1,819 万円、決算額 86 億 8,235 万円（+27 億 6,416 万円）

R4：第 2 次財政計画値 51 億 3,529 万円、見込額 75 億 9,859 万円（+24 億 6,330 万円）

■考察

本取組は、第 15 条の趣旨を、計画的な財政運営によって具体化しています。

第 2 次財政計画では、合併特例措置の段階的な縮減の影響等による普通交付税の減少が見込まれ、歳入よりも歳出が上回り、不足額を財政調整基金で補う状態が続く見通しにありましたが、国の制度変更等やこれまでの行財政改革の取組もあって、財政収支は改善する見通しです。

一方、昨今の社会経済状況の急激な変化や、厳しい財政見通しを踏まえ、引き続き、事業費の精査、特定財源の有効活用、入札差金の留保等を通じて、歳出超過を財政計画の想定範囲内に抑えつつ、財政調整基金残高の推移を注視しながら、計画的な財政運営を図っていきます。

第16条 総合計画

第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとり、市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。

【本条項の趣旨】

総合計画と市政運営との関係を明らかにするために設けたもの

※本条項に基づいた取組「取組1：上越市第6次総合計画」は、1ページを参照

第17条 財政運営

第17条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。

【本条項の趣旨】

自立した市政運営の基礎となる健全な財政運営を確保するとともに、財政運営に係る透明性の向上を図るための基本的な事項について明らかにするために設けたもの

取組 30

財政状況等の作成及び公表

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第17条に基づいた取組として、市の財政状況、財政の健全性を判断するための指標など財政に関する情報について公表することにより、透明性のある健全な財政運営を行うことを目的としています。

■取組の状況

地方自治法に基づき、財政状況については、広報上越及びホームページで公表しています。

また、健全化判断比率については、毎年度、決算時に監査委員の審査を付した上で議会へ報告し、ホームページで公表しています。

○財政状況の広報上越及びホームページへの掲出状況（毎年度）

- ・当初予算の概要 (広報4月号)
- ・前年度の財政状況(3月末現在) (広報6月号)
- ・前年度決算報告 (広報10月号)
- ・当年度の財政状況(9月末現在) (広報12月号)

■考察

本取組は、第17条の趣旨を、市の財政状況、財政の健全性を判断するための指標など財政に関する情報について、分かりやすい手法を用いて、広報上越及びホームページで公表することによって具体化しています。

今後も、健全な財政運営に資するため、引き続き、財政状況等に関して市民に分かりやすい資料を作成し公表していきます。

地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び公表

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 17 条に基づいた取組として、地方自治法に基づく、現金主義・単式会計による財務会計処理を継続しながら、経費支出、建設投資と資産増減を明確に関連付けして、発生主義に基づく複式による会計処理を採り入れることによって、財務関係の情報を分かり内容で公開し、説明責任を果たすとともに、財政状況の悪化や改善などを早期に把握し、健全化を促進することを目的としています。

■取組の状況

平成 28 年度決算から、総務省が示す「統一的な基準モデル」の方式により、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、ホームページで公表しています。

作成対象は、普通会計に関わる財務書類に限らず、全自治体の各会計間での比較ができるよう、公営事業会計、公営企業会計及び一部事務組合・広域連合を含む「全体財務書類」、第三セクター等の出資法人を含めた「連結財務書類」を作成しています。

■考察

本取組は、第 17 条の趣旨に基づき地方公会計制度に基づく財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、ホームページで公表することによって具体化しています。

なお、財務書類の活用については、固定資産のストック情報や発生主義に基づくコスト情報などを用いたセグメント分析の手法などが確立されておらず、未だ研究段階の状態となっています。引き続き、国や他市町村の動向を注視しつつ、有用かつ簡便な分析手法が示された段階で活用を検討します。

第 18 条 情報共有及び説明責任

第 18 条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。

【本条項の趣旨】

市議会及び市長等と市民との相互の信頼感を醸成することにより、市民参画と協働を推進し、さらには、市の自己決定権の拡大に伴い、政策形成過程の透明性を高めるため、情報共有と説明責任の基本的な取組姿勢を明らかにするために設けたもの

※本条項に基づいた取組「取組 17：市政情報コーナー」は、33 ページを参照

※本条項に基づいた取組「取組 18：パブリシティ全般」は、34 ページを参照

※本条項に基づいた取組「取組 19：広報上越の発行」は、35 ページを参照

※本条項に基づいた取組「取組 20：出前講座」は、36 ページを参照

※本条項に基づいた取組「取組 21：市ホームページ、市公式 SNS アカウントによる情報発信」は、38 ページを参照

第 19 条 情報公開

第 19 条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。

2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手續等については、別に条例で定める。

【本条項の趣旨】

公正で開かれた市政運営が実現されるよう、市議会及び市長等が保有する情報の公開の原則を明らかにするために設けたもの

取組 32

上越市情報公開条例

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 19 条に基づいた取組として、市の保有する情報を公開し、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保し、もって福祉の増進に寄与することを目的としています。

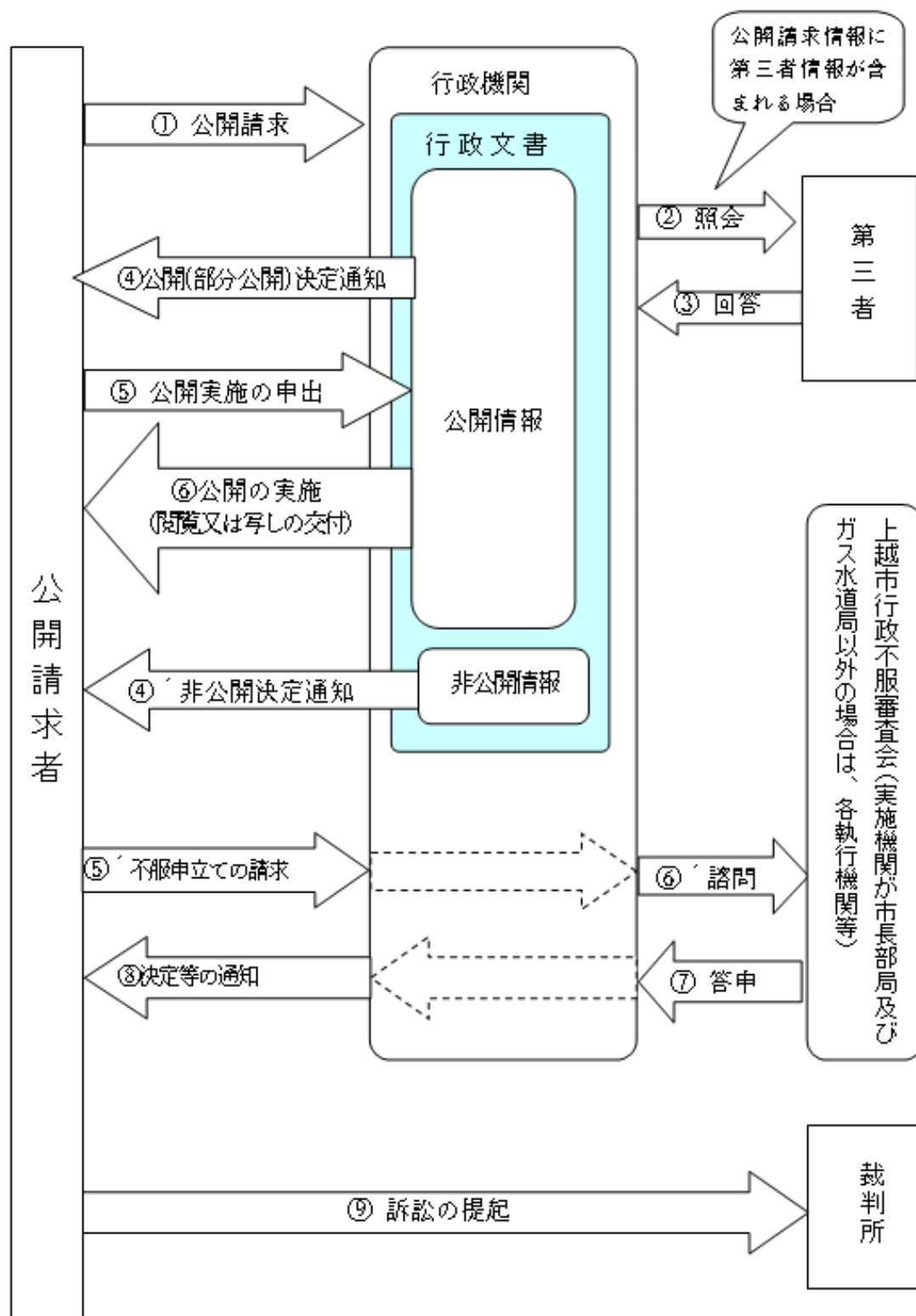
■取組の状況

上越市情報公開条例に基づき、適正な情報公開を行っています。年度別の請求件数等及び職員向け研修の実施実績は次の表のとおりです。

	職員向け情報公開に関する研修開催回数	公開請求件数	公開	部分公開	非公開	時限非公開
H29	3 回	229 件	181 件	31 件	17 件	0 件
H30	5 回	170 件	149 件	11 件	10 件	0 件
R1	3 回	176 件	159 件	11 件	6 件	0 件
R2	4 回	170 件	145 件	20 件	5 件	0 件
R3	5 回	200 件	170 件	24 件	6 件	0 件
合計	20 回	945 件	804 件	97 件	44 件	0 件

備考 職員向け情報公開に関する研修は、新採用職員向け研修及び公文書管理研修を含む。

○情報公開の流れ



■考察

本取組は、第19条の趣旨を、上越市情報公開条例に基づく情報公開制度を設けることによって具体化しています。市民の市政への参加をより一層推進するため、今後も引き続き適切に運用していきます。

第 20 条 個人情報保護

第 20 条 市議会及び市長等は、市民の基本的人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。

2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定めるもののほか、別に条例で定める。

【本条項の趣旨】

個人情報の保護が市民の基本的人権である個人の尊厳の確保と密接に関係することから、個人情報保護に対する市の基本的姿勢を明らかにするために設けたもの

取組 33

個人情報保護制度

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 20 条に基づいた取組として、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な市政運営の実現を図り、もって市民の基本的人権である個人の尊厳を確保することを目的としています。

令和 5 年 4 月 1 日から個人情報の保護に関する法律が、地方自治体にも適用されたため、上越市個人情報保護条例を廃止しました。以下は、廃止前の上越市個人情報保護条例に基づく令和 3 年度までの取組状況です。

■取組の状況

廃止前の上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護の取組を行いました。

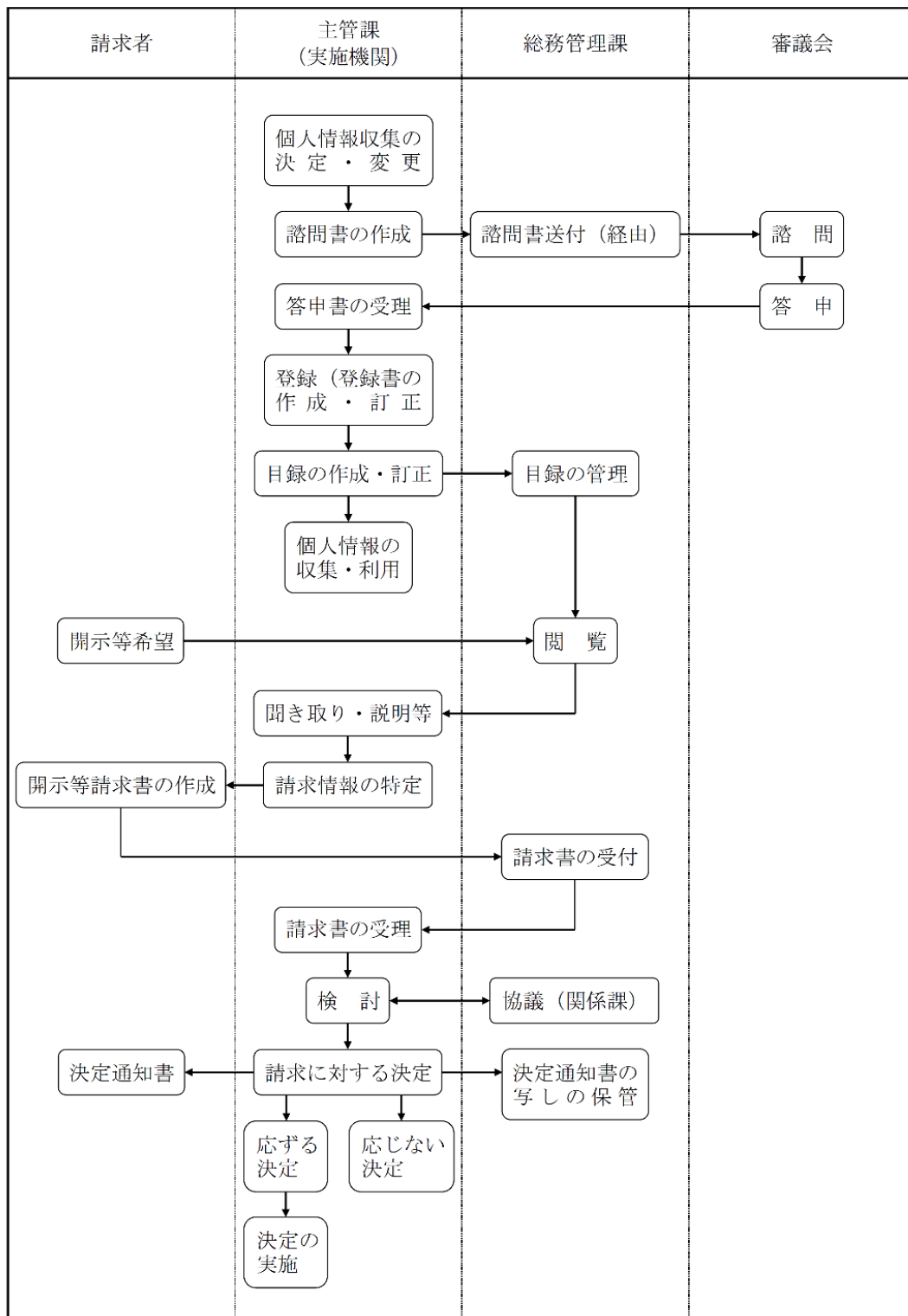
職員向け研修の開催回数、情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催回数、個人情報取扱業務に係る諮問等の審議の件数、自己情報の開示請求等件数の実績は次の表のとおりです。

	個人情報の取扱いに関する基本的事項		
	職員向け個人情報の取扱いに関する研修開催回数	個人情報保護制度等審議会の開催件数	個人情報取扱業務に係る諮問等の審議の件数
H29	3回	4回	133件
H30	5回	5回	219件
R1	3回	4回	145件
R2	4回	5回	202件
R3	5回	4回	267件
合計	20回	22回	966件

	自己情報の開示請求等の権利						
	自己情報の開示請求等件数	開示	部分開示	非開示	却下	削除	訂正等
H29	87件	48件	24件	5件	10件	0件	0件
H30	97件	60件	28件	4件	3件	2件	0件
R1	84件	60件	19件	5件	0件	0件	0件
R2	78件	56件	16件	6件	0件	0件	0件
R3	66件	47件	17件	2件	0件	0件	0件
合計	412件	271件	104件	22件	13件	2件	0件

備考 職員向け個人情報の取扱いに関する研修は、新採用職員向け研修及び公文書管理研修を含む。

○個人情報保護事務の流れ（令和4年度末まで）



■考察

本取組は、第20条の趣旨を、個人情報保護制度を設けることによって具体化しています。令和5年春以降は、個人情報の保護に関する法律に基づく制度として、適切に管理及び運用を行います。なお、審議会への諮問は専門的な知見に基づく意見が必要な場合に限り行います。

上越市情報セキュリティ基本方針

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 20 条に基づいた取組として、本市の情報ネットワーク及び情報システムに係る業務において、対象となる情報資産や業務を明確にし、組織として意思統一した情報セキュリティ対策を実施し、個人情報等の保護を図ることを目的としています。

■取組の状況

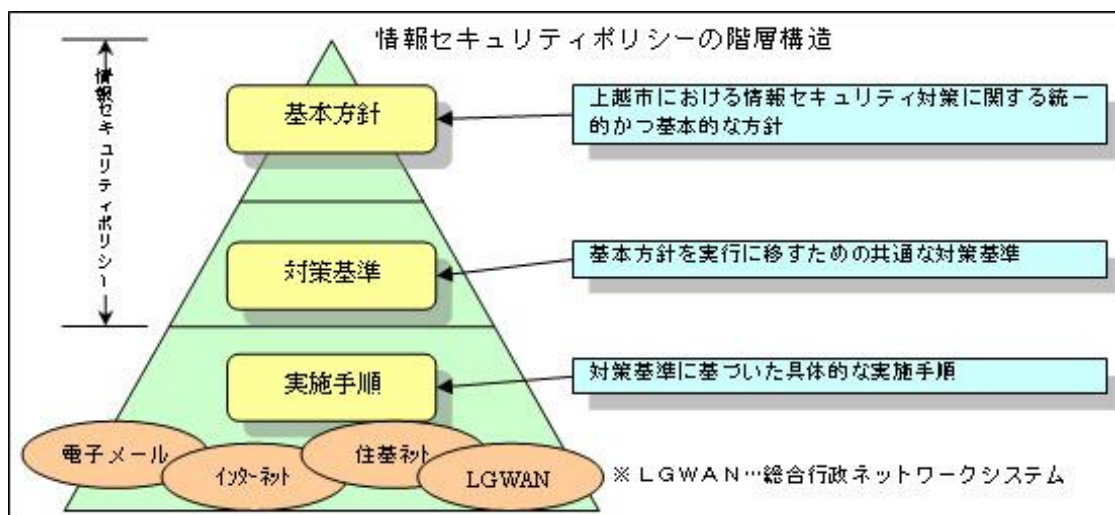
情報資産に対する脅威を想定し、重要性に応じた情報資産の分類ごとに、物理的、人的、技術的セキュリティ対策を講じています。

この対策は点検をして、必要に応じて見直しを行っており、平成 28 年 4 月には、社会保障・税番号制度の導入を踏まえた情報セキュリティ対策の一層の強化を図るための見直しを実施しています。

○セキュリティ対策の概要

- ・物理的セキュリティ
サーバやパソコン、通信回線等における施錠などの物理的管理対策
- ・人的セキュリティ
職員が遵守すべき事項の制定、セキュリティに対する教育や啓発
- ・技術的セキュリティ
サーバやパソコン、ネットワーク等における市の実情に合わせた技術的な制限

○情報セキュリティポリシーの仕組み



■考察

本取組は、第 20 条の趣旨を、上越市情報セキュリティ基本方針に基づく情報セキュリティ対策を実施することによって具体化しています。

IT 社会の進展により情報の共有化、集積化、ネットワーク化が進み、情報システムは、当

市においても効率的な行政運営や市民サービス提供の基盤となっており、情報セキュリティに関する状況の変化をふまえ、毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要があると認めた場合、見直しを行っていきます。

また、今後新たな情報セキュリティポリシーのガイドラインが総務省から示された場合、ガイドラインに基づき、当市の状況を踏まえ見直しを検討していきます。

第21条 審議会等

第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手續について透明性を確保するよう努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。

3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等を含めるものとする。

4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。

【本条項の趣旨】

法令の定めにより設置する附属機関としての審議会や、いわゆる私的諮問機関として設置する各種委員会等の構成員となる人の選任についての考え方、また、審議会等の会議の公開について明らかにするために設けたもの

取組 35

審議会等の設置等に係る基準

■取組の目的

本取組は、当市における審議会等の適正な設置を図るとともに、上越市自治基本条例第21条の規定に基づき、審議会等の構成員の選任に関し、公平性に配慮し、及び手續の透明性を確保することを目的としています。

■取組の状況

審議会等の構成員の選任に関し、公平性に配慮し、及び手續の透明性を確保するため、法令その他別に定めがあるもののほか、審議会等の設置、委員等の選任手續等に関し基本的な事項を定めるものです。

自治基本条例では、市民参画の観点から、委員等の選任に当たっては、原則として市民公募を行うことを定めています。公募に当たっては、広報上越や市ホームページ等で公募の条件等の詳細を示したうえで広く周知するとともに、より多くの市民を選任するため、「5を超える審議会等の委員等に選任しないこと」「再任は、1回を限度とすること」としています。

○審議会等の設置数（※休止中含む）

年度	審議会等の設置数
H29（H30.3.13 現在）	123
H30（H31.3.31 現在）	122
R1（R2.3.31 現在）	118
R2（R3.3.5 現在）	119
R3（R4.1.14 現在）	122

○公募委員等の人数（※延べ人数）

年度	全体の委員数 （人）	公募委員数 （人）	公募委員数の割合 （％）
H29（H30.3.13 現在）	1,451	74	5.1
H30（H31.3.31 現在）	1,390	67	4.8
R1（R2.3.31 現在）	1,341	67	5.0
R2（R3.3.5 現在）	1,351	66	4.9
R3（R4.1.14 現在）	1,371	69	5.0

○委員等の選任

委員等の選任に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとしています。

- (1) 審議会等の設置目的を踏まえ、幅広い分野、年齢層及び居住地域から選任すること。
- (2) 関係団体等から委員等を選任する場合は、同一の人の重複選任を避けるため、当該関係団体等の長に限らず、広く構成員のうちから選任するよう努めること。
- (3) 関係団体等の推薦に基づき委員等を選任する場合は、同一の人の重複選任を避けるため、当該関係団体等の長に限らず、広く構成員のうちから推薦するよう当該関係団体等に働きかけること。
- (4) 上越市男女共同参画基本条例（平成 14 年上越市条例第 1 号）第 13 条の規定に基づき、委員等の数は男女同数（定数が奇数であるときは、男女の数の差が 1 人）となるよう配慮すること。
- (5) 市民から公募により委員等を選任する場合は、同一の人を 5 を超える審議会等の委員等に選任しないこと。
- (6) 公募委員の再任は、1 回を限度とすること。
- (7) 委員等の任期満了に伴う改選に当たっては、専門性等に支障がない範囲内において一定割合で新任の委員等を選任することにより、審議会等の活性化を図ること。

○公募委員の募集

公募委員の募集に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとしています。

- (1) 次に掲げる事項を明らかにした募集要項を作成すること。
 - ア 審議会等の名称、審議内容及び会議の開催予定
 - イ 公募委員の募集人数、応募資格、任期、報酬又は報償金及び交通費の額、応募方法、応募期間並びに選考方法
 - ウ 必要に応じて、応募用紙その他応募に必要な様式
- (2) 公募委員の募集は、募集要項に記載した内容を明示し、次に掲げる方法により広く市民

に周知すること。

ア 広報上越及び市ホームページへの掲載

イ 報道機関等への情報提供

ウ 募集要項の配布

エ その他周知のため必要な方法

(3) 応募期間は、2週間以上とすること。

(4) 公募委員を選考したときは、選考結果について、その理由を明示した上で、速やかに応募者に通知すること。

■考察

本取組は、第 21 条の趣旨を、「審議会等の設置等に係る基準」に基づく委員等の選任を行うことによって具体化しています。

審議会等における委員等の選任に関しては、職務指定（充て職）や専門分野から選任する場合に、対象となる女性が少ないことなどが女性登用率の伸び悩みの要因となっています。このため、委員等の改選時に女性を積極的に推薦いただくよう関係団体に働きかけていくとともに、国の方針や男女共同参画の意義などについて継続的に啓発していくことが必要となっています。

一方、公募委員については、近年は公募による委員数はほぼ横ばいとなっており、男女比の偏りも見受けられませんが、応募者が少なく、公募委員が固定化している傾向にあることから、広報上越、ホームページ、市公式 LINE などの様々な媒体で市民に広く周知していくことが必要となっています。

取組 36

上越市審議会等の会議の公開に関する条例

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 21 条に基づいた取組として、審議会等の会議を公開し、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民との情報共有を図り、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保し、もって福祉の増進に寄与することを目的としています。

■取組の状況

市の政策の企画・立案などに重要な役割を担う審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆さんが傍聴することができるほか、その会議録を閲覧することができます。開催する会議の名称、日時、場所、議題、公開の可否などの内容を、会議開催日の 1 週間前までに公表し、会議開催後、おおむね 1 か月後から公開した会議の会議録を閲覧することができ、それらの内容は市ホームページで確認することができます。

○審議会等公開実績

年度	実績（件）			傍聴人数（人）	
	公開	部分公開	非公開		
H29	462	405	27	30	651
H30	430	353	43	34	306
R1	399	332	26	41	334
R2	414	362	18	34	439
R3	461	387	31	43	530

■考察

本取組は、第 21 条の趣旨を、上越市審議会等の会議の公開に関する条例に基づく会議公開制度を設けることによって具体化しています。

市民の市政への参加をより一層推進するため、今後も引き続き適切に運用していきます。

第 22 条 パブリックコメント

第 22 条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。

2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。

3 第 1 項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。

【本条項の趣旨】

重要な事案の市議会への提案や決定に際して、市民との情報共有や市民参画の促進を図るための制度の一つとして、パブリックコメント（意見公募手続）の在り方を明らかにするために設けたもの

取組 37

上越市パブリックコメント条例

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 22 条に基づいた取組として、市の政策の立案等の段階において広く市民の意見を聴く手続をとることにより、市民との情報共有及び市民参画を推進し、もって公正で開かれた市政運営に資することを目的としています。

■取組の状況

市の基本的な計画、重要な条例等の立案等の段階において、事前にその案を公表し、市民の皆さんから広く意見を求めるとともに、寄せられた意見を施策に生かせるか真摯に検討し、その結果と市の考え方を公表する制度で、対象となる計画・条例は次のとおりです。

- ・市の憲章・宣言、基本的な計画若しくは指針
- ・市の理念または基本的な制度を定める条例
- ・市民に義務を課し、または権利を制限する条例または規則（金銭の徴収に関するものを除く）
- ・広く公共の用に供する施設の整備に関する構想または計画

○運用状況の推移

①パブリックコメントを実施した案件

- ・実施件数 H29：10 案件、H30：6 案件、R1：6 案件、R2：8 案件、R3：7 案件
- ・R3 の実施事例

第 5 次上越市人にやさしいまちづくり推進計画（案）（意見：17 件、反映：0 件）

第 4 次上越市食育推進計画（案）（意見：17 件、反映：5 件）

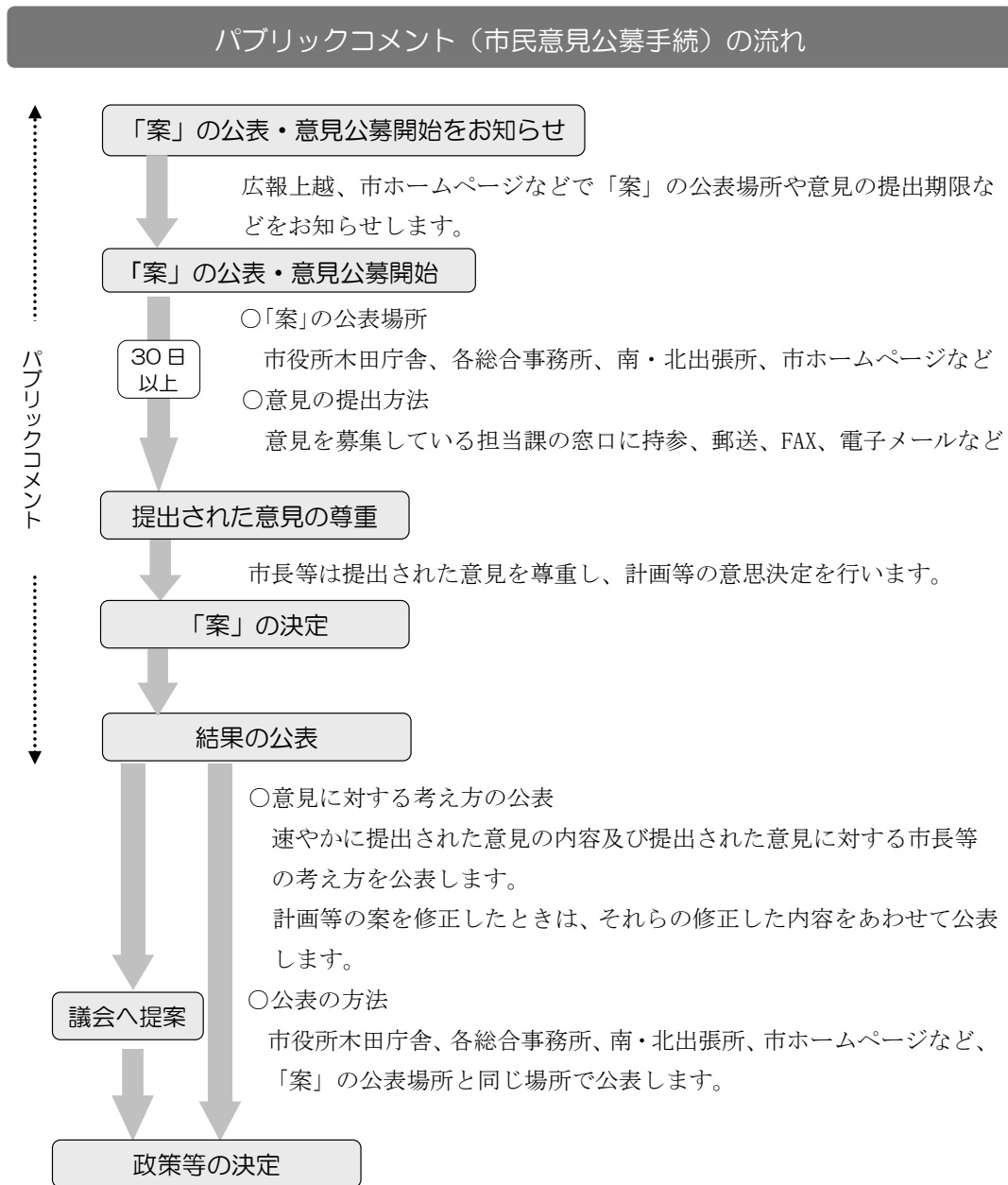
②パブリックコメントを実施しない理由を公表した案件

- ・実施件数 H29：4 案件、H30：2 案件、R1：5 案件、R2：2 案件、R3：4 案件
- ・R3 の実施事例

上越農業振興地域整備計画の変更（案）

実施しない理由：上位法令等により、縦覧、審議会の設置、広報及び広聴の手続きなどが義務付けられているため

※毎年度の実績は市ホームページ及び広報上越で随時公表しています。



■考察

本取組は、第22条の趣旨を、上越市パブリックコメント条例に基づく制度を設けることによって具体化しています。

今後も引き続き、多くの市民からの意見を募れるよう、制度の認知度の向上を図っていきます。

第 23 条 苦情処理

第 23 条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。

2 市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。

【本条項の趣旨】

市民への説明責任と対になるものとして、市民からの苦情等の申立てに対する応答責任とともに、オンブズパーソンの設置について明らかにするために設けたもの

取組 38

上越市オンブズパーソン条例

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 23 条に基づいた取組として、市民主権の理念にのっとり、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視し、並びに市政運営の過誤等の是正又は改善のための意見の表明、勧告又は提言を行うことにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資することを目的としています。

■取組の状況

市政運営に関する苦情等が寄せられた場合に、その内容及び原因の調査分析を行い、再発防止等のための適切な措置を講じるほか、オンブズパーソン自らの発意に基づき調査を行います。

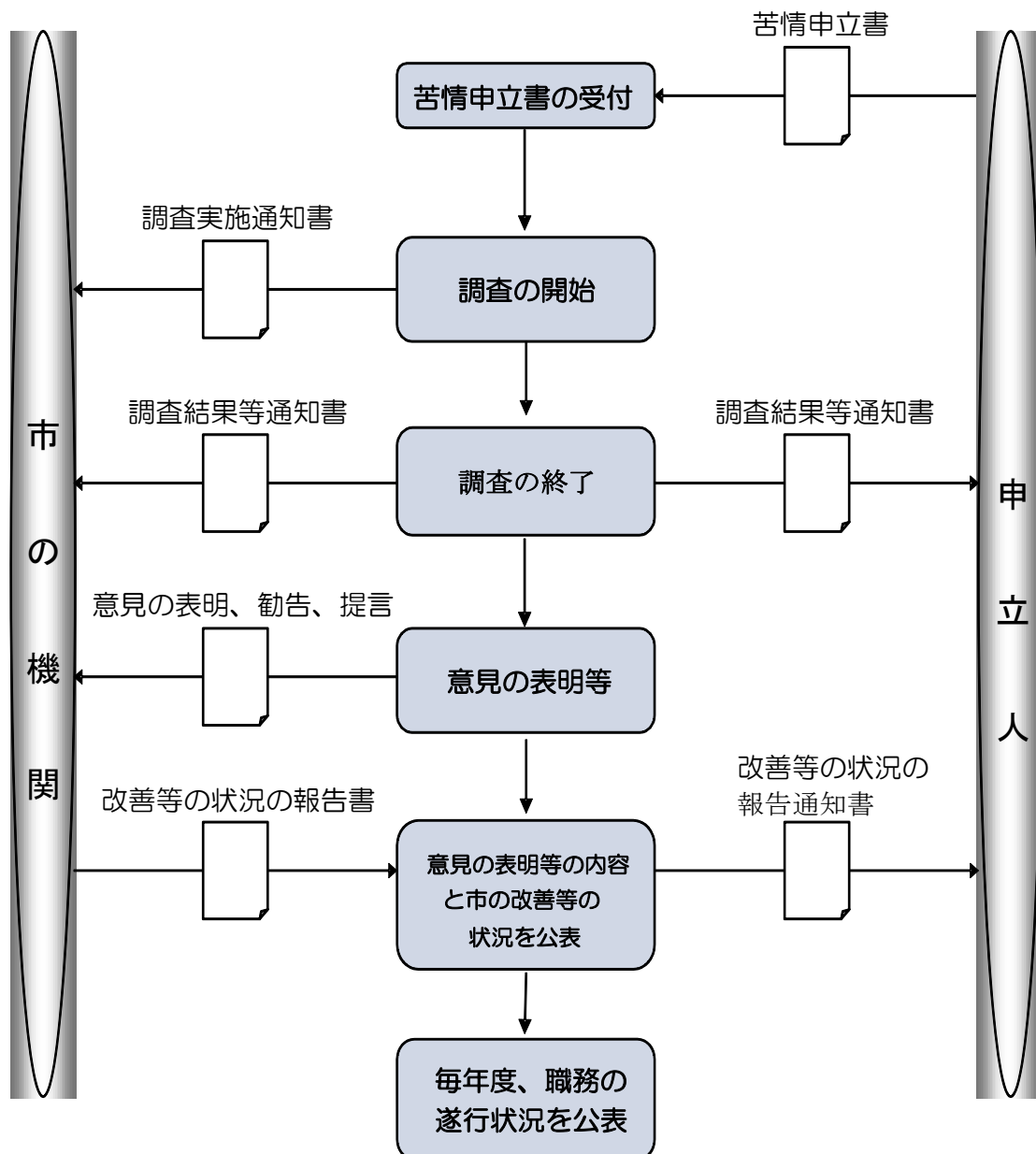
また、オンブズパーソンが直接 13 区に出向き、市政に関する苦情等を聞く「巡回オンブズパーソン」を平成 17 年度から令和 3 年度まで実施しました。（これまでの取扱件数 41 件）

これらの活動の状況は「オンブズパーソン活動状況報告書」としてまとめ、公表しています。

○取扱件数の推移

年度	取扱総件数（件）	うち苦情申立て（件）
H29	55	5
H30	59	7
R1	44	4
R2	37	2
R3	47	11

○オンブズパーソンの苦情処理の流れ



※このほかに、オンブズパーソンが自らの判断で市の制度や業務等を調査する「発意調査」もあります。（条例第3条）

■考察

本取組は、第 23 条の趣旨を、上越市オンブズパーソン条例に基づく制度を設けることによって具体化しています。

今後も公正な立場で、市政運営に関する苦情等を適切かつ迅速に処理し、市政運営の過誤等の是正又は改善のための意見の表明、勧告又は提言を行うことにより、市民の権利利益の擁護を図り、開かれた市政運営の一層の進展、信頼の確保に資するよう努めていきます。

第 24 条 行政手続

第 24 条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

2 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。

【本条項の趣旨】

市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利・利益を保護するため、市長等が行う処分、行政指導等の手続の基本的な事項について明らかにするために設けたもの

取組 39

上越市行政手続条例

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 24 条に基づいた取組として、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的としています。

■取組の状況

行政手続法第 3 条第 3 項の規定により同法第 2 章から第 6 章までの規定の適用がないこととされる条例又は規則を根拠とする市の処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する基本的事項を定めています。

○処分

(1) 申請に対する処分（抜粋）

- ・ 審査基準をあらかじめ定めること、定めた審査基準を公表することなどを規定する。
- ・ 拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないことなどを規定する。

(2) 不利益処分（抜粋）

- ・ 処分基準をあらかじめ定めること、定めた処分基準を公表することなどを規定する。
- ・ 不利益処分をしようとする場合は、その名宛人に対し、あらかじめ意見を述べる機会を付与することなどを規定する。

○行政指導

行政指導は、相手方の任意の協力によることに留意すべきこと、従わないことにより不利益な取扱いをしてはならないことなどを規定する。

○届出

届出に対し、不利益な取扱いがされることのないよう、届出の義務が履行された時点などを明確に規定する。

審査基準及び処分基準は、市政情報コーナーにおいて公表しています。

■考察

本取組は、第 24 条の趣旨を、上越市行政手続条例に基づく手続を徹底することによって具体化しています。

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、今後も適切に運用していきます。

取組 40

行政不服審査制度の運用

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 24 条に基づいた取組として、違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、市民が簡易迅速かつ公正な手続の下で不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、市民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としています。

■取組の状況

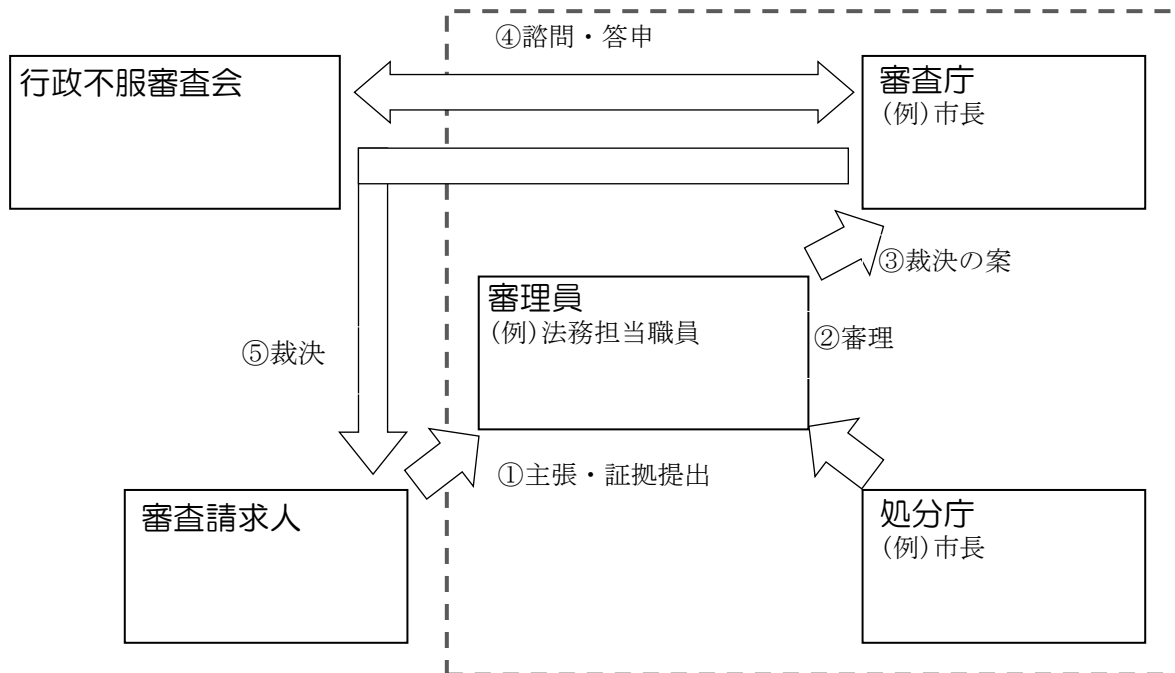
本制度は、市長や教育委員会などの違法又は不当な処分その他公権力の行使に関し、市民が簡易迅速かつ公正な手続で市長などに対する不服申立てをする機会を保障することにより、市民の権利利益の救済を図る制度です。

不服を申し立てることができる処分の相手方に対しては、不服を申し立てることができる旨などの教示をしなければならないため、本市においては、処分に対する決定通知書等に統一した分かりやすい文言の教示文を付記することとしています。

○取扱件数の推移

H29	なし
H30	2 件
R1	1 件
R2	2 件（1 件は前年度からの継続案件）
R3	2 件

○審査請求の処理体制



■考察

本取組は、第 24 条の趣旨を、行政不服審査法に基づく仕組み及び体制を整備することによって具体化しています。

本市では、毎年度数件の審査請求があるものの、再審査請求や行政訴訟に移行しておらず、今後も、迅速かつ公正な対応を進めていきます。

第 25 条 評価

第 25 条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。

2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法をとり入れるよう努めなければならない。

【本条項の趣旨】

効果的で効率的な市政運営を図るため、事業等の評価を行い、その結果を公表することや、第三者評価等を導入するように努めることについて明らかにするために設けたもの

取組 41

事務事業評価

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 25 条に基づいた取組として、限られた経営資源の範囲で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行政改革の視点から事務事業の必要性・有効性・効率性を検証することで、施策の実現に資する重要な事務事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図ることを目的としています。

■取組の状況

平成 22 年度に「事務事業の総ざらい」、平成 26 年度に「事務事業の総点検」、平成 30 年度に「事務事業評価」を実施し、全ての事務事業について、必要性や有効性、効率性などの視点から点検し、「廃止」「見直し」「拡充」などの評価を行い、結果を公表しています。

評価は、行政の自己評価として実施しており、評価結果に基づく取組は、関係者への説明や協議等を十分に行いながら進めています。

○事務事業評価（平成 30 年度） ※令和 3 年 2 月見直し後

- ・対象事業：1,408 事業
- ・評価結果：廃止 22 事業、見直し 205 事業、拡充 19 事業、完了 154 事業、現状維持 1,008 事業

○取組の状況（令和 3 年度末時点）

- ・「廃止」、「見直し」又は「拡充」と評価された 246 事業のうち、233 事業の取組が完了（94.7%）し、13 事業が未完了（5.3%）です。

■考察

本取組は、第 25 条の趣旨を、総合的かつ網羅的な視点で事業を評価する「事務事業評価」

などの取組により具体化してきました。事務事業評価については、この間の3回にわたる見直しにおいて継続的に取り組んできたことから、一定程度、改善等の取組がなされています。

今後は、より自発的な見直しが継続的に行われるよう、令和5年度から令和12年度までの8年間の計画期間とする第7次行政改革推進計画の中でPDCAサイクルに基づき、事業手法の見直しを始め、事務事業の適正化を図っていきます。

なお、評価への市民の参加については専門性や中立性等に課題があり、第三者機関に委託する場合には費用対効果といった面に課題があるため、必要に応じて検討を行っていきます。

取組 42

総合計画の進捗状況の評価・検証、市民の声アンケート

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第25条に基づいた取組として、総合計画について、PDCAサイクルにより進捗管理を行うとともに、持続可能な行政運営に向けた取組との整合を図りつつ、実効性を確保していくことを目的としています。

■取組の状況

第6次総合計画の進捗管理について、計画に基づく事業を「事業リスト」により管理し、「政策協議」「予算編成」「事業実施」「施策・事業の評価」のPDCAサイクルにより進捗管理を行っています。

持続可能な行政運営に向けた取組との整合を図りつつ、実効性を確保していくため、総合計画の策定時に並行して策定した「第5次行政改革大綱」「第5次行政改革推進計画」、「第2次財政計画」及び「第3次定員適正化計画」と一体的な運用を図っています。

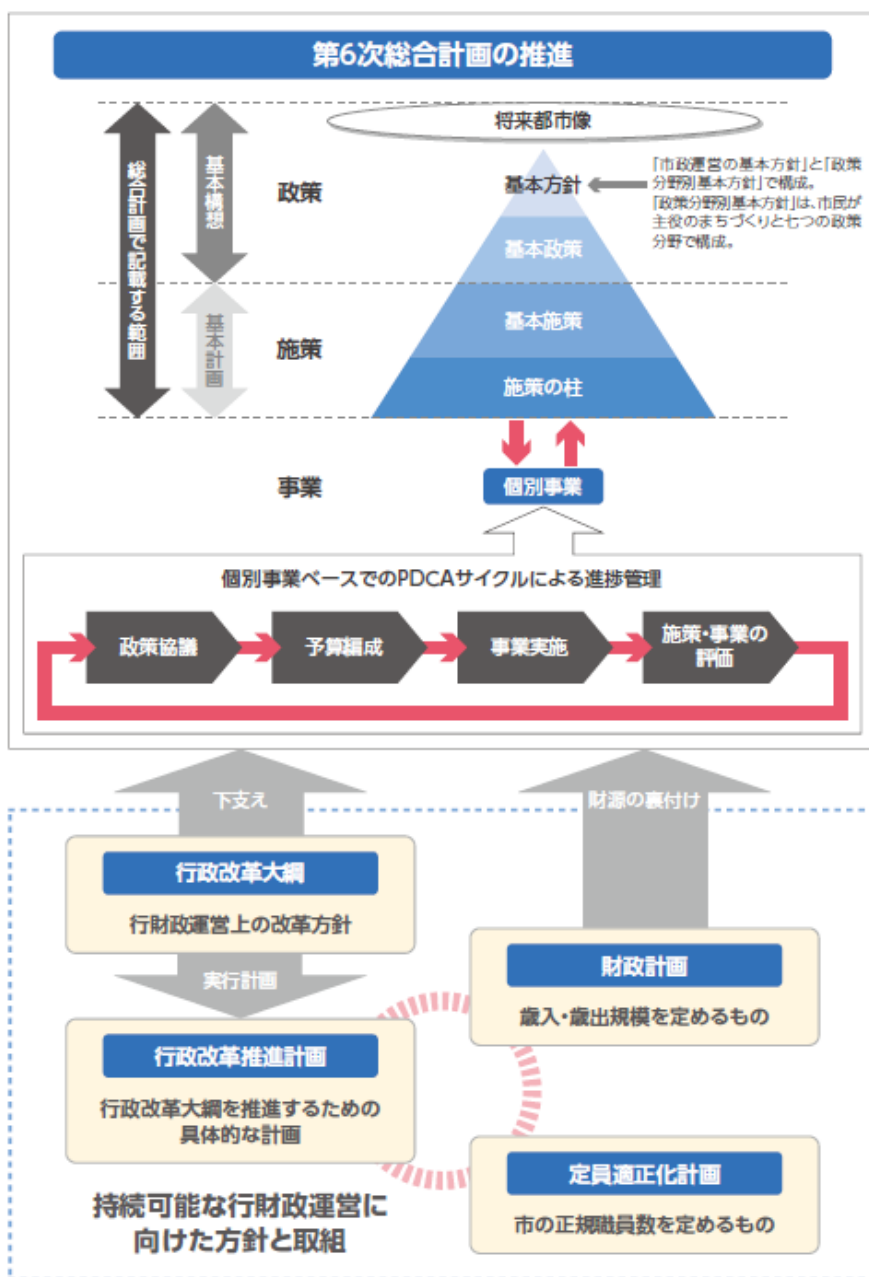
総合計画の評価検証については、第7次総合計画の策定に向け、施策・事業の評価、基本施策ごとに掲げる「目標」の達成状況、「市民の声アンケート」等を踏まえ、計画に基づく政策・施策の成果を評価検証します。

※フロー図は次のとおり

○第6次総合計画の進捗管理、評価検証（平成27年度～）

- ・計画に基づく事業（約600事業）について、「政策協議」「予算編成」「事業実施」「施策・事業の評価」のサイクルにより進捗管理を実施中。
- ・令和3年度には、令和4年度の第7次総合計画の策定に向けて、計画策定後の社会経済情勢や住民のニーズ・取組の変化、課題の状況、目標の達成状況を踏まえた施策の評価を実施。
- ・令和4年1月には、市民の声アンケートを実施。

○総合計画の進捗管理イメージ



■考察

本取組は、第25条の趣旨を、総合計画に基づく事業の進捗管理と評価検証によって具体化しています。

本計画に基づく市政運営は、毎年度の政策協議や予算編成等により事業の進捗管理及び評価・検証の仕組みが有効に機能しており、継続して推進を図っていきます。また、令和5年度には、本計画とともに、「第6次行政改革推進計画」、「第3次財政計画」及び「第4次定員適正化計画」が更新を迎えるため、各計画による取組との整合を図りつつ、新たなまちづくりの指針として実効性の高い計画としていきます。

第 26 条 外部監査

第 26 条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。

2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。

【本条項の趣旨】

主権者である市民に対して適切なサービスの提供が行われているかどうか、あるいは、公金が適正に使われているかどうかを確認するための手立ての一つである外部監査制度について明らかにするために設けたもの

取組 43

上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 26 条に基づいた取組として、地方自治法第 252 条の 27 第 3 項に規定する個別外部監査契約に基づき、外部機関による監査の実施を求めることにより、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保することを目的としています。

■取組の状況

本制度は、市議会、市長、市民から要求のある場合において、外部監査人による監査をすることが適当であるときは、外部監査人の監査を受けることができる制度です。

地方公共団体は条例により導入することができることから、当市では、上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例を平成 15 年 7 月 1 日から施行しています。

なお、現在、本制度を運用した事案はありません。

○監査の種類

- ・有権者の 50 分の 1 以上の連署による事務監査請求
- ・議会からの事務監査請求
- ・市長からの事務監査要求
- ・市長からの財政的援助団体等の監査要求
- ・市民からの住民監査請求

○契約の相手

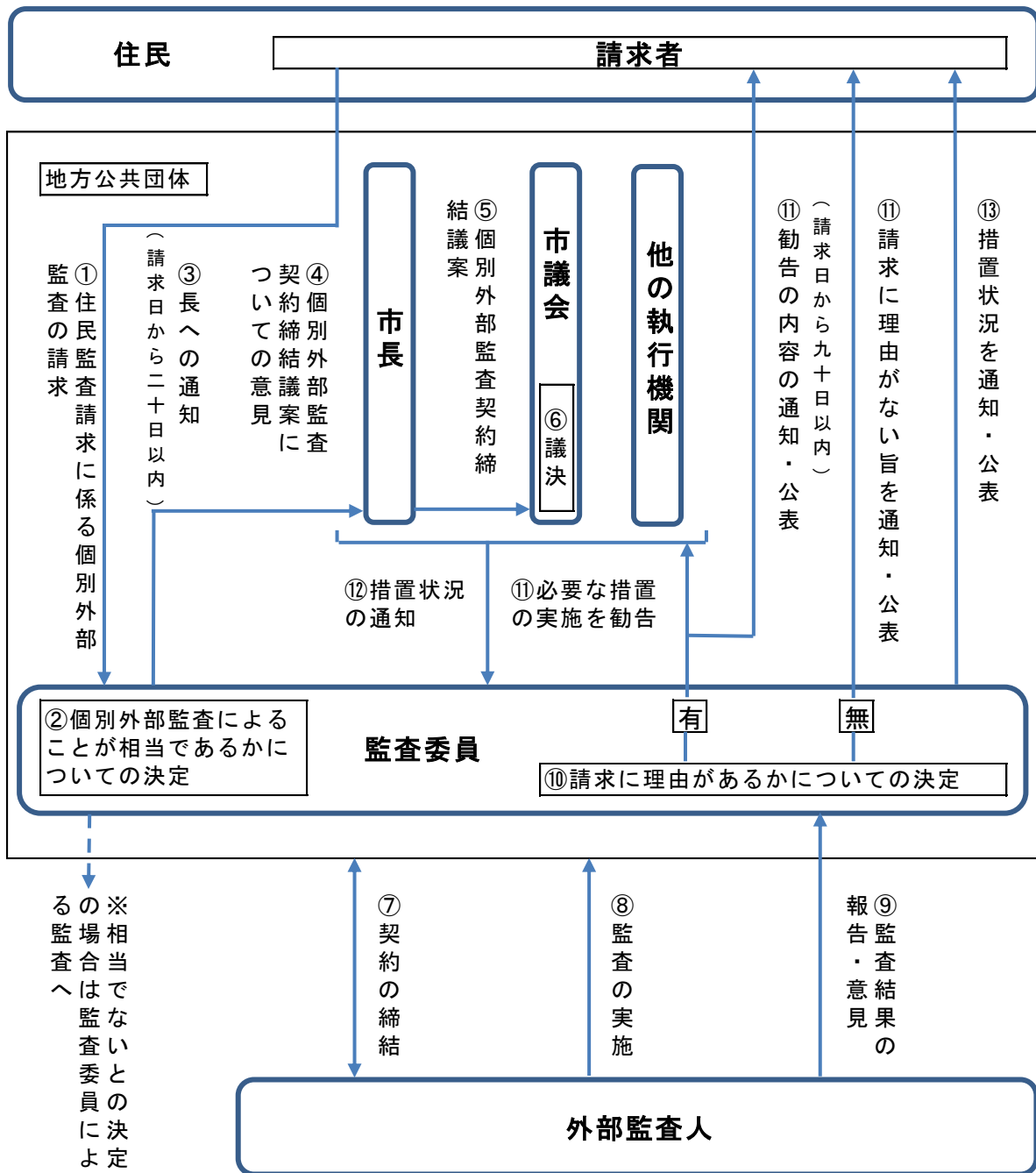
弁護士、公認会計士、税理士、地方公共団体において監査等の行政事務に従事した者など監査の実務に精通している者のいずれか

○意見の提出方法

住所、氏名、意見等を明らかにし、書面で提出

※制度の詳細は、次のとおりです

個別外部監査（住民監査請求）の流れ



■考察

本取組は、第 26 条の趣旨を、上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づく制度を設けることによって具体化しています。

本制度の運用実績はありませんが、監査の独立性・専門性を高め、監査機能を一層の充実、強化を図るための制度として現行制度を継続するとともに、法令の改正動向等を注視し、適時に対応していきます。

第 27 条 出資法人

第 27 条 市長は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人（以下「出資法人」という。）に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう経営状況について報告を徴するほか、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により報告のあった経営状況に基づき説明書類を作成し、議会に提出するとともに、市民に周知するものとする。

【本条項の趣旨】

市の予算の適正な執行の観点から、出資法人との関係における市の基本的な姿勢、方針等について明らかにするために設けたもの

取組 44

出資法人等にかかる適切な情報公開及び個人情報の保護

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 27 条に基づいた取組として、市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人は、市の業務と密接な関係にあつて行政の補完的役割を果たしていることから、市と同等にその保有している情報の公開及び個人情報の保護を求めるものです。

■取組の状況

市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人に対して、関係条例等の主旨にのっとり当該出資法人等の情報公開や個人情報の保護に関する規程を設け、市と同等にその保有している情報の公開及び個人情報の保護を求めています。上記の文書等であつて、市が保有していないものについて公開の請求があつたときは、出資法人等に対して当該文書等を提出するよう求めます。

対象となる出資法人等に対して、関係条例等の概要を周知していますが、市が保有していない情報で出資法人等に対して当該文書等の提出を求めた実績はありません。

本取組に関する出資法人等の取組の状況を把握しておらず、また、出資法人等に対し継続的に市と同等にその保有している情報の公開及び個人情報の保護を求めるための取組も行っていないことから、今後は毎年度の現状把握に取り組むとともに、情報公開及び個人情報の保護について出資法人等に要請していきます。

■考察

本取組は、第 27 条の趣旨を、市の業務と密接な関係にあつて行政の補完的役割を果たして

いる出資法人等に対して、市と同等にその保有している情報の公開及び個人情報の保護を求めることによって具体化しています。

市が保有していない情報で出資法人等に対して当該文書等の提出を求めた実績はありませんが、総務省の指針では情報公開や経営責任の明確化が求められていることから、今後も引き続き、出資法人等に取組の主旨を説明し、理解を求めるとともに、情報公開や個人情報の保護に関する規程の案文を作成し出資法人等に開示するなど、出資法人等が取り組みやすい環境を整備していきます。

取組 45

議会への経営状況の報告

■取組の目的

本取組は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び自治基本条例第 27 条に基づいた取組として、市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人の経営状況等について、毎事業年度その経営状況を説明する資料を作成し、議会へ報告するものです。

■取組の状況

毎年、出資法人等の決算を経営状況報告書にとりまとめ市議会の各委員協議会へ報告しています。

令和 3 年度は、会社法法人 8 法人（出資割合 50%以上は 7 法人）、非営利法人その他 10 法人（出資割合 50%以上は 9 法人）の経営状況を報告しました。

なお、経営状況報告書については、市ホームページに掲載するとともに、市政情報コーナーなどに配置し、情報公開に努めているところです。

（令和 5 年 3 月末現在の対象となる法人）

○会社法法人

- ・(有) やまざくら
- ・リフレ上越山里振興(株)
- ・(株) よしかわ杜氏の郷
- ・J-ホールディングス(株)
- ・マリナー上越(株)
- ・(株) みなもとの郷
- ・東頸バス(株)

○非営利法人、その他

- ・(公財) 雪だるま財団
- ・(一財) 上越市地域医療機構
- ・(公財) 上越勤労者福祉サービスセンター
- ・(公財) 浦川原農業振興公社
- ・(公財) 大島農業振興公社
- ・(一財) 爰しんの里観光公社
- ・(公財) 牧農林業振興公社
- ・(公財) 清里農業公社
- ・(公財) 新潟県雇用環境整備財団

■考察

本取組は、第 27 条の趣旨を、毎年、出資法人等の決算を経営状況報告書にとりまとめ、市議会の各委員協議会へ報告することによって具体化しています。

決算の際に市議会に経営状況の報告を行う仕組みが定着していますが、総務省の指針では経営状況等について十分な説明と理解を得ることが求められていることから、今後は、経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）や現在の経営状況に至った理由等についての分かりやすい説明、出資法人等の経営状況等を一覧できる資料の作成・公表などの取組を進めていきます。

取組 46

出資法人等の経営状況の把握

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 27 条に基づいた取組として、市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人に対して、出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、経営状況を把握するものです。

■取組の状況

市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人の経営状況を把握するため、毎年、出資法人等から決算書類の提出を受けるという形で出資法人等の決算の情報を収集しています。

また、出資法人等の最新の経営状況を把握するため、適宜（経営状況が悪化している法人等や指定管理者である法人等からは毎月、その他の法人からは毎月～四半期毎）、経営状況の報告を受けています。

■考察

本取組は、第 27 条の趣旨を、出資法人等の経営状況を把握することによって具体化しています。

毎年度の決算書類の提出や定期的経営状況報告を行う仕組みは定着していますが、経営状況等が悪化するなど経営改善等が必要な場合は、外部専門家を中心に構成される「第三セクター等評価委員会」において、経営状況の分析・評価を実施し、市が出資法人等に対して助言その他必要な措置を講じていきます。

また、出資法人等で発生した国の助成金の不正受給を受け、第三セクター等評価委員会や市の顧問公認会計士などの専門家の意見を参考に、平成 30 年度に策定した「第三セクター等に対する関与方針」に基づくこれまでの取組を検証し、必要に応じて同方針の見直しや運用を徹底するなど、不適正事案が起きないように必要な措置を講じていきます。

助言その他必要な措置の実施

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 27 条に基づいた取組として、市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人に対して、出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう経営状況について報告を徴するほか、経営状況等が悪化している場合は、助言その他必要な措置を講ずるものです。

■取組の状況

市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人の経営状況について、決算書類を基に経営状況報告書を作成し、市議会の各委員協議会で報告するため、必要な情報を収集しています。

その情報により、経営改善等が必要な場合は、株主や取締役、指定管理者の指定元等として、出資法人等に対して助言その他必要な措置を講じています。専門的な見地からの助言等が必要な場合は、顧問公認会計士と相談の上、適切な助言等を実施しています。

また、経営状況が悪化している出資法人等については、外部専門家を中心に構成される「第三セクター等評価委員会」において、経営状況の分析・評価を実施しています。

○顧問公認会計士の活用実績

年度	回数等
H29	9 回
H30	9 回
R1	4 回
R2	8 回
R3	9 回

○令和 3 年度第三セクター等評価委員会の分析・評価対象

- ・ J－ホールディングス株式会社
- ・ 柿崎総合開発株式会社（J－ホールディングス事業会社）
- ・ 黒倉ふるさと振興株式会社（J－ホールディングス事業会社）
- ・ リフレ上越山里振興株式会社
- ・ 株式会社よしかわ杜氏の郷
- ・ 公益財団法人浦川原農業振興公社
- ・ 公社財団法人大島農業振興公社
- ・ 公益財団法人雪だるま財団

■考察

本取組では、第 27 条の趣旨を、出資法人等に対して、出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう経営状況について報告を受け、経営状況等が悪化している場合は、助言その

他必要な措置を講ずることによって具体化しています。

出資法人等との情報共有や、経営状況等が悪化している場合に助言を行う仕組みは定着しています。また、総務省の指針により策定した「第三セクター等に関する関与方針（平成 30 年度策定）」に基づき、事業の必要性、実施主体の適格性について評価し、出資法人等の方向性の検討を実施しており、今後も定期的に見直しを実施していきます。

第 28 条 政策法務

第 28 条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。

【本条項の趣旨】

自主自立の市政運営の確立に向け、政策法務に積極的に取り組むことを明らかにするために設けたもの

取組 48

条例、規則等の制定、改廃及び公布、その他法制執務に係る取組

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 28 条に基づいた取組として、地方自治体による法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されていることを踏まえ、地域の実情に応じた条例、規則等の制定又は改廃並びに法令の解釈及び運用に努めていくことを目的としています。

■取組の状況

政策を形成し、実現するための手段として、自主的かつ積極的な自主立法の定立及び法令の自主的解釈などを行う政策法務に取り組んでいます。

当市では、条例、規則等の制定改廃は、「担当課における条例、規則等の制定改廃の原案作成→総務管理課における審査→例規審査委員会における審査（必要に応じて地域協議会への諮問・答申又はパブリックコメントの実施）→起案・決裁→議会の議決（条例の場合）→公布」の手順で実施しています。

○主な条例等の制定状況

年度	名称
H29	上越市高田まちかど交流館（旧第四銀行高田支店）条例、上越市シェアハウス大町条例、上越市中小企業・小規模企業振興基本条例
H30	上越市ライオン像のある館（旧直江津銀行）条例
R1	上越市立体操施設条例
R2	上越市旧師団長官舎条例、上越市旧今井染物屋条例、小林古径記念美術館条例、上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例
R3	上越市ふるさと上越応援基金条例

■考察

本取組は、第 28 条の趣旨を、地域の実情に応じた条例、規則等の制定又は改廃並びに法令の解釈及び運用に努めていくことによって具体化しています。

自主自立の市政運営を確立するための政策法務の重要性に鑑み、引き続き法制執務研修の実施による職員の法務能力の向上を図っていきます。

第 29 条 法令遵守

第 29 条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。

【本条項の趣旨】

市民に信頼される市政運営を行う上で不可欠となる市議会及び市長等の法令遵守（コンプライアンス）義務を明らかにするために設けたもの

取組 49

職員倫理規程

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 29 条に基づいた取組として、職員が職務を遂行するに当たっての公務員倫理の確立に関し必要な事項を定めることにより、市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

■取組の状況

職員が全体の奉仕者であることを改めて認識するとともに、職員の人材育成を推進するために、次の取組を行っています。

①サービス規律の確保等に係る通知

年度初めや年末年始、選挙等の時節を捉え、職員に対し、法令の遵守や職場外でのつきあい等について、通知しています。

②新規採用職員研修

新規採用職員は、地方公務員法に基づくサービスなどの研修を実施し、地方公務員として、上越市職員としての自覚・行動を学んでいます。

③人事評価制度

職場の OJT と人事評価制度の一体的な運用を通じて、各職員と所属長との面談の実施、業務目標の設定の際の職場内でのミーティングの定着、時宜やポイントを押さえた上司の指導・助言など、職場内のコミュニケーションの活性化につなげ、基本的な資質・能力を組織的に底上げしています。

④育成と任用が連動する人事行政の推進

平成 24 年 3 月に、人事異動の基本原則を策定し、育成と任用が連動する人事行政の推進を図っています。

⑤研修を受ける機会の付与

日頃から、職員に必要な研修等を受ける機会を付与して職員の資質・能力を組織的な関与の下で高めることにより、勤務能率を始め市組織の総合力の向上に向け取り組んでいます。

■考察

本取組は、第 29 条の趣旨を、職員倫理規程の遵守に向けた取組を実施することによって具体化しています。

職員が全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行するため、引き続き職員の基本的な資質の底上げを図ります。

取組 50

不祥事防止・綱紀保持アクションプラン

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 29 条に基づいた取組として、全ての職員が過去の不祥事案を自らのこととして捉え、主体的かつ具体的に行動していくことを目的としています。

■取組の状況

信用失墜行為など不祥事を防止するためには、職員自身の倫理観、道德観の確立はもとより、日常の円滑なコミュニケーションの下、モラルの低下やルール違反、気の緩みなどにつながる小さな変化を見逃さない職場を構築していく必要があります。

そのため、職場や役職、年代や職種等の垣根を越えて、職員が全体の奉仕者であることを改めて認識するために、本プランに基づき、次の取組等を行っています。

①公務員倫理・服務規律の徹底

- ・不祥事防止チェックリストによるセルフチェックの実施
- ・係単位での綱紀保持ミーティングの実施
- ・ソーシャルメディアガイドラインの策定
- ・不祥事案の具体的な内容の周知
- ・上越市職員行動規範（上越アクション 10）の再確認・徹底

②基本的事項の習得の徹底

- ・階層別研修の実施
- ・財務会計等実務研修の実施
- ・交通法規遵守・飲酒運転撲滅に向けた意識の醸成（交通安全研修の実施、定期的な通知）

③風通しの良い職場づくり

- ・人事評価制度の取組を通じた、職場内面談の実施

■考察

本取組は、第 29 条の趣旨を、不祥事防止・綱紀保持アクションプランに基づく取組を実施することによって具体化しています。

職員が全体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行するため、引き続き職員の基本的な資質の底上げを図ります。

第 30 条 公益通報

第 30 条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

【本条項の趣旨】

法令遵守（コンプライアンス）の確保と、公益のため通報を行った市の職員等が不当な取扱いを受けず、保護されるための体制整備を明らかにするために設けたもの

取組 51

公益通報制度

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 30 条に基づいた取組として、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的としています。

■取組の状況

本制度は、事業者内部の労働者が、公益のために当該事業者の法令違反行為を通報した場合に、当該労働者を解雇等の不利益な取扱いから保護する制度です。

平成 28 年 10 月に上越市公益通報に関する要綱を制定し、公益通報の窓口その他通報処理の仕組みを定めました。

なお、現在まで本制度による通報の事案はありません。

○制度の流れ（令和 4 年 6 月以降）

【内部通報】

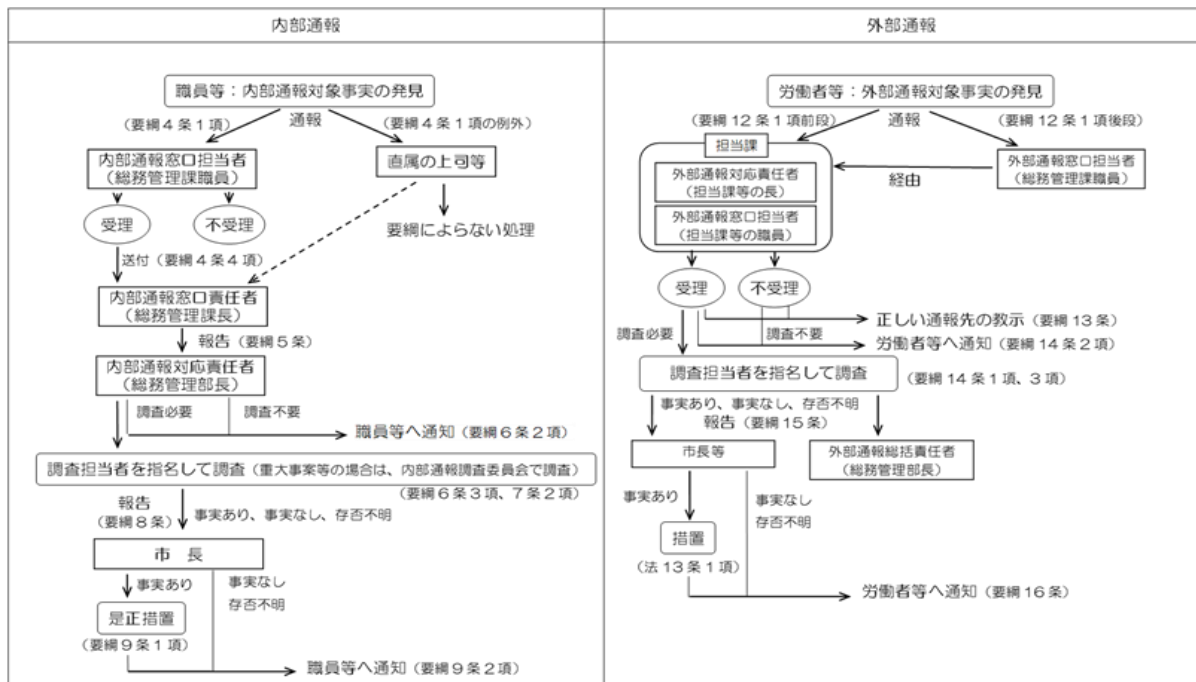
- ・内部通報とは、市政運営に係る法令違反行為等を発見した本市の職員等が、本市の公益通報窓口に通報することをいう。
- ・内部通報の対応業務を統括するため、内部通報対応責任者を置く。
- ・内部通報を受け付けるため、内部通報窓口責任者及び内部通報窓口担当者を置く。
- ・通報窓口は、総務管理課とする。通報する場合は、原則として書面又は電子メールにより通報する。
- ・内部通報を受理した場合は、内部通報対応責任者が必要な調査を行う。
- ・重大な案件であると内部通報対応責任者が判断する場合は、内部通報調査委員会で調査を行う。

【外部通報】

- ・外部通報とは、民間事業者における法令違反行為を発見した当該事業者の従業員等が、本市に通報することをいう。
- ・外部通報に対応する事務を総括するため、外部通報総括責任者を置く。
- ・外部通報を適切に処理するため、外部通報対応責任者及び外部通報窓口担当者を置く。
- ・通報窓口は、法令違反行為についての処分又は勧告等を所管する課等とし、その課等が不明である場合は、総務管理課を経由して通報することができる
- ・外部通報を受理した場合は、外部通報対応責任者が必要な調査を行う。

※制度の流れの詳細は、下記処理フロー図を参照してください。

公益通報の処理フロー



法＝公益通報者保護法、要綱＝上越市公益通報に関する要綱

■考察

本取組は、第 30 条の趣旨を、上越市公益通報に関する要綱に基づく公益通報制度を設けることによって具体化しています。

本市を含む事業者のコンプライアンス（法令遵守）を強化するため、今後も引き続き適切に運用していきます。

第31条 危機管理

第31条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。

【本条項の趣旨】

安全で安心な市民生活を確保するための市長等の責務と、災害等の発生時における市長等と市民の役割を明らかにするために設けたもの

取組 52

上越市国民保護計画

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第31条に基づいた取組として、武力攻撃事態等において、市民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することを目的としています。

■取組の状況

本計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第35条の規定に基づき、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体、財産の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市が実施する国民保護措置（避難、救援、武力攻撃災害への対処）に係る総合的かつ基本的な事項について定めるものです。

○市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態の類型

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急処理事態の類型（一般的な事例）

- (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破）

- (2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（大規模集客施設やターミナル駅などの爆破）
- (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（生物剤や化学剤などの大量散布）
- (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態（航空機などによる自爆テロ）

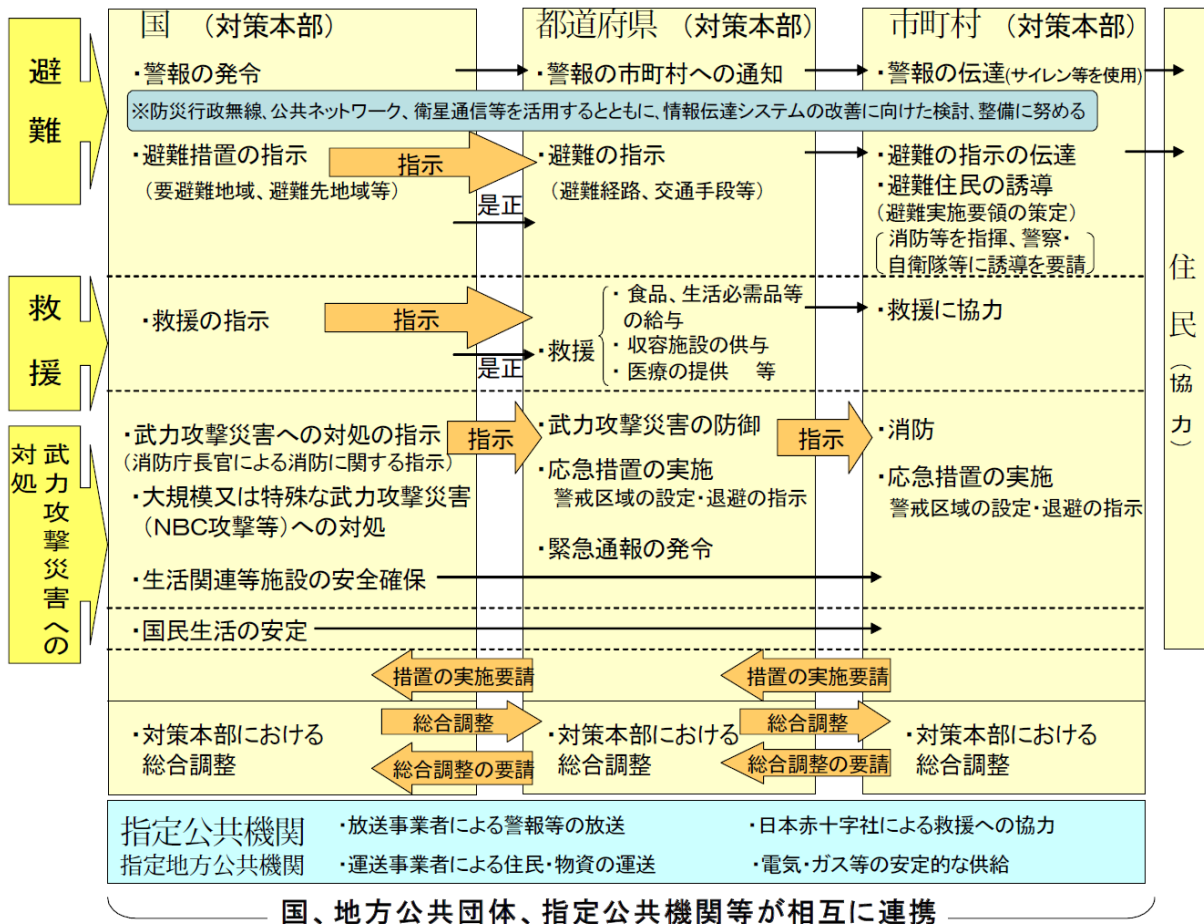
○計画の作成、変更

- ・H19. 3.30 作成
- ・H19. 4. 1 変更
- ・H24. 2. 8 変更
- ・H27.12.15 変更
- ・R2 .12.28 変更

○上越市避難実施要領パターン

- ・H24. 2 作成

国民の保護に関する措置の仕組み



■考察

本取組は、第31条の趣旨を、武力攻撃事態等において、上越市国民保護計画に基づいた国民保護措置（避難、救援、武力攻撃災害への対処）を実施する体制を整えておくことによ

て具体化しています。

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条の規定に基づき作成していることから、今後も国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、新潟県国民保護計画の見直し等を踏まえ必要に応じ修正を行っていきます。

取組 53

上越市地域防災計画

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 31 条に基づいた取組として、災害対策基本法第 42 条の規定により、上越市防災会議が国の中央防災会議の定める防災基本計画に基づき作成する計画で、上越市や新潟県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

■取組の状況

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市における災害対策に関する総合的かつ基本的な事項を定めるものであり、上越市防災会議が策定するものです。

各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図りますが、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、上越市防災会議において修正を行います。

また、この計画は、本市の職員をはじめ各防災関係機関に周知し、市民の理解を得るよう努めています。

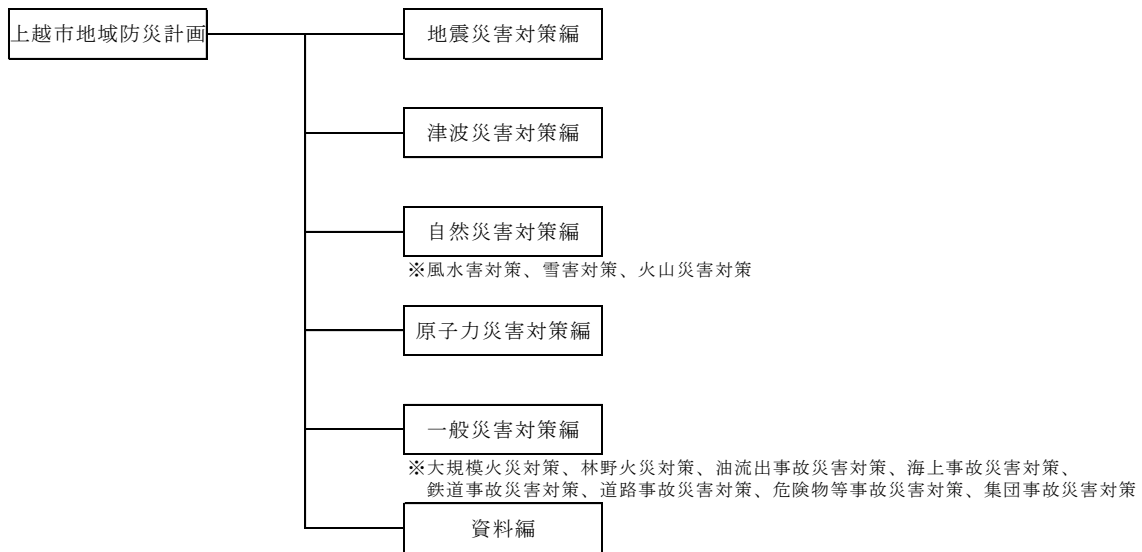
○計画の修正

- ・ H20.6 合併を踏まえた修正
- ・ H25～26 東日本大震災の教訓等を踏まえた大幅な見直し
- ・ H27.3 土砂災害、原子力災害等にかかる修正
- ・ H31.2 国、県計画の修正を踏まえた修正
- ・ R4 .7 国、県計画の修正及び大雪災害対応の検証結果を踏まえた修正
- ・ R5 .3 国、県計画の修正を踏まえた修正

○進捗管理

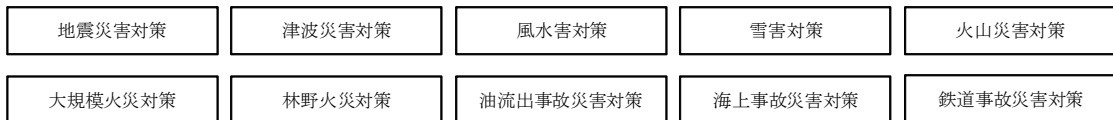
- ・ 災害予防計画に市の役割として位置づけられている対策の実施状況及び実施方針の進捗状況を確認しています。

上越市地域防災計画の体系



地域防災計画の構成

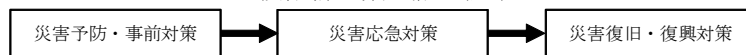
自然災害



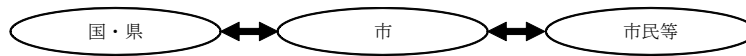
事故災害



(災害対策の順序に沿った記述)



(具体的な対策を記述：各主体の責務を明確化)



■考察

本取組では、第 31 条の趣旨を、上越市地域防災計画に基づいた災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施する体制を整えておくことによって具体化しています。

近年、全国各地で発生している災害は大規模化、多様化し、一方で高齢化や人口減少等に伴う地域社会の環境変化等により、地域防災力の実効性の低下が懸念されており、また、地球環境の変化等に伴い、各地で豪雨災害が頻発していることから、上位法及び上位計画の修正にあわせ、適時適切に市計画を修正する必要があります。また、本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき作成されており、同条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに、進捗状況、実効性等の確認を行い、必要に応じ修正を行っていきます。

上越市危機管理対応指針

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 31 条に基づいた取組として、緊急事態に備え、全庁的な危機管理の対応の基本的事項を示し、被害の防止又は軽減を図ることを目的としています。

■取組の状況

令和元年 10 月の台風 19 号、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の拡大、令和 3 年 1 月及び令和 4 年 2 月の大雪災害などの発生時には、この指針の定めるところにより、上越市地域防災計画などの緊急事態に対応する計画に基づき、市民の安全と安心を迅速に確保するよう努めてきました。

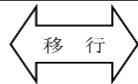
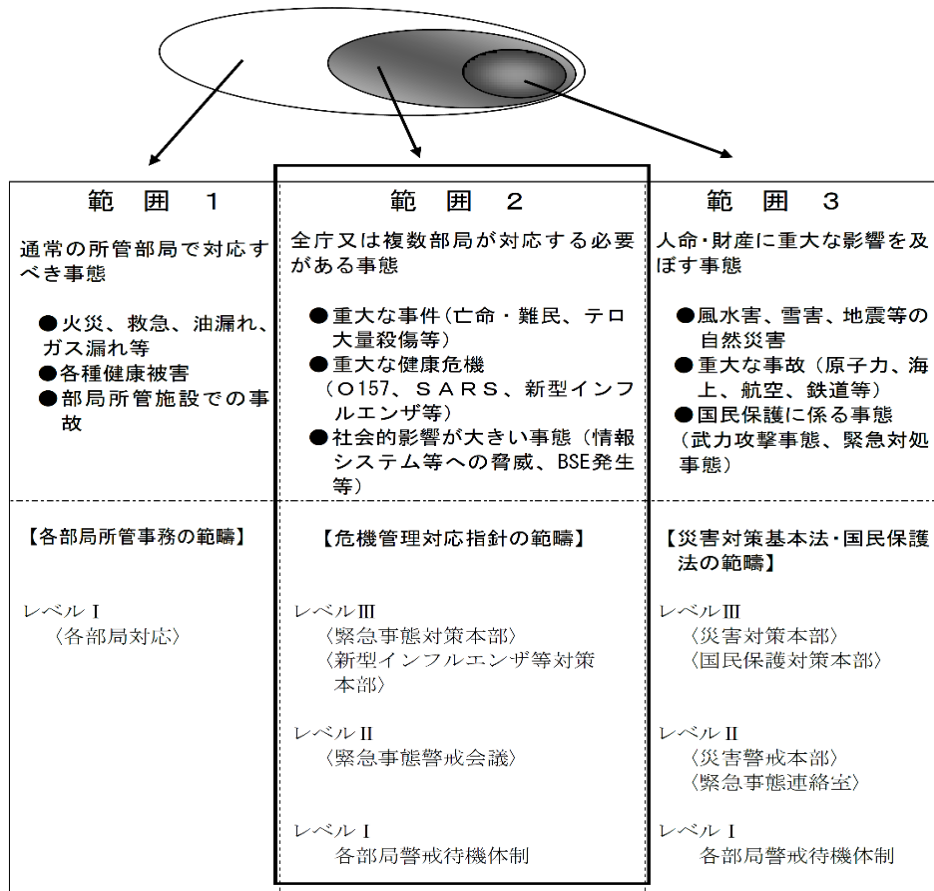
緊急事態発生時には、緊急事態の範囲と対応の例（下記）を参照のうえ、当指針の範疇であるか否かを確認し、範疇である場合は、緊急事態一覧（次ページ）を参照のうえ、主な対応部署と対応計画等を確認し、対応計画に基づき緊急事態に対応しています。

○改正履歴

H31.4.1 組織改編等に伴い改正

R2 .4.1 組織改編等に伴い改正

緊急事態の範囲と対応の例



緊急事態一覧

別紙1

区分	項目	細目	主な対応部署	対応計画等	備考	
① 主に災害 市民の生命、身体、財産に直接被害が	1 風水害		防災危機管理部	危機管理課	上越市地域防災計画(自然災害対策編) 上越市災害対応マニュアル(水害・土砂災害編)	
			都市整備部	道路課	災害対応マニュアル	
			農林水産部	河川海岸砂防課	排水樋管操作要領、樋門管理マニュアル	河川の増水、施設への逆流に対応
				農林水産整備課	ISO緊急事態対応計画書	
			自治・市民環境部	生活環境課	水害・台風緊急時対応マニュアル	風水害等による農作物被害
	2 雷害		防災危機管理部	危機管理課	上越市地域防災計画(自然災害対策編)	
			都市整備部	道路課	災害対応マニュアル	融雪災害
	3 震災		防災危機管理部	危機管理課	上越市地域防災計画(地震災害対策編) 上越市災害対応マニュアル(地震・津波災害編)	
			都市整備部	道路課	地震パトロールマニュアル	落橋、陥没、崩壊等
			農林水産部	農林水産整備課	ISO緊急事態対応計画書	配水管の破損
				農林水産整備課	異常時手順書	
	4 火山災害		防災危機管理部	危機管理課	上越市地域防災計画(自然災害対策編)	
	5 大規模な火事、爆発事故		防災危機管理部	危機管理課	上越市地域防災計画(一般災害対策編)	
	6 林野火災		防災危機管理部	危機管理課	上越市地域防災計画(一般災害対策編)	
			農林水産部	農林水産整備課		
7 土砂崩れ		国土交通省所管 林野庁所管 農林水産省所管	都市整備部	河川海岸砂防課、道路課	上越市地域防災計画(自然災害対策編) 上越市災害対応マニュアル(水害・土砂災害編)	上越地域振興局地域振興部との連携
			農林水産部	農林水産整備課		上越地域振興局農林振興部との連携
			農林水産部	農林水産整備課		上越地域振興局農林振興部との連携
8 原子力事故		防災危機管理部	市民安全課、危機管理課	上越市地域防災計画(原子力災害対策編) 上越市災害対応マニュアル(原子力災害編)		
9 海上事故		防災危機管理部	危機管理課	上越市地域防災計画(一般災害対策編)		
10 航空事故(当市に墜落した場合等)		農林水産部	農林水産整備課	上越市地域防災計画(一般災害対策編)		
11 鉄道事故		防災危機管理部	危機管理課	上越市地域防災計画(一般災害対策編)		
12 大規模な車両事故		防災危機管理部	危機管理課	上越市地域防災計画(一般災害対策編)		
13 大規模な停電事故		防災危機管理部	危機管理課	停電発生時の対応要領	東北電力との連携	
14 溺水		ガス水道局	施設管理課	溺水対策措置要綱		
15 武力攻撃事態法の発動		防災危機管理部	危機管理課	上越市国民保護計画		

■考察

本取組は、第 31 条の趣旨を、上越市危機管理対応指針に基づいた全庁的な危機管理対応を取ることができる体制を整えておくことによって具体化しています。

災害発生時において、当指針の定めるところにより、上越市地域防災計画などの緊急事態に対応する計画に基づき、必要な対応を行っており、近年増加している自然災害や異常気象などの状況を踏まえ、必要に応じ緊急事態を追加するなど指針の見直しを行っていきます。

取組 55

上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例（同推進計画）

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 31 条に基づいた取組として、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりについて、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、「安全安心まちづくり」の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らし、さらには本市を訪れる人も安全に安心して滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的としています。

■取組の状況

本条例では、犯罪の防止に配慮した安全安心まちづくりを推進するため、市や市民など立場の異なる主体がそれぞれの責務を果たしつつ相互の緊密な連携を図るための基本理念などについて、体系的かつ総合的にまとめています。

本条例の制定を機に、本市がこれまでに取り組んできた各種防犯活動を再構築し、犯罪の防止に配慮した安全安心まちづくりの定着とさらなる充実を図っています。

本条例に基づき、安全安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため策定した推進計画では、基本目標を「犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりの実現」、重点目標を「犯罪発生件数を減少させる」と定め、この基本目標や重点目標を達成するため、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の 3 つの基本方向を定め各施策を実施しています。計画期間は、上越市第 7 次総合計画と整合し、8 年間としています。

○条例の制定及び計画の策定期間

H18.10 条例制定

H19. 3 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画策定
（計画期間：平成 19 年度～26 年度）

H27. 3 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画策定
（計画期間：平成 27 年度～34 年度）

R5 . 3 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画策定
（計画期間：令和 5 年度～12 年度）

推進計画は、計画期間中の取組の進捗状況を分析・検証し次期計画につなげていきます。
また、社会環境の変化などを踏まえ、計画の内容等についても必要に応じて見直すことと
しています。

上越市刑法犯認知件数の推移 (単位：件 集計：年別集計)

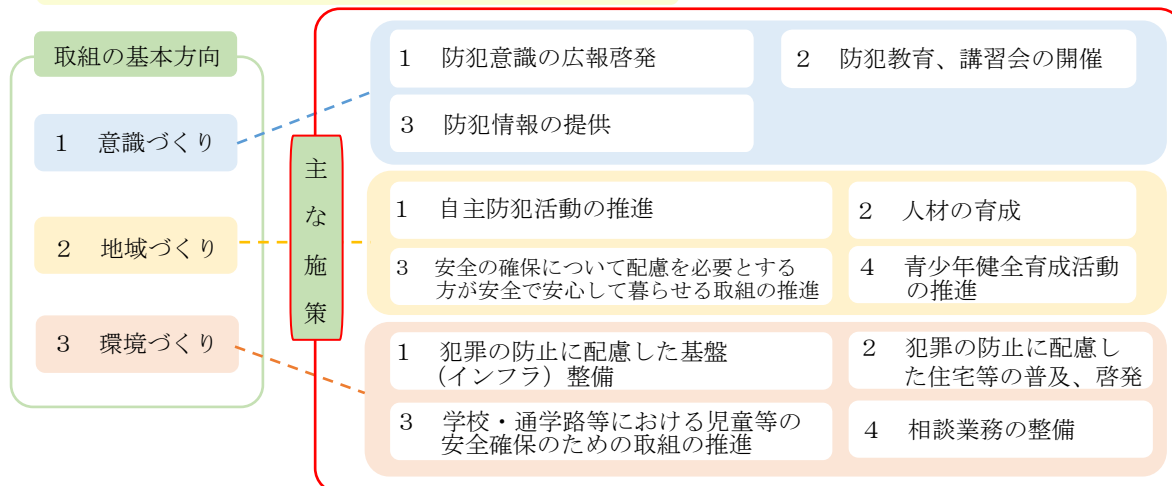
	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	
総数	1,086	1,010	1,037	884	812	671	619	
前年比	△22%	△7%	3%	△15%	△8%	△17%	△17%	
内 訳	凶悪犯	6	5	4	6	2	2	4
	粗暴犯	103	72	82	113	72	72	52
	窃盗犯	715	694	666	517	439	439	387
	知能犯	38	36	60	49	38	38	50
	風俗犯	9	12	3	7	6	6	8
	その他	215	191	222	192	114	114	118

※ その他…器物破損、住居侵入、占有離脱物横領 など（上越市の犯罪概況と少年補導より）

上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画の体系

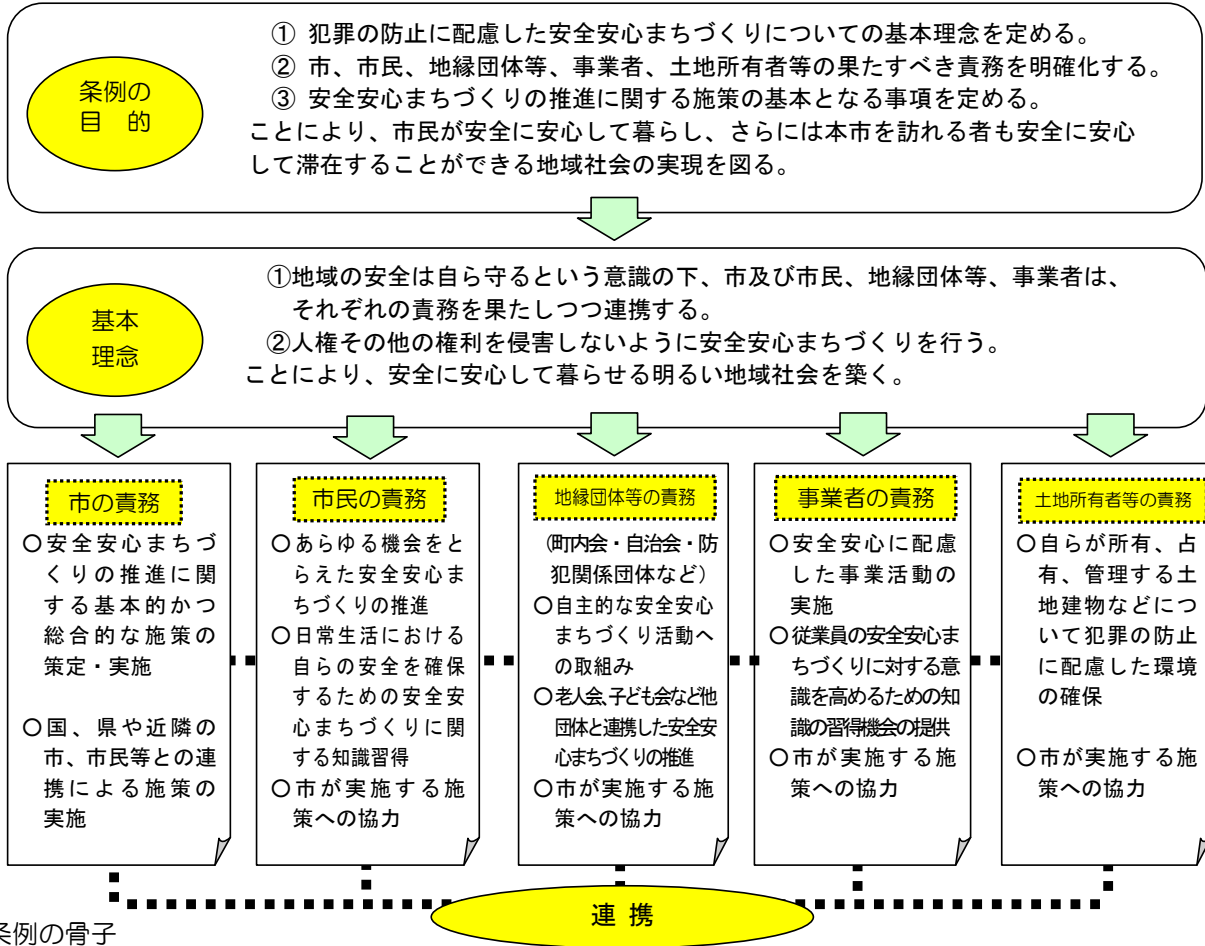
基本目標 : 犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現

重点目標 : 犯罪発生件数を減少させる



上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例の概要

○犯罪の防止に配慮した安全安心まちづくりを推進するため、市や市民など立場の異なる主体がそれぞれの責務を果たしつつ相互の緊密な連携を図るための基本理念などについて、体系的かつ総合的にまとめ、条例化する。
 ○条例の制定を機に、当市がこれまでに取り組んできた各種防犯活動を再構築し、犯罪の防止に配慮した安全安心まちづくりの定着とさらなる充実を図る。



■考察

本取組は、第31条の趣旨を、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画に基づいた施策を実施することによって具体化しています。

県内、市内のいずれも犯罪認知件数は減少傾向が続く一方で、特殊詐欺件数は年により増減の幅が大きく、また、近年は架空請求詐欺が増加傾向にあるため、被害防止のための出前講座や街頭での被害防止広報等の啓発、教育活動の充実・強化を図っていきます。

第 32 条 都市内分権

第 32 条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。

【本条項の趣旨】

市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的に解決し、特徴的かつ個性的な地域づくりに取り組むことができるように仕組みを整備し、都市内分権を推進することを明らかにするために設けたもの

第 33 条 地域自治区

第 33 条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。

2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。

3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。

【本条項の趣旨】

都市内分権を推進するための仕組みである地域自治区と、そこに設置する地域協議会、事務所について明らかにするために設けたもの

取組 56

上越市地域自治区の設置に関する条例

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 32 条及び第 33 条に基づいた取組として、都市内分権を推進するための仕組みである地域自治区とそこに設置する地域協議会、事務所について明らかにし、地域の意見を市政に反映し、住民の皆さんが、それぞれ身近な地域の課題を主体的に解決していけるようにすることを目的としています。

■取組の状況

地域自治区制度は、「自主自立のまち」の実現を目指して、市内のそれぞれの地域において、

住民の皆さん同士、あるいは住民の皆さんと行政の連携・協力関係を築き、まちづくり活動を活発にしていくため、また多様な地域特性や住民の皆さんの意思をより一層市政に反映していくための仕組みです。

市の区域を分けて 28 の区を設け、住民の皆さんの意見を取りまとめる地域協議会と事務所を置いています。地域自治区の事務所は、地域協議会の運営に関する事務を行うほか、それぞれの地域における住民の皆さんのまちづくりをサポートしています。

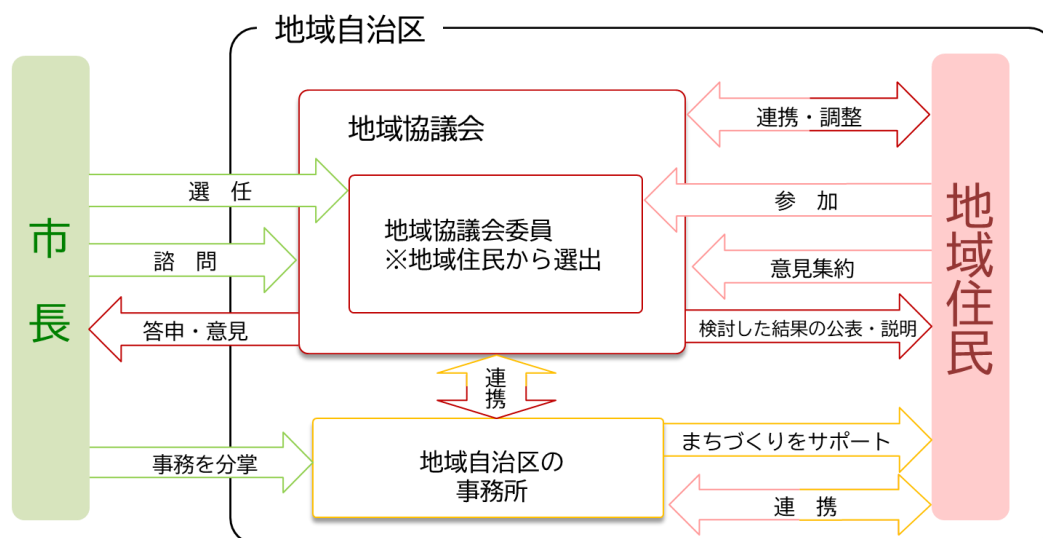
地域自治区ごとに設置される地域協議会は、身近な地域の課題を様々な立場の住民の皆さん自らが考え、その解決に向けて主体的に取り組む「自主自立のまちづくり」を推進する役割を担っており、より良い解決策を導き出していくための話し合いを行い、地域としての意見を取りまとめます。

地域協議会がまとめた地域の意見を市政運営に反映する仕組みには、「諮問に対する答申」や「自主的審議を踏まえた意見書」などがあります。

○地域自治区の区域



○地域自治区制度のイメージ図



○地域協議会の運営状況（データは28区の合計）

年度	会議開催回数	自主的審議				諮問の件数	備考
		審議した事項の数 (新規設定数)		市に提出された意見書の数			
		件数	自治区の数	件数	自治区の数		
H29	280	22	15	10	7	9	
H30	275	7	6	3	3	9	
R1	259	1	1	4	4	20	
R2	280	10	6	1	1	14	委員改選
R3	290	16	10	3	3	26	

※令和2年2月以降、新型コロナウイルスの世界的流行を受け、政府による全国規模の緊急事態宣言（令和2年4月7日～5月6日）などを受け、地域協議会の会議や研修等の実施に当たり、延期や見送りが一部で行われた。

■考察

本取組は、第32条及び第33条の趣旨を、地域自治区制度によって具体化しています。

市では、地域協議会の更なる活性化に向け、地域協議会が自主的審議を活発に行うことのできる環境を整えてきています。今後も、市民の皆さんに地域協議会の役割を理解いただく取組を継続するとともに、地域協議会がその役割を十分に発揮し、活動が一層活発なものとなるよう、引き続き適切にサポートしながら、地域の課題解決に向けた取組を推進していきます。

一方で、地域自治区の仕組みのもと、住民同士の支え合いや活気を生み出すような取組が自治区単位で広まることが期待されてきましたが、少子高齢化や人口減少に伴い、地域の活動を企画、実行する人材の確保が年々難しくなってきているとともに、地域協議会が検討した課題の解決策を実行する人や団体等の担い手不足により、そういった取組が市全域でなかなか広まらない現状があります。

また、上越市議会では、この間独自に所管事務調査を進められ、令和4年5月に「地域自治・住民自治、地域協議会、総合事務所に関する提言書」を市長に提出されました。

市では、人材不足と地域からの提案力の強化という課題を解決するため、地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の個性や特性を生かしながら、地域の活力を高めていく仕組みの実現に向けた取組を進めていきます。

第34条 市民参画

第34条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。

3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。

【本条項の趣旨】

自治の基本原則の一つである「市民参画の原則」について、その在り方を明らかにするために設けたもの

※本条項に基づいた取組「取組 22：市民の声を聴くポスト事業」は、39 ページを参照

※本条項に基づいた取組「取組 23：移動市長室、市民と市長との対話集会」は、40 ページを参照

第35条 協働

第35条 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。

2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

【本条項の趣旨】

市民と市議会及び市長等がお互いをパートナーとして認め合い、協働による公共的課題の解決を推進していくことを明らかにするために設けたもの

※本条項に基づいた取組「取組 24：協働の促進に関する取組」は、42 ページを参照

第36条 コミュニティ

第36条 市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。

【本条項の趣旨】

「コミュニティ」を住民自治の基礎的な単位として、市民生活の上で重要な役割を担うものと考えていることから、その在り方と市民、市議会及び市長等とのかかわりについて明らかにするために設けたもの

取組 57

コミュニティへの支援・連携

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第36条に基づいた取組として、市民生活のあらゆる場面で誰もが個性と能力を発揮する機会が保障されており、市民が自ら魅力的で住みよいまちの実現に向けて取り組むことができる環境や様々な支え合いの体制が整った地域社会を形成していくため、市民・団体に向けた意識啓発や支援・相談体制を充実するとともに、多様な主体の連携を促進することを目的としています。

■取組の状況

多様な主体間の連携・協働を促進するため、市民や地域コミュニティ、市民団体など多様な主体間のネットワークの形成とコーディネートに重点的に取り組んでいます。具体的な取組は次のとおりです。

○町内会集会場補助金の交付（新築、増改築・修繕、耐震診断、耐震補強）

年度	補助件数（件）	補助金額（千円）
H29	33	28,574
H30	45	36,320
R1	83	115,649
R2	70	90,074
R3	63	53,577

○地域コミュニティ活動サポート事業

- H29：新規3団体に講師を派遣し、各団体2回の話し合いを実施
前年度のフォローアップとして2団体に講師を派遣し、各団体1回の話し合いを実施
- H30：新規3団体に講師を派遣し、2回の話し合いを実施
前年度のフォローアップとして2団体に講師を派遣し、各団体1回の話し合いを実施
- R1：新規1団体に講師を派遣し、2回の話し合いを実施
前年度のフォローアップとして3団体に講師を派遣し、各団体1回の話し合いを実施
- R2：前年度のフォローアップとして1団体に講師を派遣し、1回の話し合いを実施
- R3：新規1団体に講師を派遣し、2回の話し合いを実施

○NPO及びボランティアに関する事業、NPO・ボランティアセンターの運営

年度	市民活動団体登録数 (団体)	ボランティア・団体活動等の相談件数 (件)
H29	248	545
H30	255	500
R1	261	541
R2	251	365
R3	250	344

■考察

本取組は、第36条の趣旨を、市民や地域コミュニティ、市民団体など多様な主体間のネットワークの形成とそのコーディネートの実施などによって具体化しています。

人口減少や地域住民の高齢化、地域住民同士の関係が希薄になることにより、コミュニティの維持が難しくなっている町内会もあり、活動を促進するのではなく、維持することを軸足に取組を進める必要があり、また、コミュニティの維持が出来なくなる町内会については、住民の不便さを軽減していくことを考えていかななくてはならない時期にきています。

第 37 条 人材育成

第 37 条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。

【本条項の趣旨】

自治とコミュニティ活動の維持と発展のためには、これを担う人材の育成が必要不可欠であり、「人材育成」を市長等と市民とが協働して取り組むべき公共的課題ととらえた上で、協働、市民参画やコミュニティ活動の担い手となる人材の育成について明らかにするために設けたもの

取組 58

まちづくりの人材育成への支援

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 37 条に基づいた取組として、多様化・複雑化する市民ニーズや様々な地域事情に対応していくため、地域全体として適切な主体・方法により公共的課題の解決ができるよう、多様な担い手の育成やそれらとの協働を一層推進することを目的としています。

■取組の状況

地域を支える人材や協働のためのパートナーとなる市民活動の担い手の育成に重点的に取り組んでいます。具体的な取組は次のとおりです。

○地域コミュニティ活動サポート事業（再掲）

- H29： 新規 3 団体に講師を派遣し、各団体 2 回の話し合いを実施
前年度のフォローアップとして 2 団体に講師を派遣し、各団体 1 回の話し合いを実施
- H30： 新規 3 団体に講師を派遣し、2 回の話し合いを実施
前年度のフォローアップとして 2 団体に講師を派遣し、各団体 1 回の話し合いを実施
- R1： 新規 1 団体に講師を派遣し、2 回の話し合いを実施
前年度のフォローアップとして 3 団体に講師を派遣し、各団体 1 回の話し合いを実施
- R2： 前年度のフォローアップとして 1 団体に講師を派遣し、1 回の話し合いを実施
- R3： 新規 1 団体に講師を派遣し、2 回の話し合いを実施

○NPO 及びボランティアに関する事業、NPO・ボランティアセンターの運営（再掲）

年度	市民活動団体登録数 (団体)	ボランティア・団体活動等の相談件数 (件)
H29	248	545
H30	255	500
R1	261	541
R2	251	365
R3	250	344

○住民組織活動基盤整備事業

- H29：諏訪の里づくり協議会、NPO 法人かみえちご山里ファン倶楽部に補助
H30：和田地区振興協議会に補助
R1：地域福祉新道みつわ会に補助
R2：補助団体なし
R3：保倉まちづくり協議会に補助

■考察

本取組は、第 37 条の趣旨を、地域を支える人材や協働のためのパートナーとなる市民活動の担い手を育成するための取組を実施することによって具体化しています。

市民の主体的な取組が広がりつつある一方で、現に活動している団体等の新規会員の減少や役員の高齢化などが顕在化しており、従来行われてきた活動の衰退により、そのような活動を通じて育成されてきた人材が失われることが懸念されることから、市民活動団体をどのように支援していくかが課題となっています。

取組 59

公民館事業

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 37 条に則った取組として、上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、以って生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与することを目的としています。

■取組状況

「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿とし、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するため、次に掲げる 5 本の事業の柱をもとに公民館事業を実施するとともに、市民の活動を支援してきました。

<5 本の事業の柱と事業例>

- ①学びのきっかけづくり … 「絵画教室」、「ヨガ体験教室」など

- ②未来を支える人づくり … 「ちゃれんじキッズ」、「子ども体験教室」 など
- ③育ち合い、支え合う家庭環境づくり … 「家庭教育支援講座」、「親子活動講座」 など
- ④地域・現代課題に対応した地域づくり … 「ふるさと未来づくり事業」、「防災講座」 など
- ⑤行動する人への支援 … 「生涯学習フェスティバル」、「分館事業」 など

◎各地区公民館（分館含む）における公民館事業の実施状況（直近5年間）	
平成29年度	365事業(1,165回)、延べ参加人数 49,206人
平成30年度	318事業(1,092回)、延べ参加人数 39,974人
令和元年度	321事業(1,095回)、延べ参加人数 42,716人
令和2年度	174事業(555回)、延べ参加人数 8,704人
令和3年度	253事業(853回)、延べ参加人数 15,673人



【絵画教室】
(津有地区公民館)



【たかだ ちゃれんじキッズ】
(高田地区公民館)



【ふるさと未来づくり事業】
(諏訪地区公民館)

■考察

本取組は、第37条の趣旨に則り、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するため、公民館事業を通して学びに対する意欲や関心を高め、参加者同士が学び合い、互いに高め合う機会と場を提供するとともに、学習の成果が幅広くいかされるよう、学びが循環する地域づくりを推進していきます。

また、多様な学習ニーズに対応するため、地域の団体や各種教育関係機関等との連携・協働を図り、取り組んでいきます。

第 38 条 多文化共生

第 38 条 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。
2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。

【本条項の趣旨】

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」という多文化共生の考え方に対する本市の取組姿勢を明らかにするために設けたもの

取組 60

多文化共生推進事業

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 38 条に基づいた取組として、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の一員として共に生きる多文化共生の地域づくりを進めることを目的としています。

■取組の状況

平成 20 年 7 月に多文化共生のまちづくりを進めるため、「多文化共生推進懇談会」を設置し、平成 22 年 3 月に「多文化共生社会の実現に向けた取組(報告書)」が市へ提出されました。

当事業は、この「多文化共生社会の実現に向けた取組(報告書)」の基本施策に基づく事業を関係団体と連携し実施するもので、具体的な取組は次のとおりで、上越国際交流協会へ業務委託し実施しています。

○多文化共生推進事業

- ・国際交流センター来館者対応等（場所：上越市市民プラザ 2 階）
- ・外国人相談事業
- ・日本語指導事業(生活日本語教室)
- ・外国人地域社会参画事業（通訳について学ぶ基礎講座）
- ・情報提供事業(国際交流センターホームページ管理運営 ・多言語での情報提供)
- ・市民活動推進事業（日本語指導ボランティア養成講座・国際交流ボランティア養成講座）
- ・青少年国際化推進事業（小中学生異文化交流キャンプの実施）
- ・その他（図書購入・情報収集・総合学習視察対応・掲示板管理等）

【国際交流センターの利用者数】（令和3年度）

市が上越国際交流協会に委託して実施している外国人相談相談件数 296 件、生活日本語教室への参加 310 人など、計 5,196 人の利用があった。

年度	利用者数
R1	9,149 人
R2	5,473 人
R3	5,196 人

【国際交流センターの各種講座等の実績】（令和3年度実績）

内容	生活日本語教室	通訳について学ぶ基礎講座	国際交流ボランティア養成講座	日本語指導ボランティア養成講座	小中学生異文化交流キャンプ	外国人相談の開設
実施回数	90 回	4 回	4 回	5 回	中止	230 回
利用者数	310 人	9 人	1 人	6 人	—	296 件 (緊急含む)

○生活日本語教室

外国人市民が日本語を効果的に習得できるよう学習環境を確保するとともに市民との交流の場を提供する。

○通訳について学ぶ基礎講座

外国人市民が地域の一員として活躍できる環境を提供するため、外国人市民の通訳スキル向上を図る。

○国際交流ボランティア養成講座

市民主体の国際交流活動を促進することを目的にリーダーとなる人材を養成する。

○小中学生異文化交流キャンプ

小学校 5 年生から中学校 3 年生を対象に留学生や ALT との交流キャンプを実施し、子どもたちが文化や習慣の違いを発見する機会を提供し、国際感覚の醸成を図る。

○外国人相談

- ・開 設 日：平日 午前 10 時～午後 5 時
- ・相談内容：入管手続き（在留資格等）に関する事、子の保育・就学に関する事、家庭での問題に関する事 など

■考察

本取組は、第 38 条の趣旨を、多文化共生推進事業における各種取組を実施することによって具体化しています。

引き続き、上越国際交流協会と連携を深めながら、外国人市民が安全で安心して生活を送ることができるよう支援するとともに、青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図っていきます。

第 39 条 市民投票

- 第 39 条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。
- 2 年齢満 18 歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20 日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。
- 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 6 市長は、第 2 項の規定による請求及び前 2 項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 7 市長は、第 2 項の規定による請求が請求権者の総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもってなされたときは、第 3 項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 8 市民投票の投票資格者は、年齢満 18 歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。
- 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。

【本条項の趣旨】

市民主権の観点から、市政運営に係る重要事項について市民の意思確認を行うことを目的とする常設型の市民投票制度の設置について規定するために設けたもの

取組 61

上越市市民投票条例

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 39 条に基づいた取組として、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿って決定をなすことにより、市民参画を推進し、もって市民主体の市政運営に資することを目的としています。

■取組の状況

市民投票制度は、市政運営に係る重要事項について、投票を通じ広く市民の意見を確認し、その結果を尊重した上で、市政運営に反映させることにより、市民参画を推進し、市民主体の市政運営に資することを目的とし、平成 21 年 10 月 1 日から条例が施行され、制度がスタートしました。

なお、現在まで本制度を運用した事案はありません。

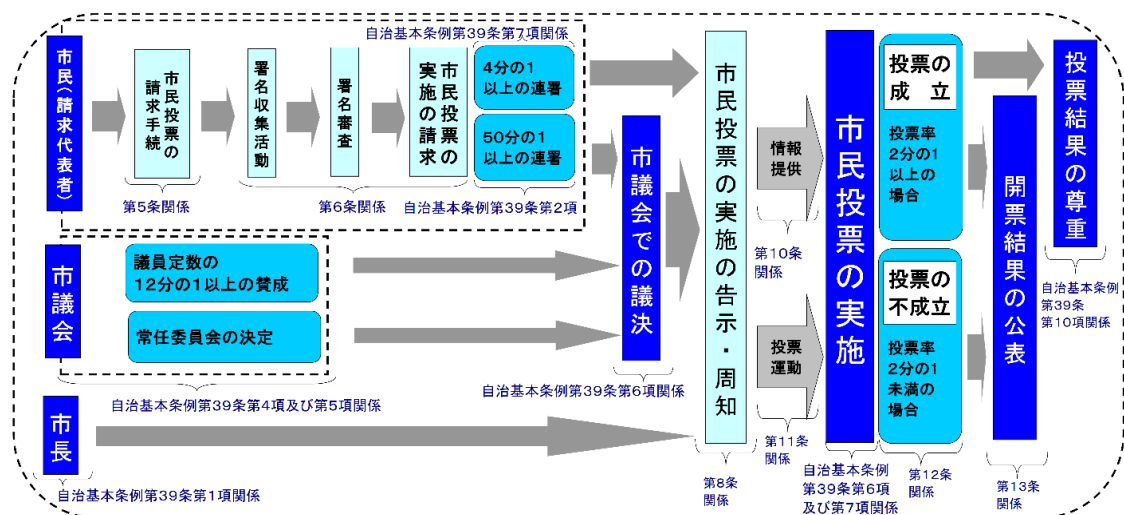
■考察

本取組では、第 39 条の趣旨を、上越市市民投票条例に基づいた制度を設けることによって具体化しています。

今後も引き続き、法令改正の動向に対応し、本制度を必要に応じて適切に運用できるよう取り組んでいきます。

上越市市民投票条例の概要

目的 (第 1 条関係)	市政運営に係る重要事項について、投票を通じ広く市民の意見を確認し、その結果を尊重した上で、市政運営に反映させることにより、市民参画を推進し、市民主体の市政運営に資すること。
投票の対象事項 (第 2 条第 1 項関係)	市及び市民に直接の利害関係を有する事項（市の権限に属さない事項にあつては、対外的に市の意思を表示するものに限る。）であつて、市民の間又は市民、市議会若しくは市長等の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、市民に直接その賛成又は反対の意思を問う必要があるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ①法令に基づき住民投票を実施することができる事項 ②市長等の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部事務処理に関する事項 ③市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項 ④その他市民投票の実施が不相当と認められる事項
投票資格者 (第 3 条関係)	次のいずれにも該当する者とする。 ①年齢満 18 歳以上の市民 ②上越市に住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上上越市の住民基本台帳に記録されている者 ③日本の国籍を有する者又は永住外国人



第 40 条 国、県等との関係

第 40 条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。

【本条項の趣旨】

本条は、地方分権改革に伴い、国や新潟県とは「上下・主従」の関係ではなく、「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、基礎自治体としての自立をめざすことを明らかにするために設けたもの

※本条項に基づいた取組「取組 16：地方分権への対応等」は、31 ページを参照

第 41 条 他の自治体等との連携

第 41 条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。

【本条項の趣旨】

自治体運営を行う上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するために、他の自治体等と連携や協力をするよう努めなければならないことを明らかにするために設けたもの

取組 62

災害発生時の自治体間での相互支援

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 41 条に基づいた取組として、災害発生時に協定を締結している自治体間相互で支援を行うことにより、災害発生時に不足する物資やマンパワーを補完し、相互に災害対応力の強化を図ることを目的としています。

■取組の状況

当市では、近隣自治体や姉妹都市などと災害時応援協定を締結しており、この協定に基づき災害発生時に被災自治体に対し相互に物的、人的支援を行っています。また、協定以外でも市長会等からの要請に基づく職員派遣を行う場合もあります。

○協定締結先自治体（R4. 6. 1 現在）

東京都荒川区、北海道岩内郡岩内町、上田市、静岡市、室蘭市、米沢市、長野市、館林市、豊田市、姫路市、群馬県邑楽郡板倉町、静岡市、長野市、甲府市、大垣市、七ヶ浜町、神栖市、知多市、袖ヶ浦市、川越町、坂出市、中城村、新潟県、県内全市町村

協定では、応援の内容、応援要請手続き、経費の負担、連絡担当部署など、必要な情報の交換などについて具体的に定めています。

○派遣実績

平成 25 年度 H26. 2. 17～28 の間、豪雪により被災した甲府市に除雪重機、オペレーター及び職員を派遣（災害時応援協定に基づく）



平成 26 年度 H26. 8. 24～28 の間、大雨により被災した福知山市に職員を派遣（新潟県を

通じた要請に基づく)



平成 28 年度 H28. 4. 27~7. 21 の間のうち 43 日間、熊本地震により被災した熊本市等に職員を派遣（新潟県等を通じた要請に基づく）



※熊本市へは、自主的に救援物資（土のう、ブルーシート、飲料水）も輸送しました。

H28. 12. 22 に発生した大火により被災した糸魚川市に対し見舞金を贈りました。

令和 3 年度 R4. 2. 13 に発生した地震により被災した福島県新地町に職員を派遣（新潟県を通じた要請に基づく）



令和 4 年度 R4. 8. 3 からの大雨により被災した新潟県村上市、関川村に職員を派遣（新潟県を通じた要請に基づく）



また、豪雨や台風、大雪により被災した県内外 13 の自治体に対し見舞金を贈りました。

■考察

本取組は、第 41 条の趣旨を、近隣自治体や姉妹都市などと災害時応援協定を締結し、相互に支援を行うことによって具体化しています。

これまで災害時応援協定に基づくもののみならず、新潟県や市長会等からの要請に応じ職員を派遣しており、今後も同様に職員派遣を行うとともに、救援物資による支援等も必要に応じて行っていきます。

取組 63

観光関連の広域的な連携の取組

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 41 条に基づいた取組として、観光誘客の取組については、複数の自治体がそれぞれの特性を生かして、その機能や魅力を補完し連携することで、個々の観光地の多様な魅力をアピールできるようになるなどのスケールメリットがあることから、エリア全体での長期滞在型の周遊観光を目指し、誘客増加につなげることを目的としています。

■取組の状況

観光施策を行う上での広域的な課題に対応するため、課題ごとに関係する自治体等と連携した活動を展開しています。

当市が加入する主な広域観光連携組織は次のとおりで、それぞれの会が目的を果たすための取組を進めており、各自治体との連携・協力によって誘客促進に取り組んでいます。

○上越市が加入する主な広域観光連携組織

①北陸新幹線停車駅都市観光推進会議

- ・会の目的:北陸新幹線の延伸を見据え、停車駅の各都市が有する観光資源を有効に活用し、観光の広域的振興を図ることにより、当該都市間の交流人口の拡大及びまちの活性化に寄与する。
- ・設立年月:平成 20 年 11 月
- ・関係自治体:新潟県上越市・糸魚川市、石川県金沢市・加賀市・小松市、富山県高岡市・富山市・黒部市、長野県飯山市・長野市・上田市・佐久市、群馬県高崎市 合計 13 市
- ・主な取組:観光推進会議や外国人向けフェイスブックでの情報発信など



②ほくほく線沿線地域振興連絡協議会

- ・会の目的:ほくほく線の利用促進を図ることにより、沿線地域の発展に寄与する。
- ・設立年月:平成 8 年 6 月
- ・関係自治体:上越市、南魚沼市、十日町市、津南町、湯沢町、柏崎市 合計 6 市町
- ・主な取組:ほくほく線沿線地域をPRするための情報誌の発行、観光誘客を確保するためのプロモーションなど



③北アルプス日本海広域観光連携会議

- ・会の目的:北陸新幹線糸魚川駅を中心とした周辺市町村及び関係団体との広域観光連携を推進するため、北アルプス日本海広域観光連携行動計画に登載する取組の推進、評価及び検証並びに計画の見直しを行うとともに、連携会議構成団体間の連絡調整等を円滑に行うことにより、広域観光連携を総合的かつ計画的に実施する。
- ・設立年月:平成 25 年 8 月
- ・関係自治体:新潟県上越市・糸魚川市、長野県大町市・白馬村・小谷村、富山県朝日町 合計 6 市町村
- ・主な取組:周遊型広域観光商品の開発と販売促進活動、広域観光パンフレットの作成など



④佐渡市・上越市観光・航路連携協議会

- ・会の目的：小木・直江津航路の利用促進と合わせ、上越市及び佐渡市の観光振興に取り組む。
- ・設立年月：平成19年8月
- ・関係自治体：上越市、佐渡市
- ・主な取組：佐渡市、佐渡汽船㈱等と連携した県外キャンペーンや募集型旅行商品の造成支援など



■考察

本取組は、第41条の趣旨を、広域観光連携組織に加入し、各自治体と連携・協力を行うことによって具体化しています。

それぞれの連携の枠組みが目的を果たすための取組を進めており、各自治体との連携・協力によって誘客が促進されていることから、引き続き連携を図っていきます。また、インバウンドの再開に向け効果的な誘客を行うため、北陸新幹線沿線の自治体等と更に連携や協力を進めていきます。

取組 64

北陸新幹線沿線都市との連携

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第41条に基づいた取組として、新幹線開業による効果を更に高め、地域全体の活性化につなげていくこと、また、新幹線開業に伴いJRから経営分離された並行在来線の維持存続を目的としています。

■取組の状況

新幹線開業による効果を更に高め、地域全体の活性化につなげていくため、北陸新幹線の早期全線開通と新潟県内各駅への停車機会増加を目指し、県、周辺自治体等で構成する団体において、旅客流動調査をはじめとする様々な調査・研究や国、鉄道事業者等への要望活動を実施しています。

○新幹線関連の各団体（活動内容等）

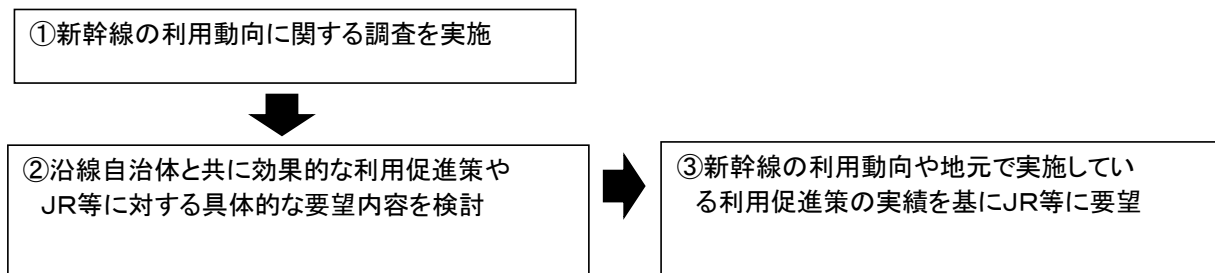
①北陸新幹線建設・活用促進期成同盟会

- ・新潟県知事を会長とし、県内市村、商工団体等で構成
- ・北陸新幹線の早期全線開通や県内駅への利便性の高い列車の停車実現を目指し、国、JR等へ要望活動を展開

②北陸新幹線関係都市連絡協議会

- ・北信越市長会のうち、北陸新幹線に関連のある44市で構成
- ・北陸新幹線の早期全線開通を目指し、国に対し要望活動を展開

○取組のフロー(新幹線関係)

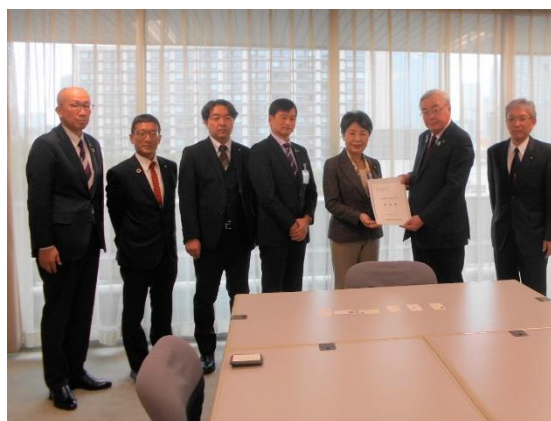


○取組の状況(新幹線関係)



利用促進策の例

県内鉄道関連団体と連携しイベント等でのPRを実施



要望活動の例

北陸新幹線関係都市連絡協議会での要望

また、新幹線開業に伴い JR から経営分離された並行在来線の維持存続に向け、えちごトキめき鉄道(株)に対し、県及び沿線市において「並行在来線への投資・支援スキーム」に基づき出資及び補助その他の支援を行っています。

○並行在来線の維持存続に向けた活動

- ・ えちごトキめき鉄道(株)の経営基盤確立のため、県及び沿線市で出資
- ・ えちごトキめき鉄道(株)の安定経営を支援するため、同社が納付する法人事業税、固定資産税及び都市計画税に相当する金額を補助
- ・ 令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し厳しい経営状況となっている同社に対し県及び沿線自治体と協調して支援を実施
- ・ 並行在来線の利用客の増加に向け、広域的な観光利用の促進や鉄道を利活用したまちづくり、日常的な鉄道利用の促進について、県及び沿線市それぞれの取組とえちごトキめき鉄道活性化協議会(県及び沿線市、えちごトキめき鉄道(株)で構成)において取組を実施

■考察

本取組は、第 41 条の趣旨を、北陸新幹線沿線都市との連携によって具体化しています。地域住民の交通手段である並行在来線を将来に渡って維持していけるよう、県及び沿線市が連携して安定経営のための支援や鉄道の利用促進策を継続して実施していきます。

第 42 条 海外の自治体等との連携及び国際交流の推進

第 42 条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。

【本条項の趣旨】

人類共通の願いである非核平和の実現と地球温暖化問題などの地球規模の諸課題の解決を図るために、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進していくことを明らかにするために設けたもの

取組 65

国際友好交流促進事業

■取組の目的

本取組は、自治基本条例第 42 条に基づいた取組として、海外の姉妹・友好都市との幅広い分野での相互交流により友好親善を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的としています。

■取組の状況

○最近の主な交流実績

<平成 30 年度>

■オーストリア・リリエンフェルト市訪問団受入

リリエンフェルト市長をはじめとした訪問団と市民団体との交流会を行った。また、本市における日本・オーストリア友好 150 周年事業実施の約束をするとともに、翌年度のリリエンフェルト市への訪問要請を受けた。



<令和元年度>

■オーストラリア・カウラ市訪問

オーストラリア・カウラ市を上越日豪協会の代表者とともに訪問し、今後の両市の交流事業について意見交換を行うとともに、「75 周年記念カウラ捕虜脱走事件慰霊祭」に出席した。



<令和2年度>

■韓国・浦項市立交響楽団からのビデオメッセージ受領

韓国・浦項市立交響楽団及び合唱団等を当市に受け入れ、当市の市民吹奏楽団が開催するクリスマスコンサートにおいて合同演奏を行う予定であったが、コロナ禍により来越が困難となったため、励ましのビデオメッセージ及び演奏の動画を受領し、当市観光ウェブサイト等において放映した。



<令和3年度>

■オーストリア・リリエンフェルト市 40周年記念事業

オーストリア・リリエンフェルト市との姉妹都市提携40周年の機会を捉えて、これまでの歴史をパネルで紹介したほか、市内飲食店等においてオーストリアにちなんだ料理やお菓子の販売、オーストリアを舞台とした映画の上映など、各種記念事業を実施した。



○国外の友好交流都市

No.	自治体名	姉妹都市及び交流の別	提携年月日及び交流開始年
1	リリエンフェルト市 (オーストリア)	姉妹都市	S56.10.7
2	琿春市 (中国)	交流 (国際経済・文化交流共同宣言)	H6～ (共同宣言は H8.4.29)
3	浦項市 (韓国)	交流 (国際経済・文化交流共同宣言)	H4～ (共同宣言は H8.4.29)
4	ハルビン市康金街道 (中国)	交流(友好交流協定書締結)	H14.4.15
5	丹東市 (中国)	交流(友好交流意向書)	H8.9.9
6	ブラゴベシチェンスク市 (ロシア)	交流(友好交流意向書)	H10.7.16
7	大連市旅順口区 (中国)	交流(友好交流意向書)	H11.4.18
8	カウラ市 (オーストラリア)	交流(平和友好交流意向書)	H15.10.12

■考察

本取組は、第42条の趣旨を、友好交流促進事業における各種取組を実施することによって具体化しています。

コロナ禍の影響を受け落ち込んでいるインバウンドの再開に向け、市民の国際感覚の醸成

を図るため、海外友好都市との友好関係を継続し、市民レベルでの交流を促進していきます。